

平成28年第2回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月15日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
7番 関 口 雅 敬 君	8
4番 岩 田 務 君	19
5番 村 田 徹 也 君	29
1番 井 上 悟 史 君	41
2番 田 村 勉 君	42
3番 野 原 隆 男 君	48
8番 大 島 瑠美子 君	49
○町長提出議案の報告及び一括上程	55
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例等の一部を改正する条例)	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	62
・議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度長瀬町一般会計補正予算(第6号))	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))	

○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第30号 長瀨町いじめ問題対策連絡協議会等条例	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	71
・議案第31号 長瀨町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	73
・議案第32号 長瀨町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	75
・議案第33号 平成28年度長瀨町一般会計補正予算（第1号）	
○会議時間の延長	77
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
・請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出していただく ための請願	
○総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件	87
○総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調 査の件	88
○閉会について	88
○町長挨拶	88
○閉 会	89

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第54号

平成28年第2回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年6月10日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成28年6月15日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

不応招議員（なし）

平成28年第2回長瀬町議会定例会 第1日

平成28年6月15日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

4番 岩 田 務 君

5番 村 田 徹 也 君

1番 井 上 悟 史 君

2番 田 村 勉 君

3番 野 原 隆 男 君

8番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号の説明、採決、討論、採決

1、請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件

1、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君	
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君	
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	野	口			清	君	会計 管理 者	若	林	実	君	
総務課長	野	原	寿	彦	君		企画 財政 課長	齊	藤	英	夫	君
税務課長	田	寫	俊	浩	君		町民 課長	若	林		智	君
健康福祉 課長	福	田	光	宏	君		産業 観光 課長	横	山	和	弘	君
建設課長	坂	上	光	昭	君		教育 次長	福	島	賢	一	君

事務局職員出席者

事務局長	中	畝	健	一	書記	青	木	正	剛
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（新井利朗君） 皆さん、おはようございます。

今日は、平成28年第2回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（新井利朗君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（新井利朗君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席をされた関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（新井利朗君） ここで、諸般のご報告をいたします。

監査委員から、平成27年度2月分から4月分と、平成28年度4月分に係る現金出納検査の結果報告を受けております。その写しをお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

3月25日に、横瀬町役場で「秩父地域議長会第4回定例会」が開催され、副議長野口健二君ともども出席いたしました。

3月29日に、秩父市内で「ちちぶ定住自立圏関係者懇親会」が開催され、出席いたしました。

4月1日に、秩父市別所浄水場で「秩父広域市町村圏組合水道事業開始記念式典」が開催され、副議長野口健二君、秩父広域市町村圏組合議会議員大島瑠美子君、岩田務君ともども出席いたしました。

4月6日に、埼玉教育会館で「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、出席いたしました。

4月16日に、小鹿野町内で「小鹿野春まつり観光懇談会」が開催され、出席いたしました。

5月16日に、横瀬町役場で「秩父地域議長会監査会」が開催され、出席いたしました。

5月18日に、横瀬町役場で「秩父地域議長会定期総会」が開催され、出席いたしました。

5月22日に、東秩父村・和紙の里で「和紙の里文化フェスティバル観光懇談会」が開催され、出席いたしました。

5月27日に、長瀬町役場で「秩父町村議員クラブ役員会」が開催され、副議長野口健二君、田村勉君、井上悟史君ともども出席いたしました。

6月3日に、秩父地方庁舎で「道議連・水森議連・公共交通議連第1回役員会」が開催され、出席いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（新井利朗君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。6月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成28年第2回6月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

新緑の鮮やかな季節もあつという間に過ぎ去り、6月5日には関東甲信越地方も梅雨入りが発表され、天候の不安定な時期となりました。

蒸し暑い日があるかと思えば、肌寒さを感じるような日もあり、体調管理が難しい日が続きます。議員各位、町民の皆様には健康に十分ご留意いただきましてご活躍いただきますよう、ご祈念を申し上げます。

また、議員の皆様におかれましては、3月、4月の小中学校3校の卒業式、入学式並びに5月21日の中学校の体育祭に際しまして、お忙しい中、子供たちの成長した姿や元気な様子をごらんいただき、まことにありがとうございました。

それでは、まず初めに、平成28年4月1日付で就任いたしました教育長のご紹介をさせていただきます。

野口清教育長でございます。

○教育長（野口 清君） おはようございます。野口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 続きまして、平成28年4月1日付で幹部職員の昇格がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

田嶋俊浩税務課長でございます。

○税務課長（田嶋俊浩君） おはようございます。田嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 若林智町民課長でございます。

○町民課長（若林 智君） おはようございます。若林です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 福島賢一教育次長でございます。

○教育次長（福島賢一君） おはようございます。福島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 以上、昇格した幹部職員でございます。よろしくお願いいたします。

ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係についてご報告申し上げます。去る4月6日から15日までの間「春の全国交通安全運動」が実施されました。当町では、4月6日にフジマート長瀬店前におきまして、関係機関の皆様のご協力をいただき「交通安全出発式」が繰り広げられ、国道を通行するドライバーに交通安全を呼びかけま

した。

また、4月29日付の春の叙勲では、町内在住の野原武夫氏、野原義徳氏、坂上健司氏の3名の方が栄えある叙勲の榮に浴されました。野原武夫氏は商工会会長として、野原義徳氏は自衛官として、坂上健司氏は消防団長としてご尽力されたことなどの功績により受賞されたものでございます。まことにおめでとございました。

続きまして、健康福祉課関係について申し上げます。5月15日に開催されました「第29回長瀬町社会福祉大会・福祉バザー」につきましては、議員の皆様を初め大勢の関係者のご協力をいただき、盛大に開催することができました。心から御礼を申し上げます。また、午後の福祉バザーにつきましても、町内全域の各家庭や企業、商店からバザー用品等7,054点ものご協力をいただき、売上金や寄附金額の合計額は138万2,683円になりました。売上金等につきましては、社会福祉協議会の貴重な財源とし、有効に使用させていただきたいと思っております。毎年このような大きな成果を上げることが出来ますのも、議員各位を初め町民の皆様のご温かいご理解、ご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

続きまして、産業観光課関係について申し上げます。4月15日から24日までの10日間、宝登山山麓で観光協会による「通り抜けの桜」のライトアップが行われ、約4,800名の方々にご来場をいただきました。

また、5月10日には、花の里ハナビシ草園の開園式が催されました。ことしは、近年になくきれいに咲き誇り、来場者にも好評をいただいたところでございます。花の里実行委員会、ボランティアの皆様のご尽力に深く感謝を申し上げます。

また、秩父地域おもてなし観光公社による民泊事業が、5月、6月に4回にわたって1市4町で行われ、兵庫県、千葉県、神奈川県、台湾からの中学校の生徒605名を受け入れました。当町では98名の生徒を受け入れ、15軒のご家庭にご協力をいただきました。受け入れ家庭の皆様には、ご協力まことにありがとうございました。

また、花のあるまちづくりを通じて、地域のコミュニティの推進を図ることを目的として、5月下旬から6月上旬に各行政区にマリーゴールドの苗総数5,000株を配布し、区民の皆様のご協力を得て、道路沿いや公共施設等に植栽していただきました。大勢の皆様にお力添えをいただき、この事業ができましたことを厚く御礼を申し上げます。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分承認案5件、条例の制定、改正案3件、補正予算案1件の合わせて9議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。

いずれも、町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎議事日程の報告

○議長（新井利朗君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を

進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（新井利朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長からご指名申し上げます。

7番 関口雅敬君

8番 大島瑠美子君

10番 染野光谷君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（新井利朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から16日までの2日間にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から16日までの2日間に決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（新井利朗君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従ってご発言を許可します。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは通告に沿って質問をさせていただきます。

初めに、危険な踏切の対応について、建設課長にお伺いをいたします。先般、国土交通大臣が改良すべき踏切道を指定し、その計画に従い改良を実施する踏切道改良促進法による踏切道の指定の報道がありました。長瀬駅前踏切の危険性を考慮して、促進法に基づき踏切道の指定に向けた申請や資料提出など、何らかのアクションを起こしたのか伺います。

また、長瀬駅前踏切先の丁字路は幹線1号線の町道認定がされたことに伴い、町道と私道の優先性がなくなったと考えられます。今後道路改良が予定されていると思いますが、一時停止の表示や道路標識の設

置など、どのような安全対策が図られるのか伺います。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

改正踏切道改良促進法に基づく改良すべき踏切道の指定に当たり、国土交通省、埼玉県から資料等の提供、申請書の提出依頼や要請はありませんでしたので、行っておりません。今回全国で指定された58カ所につきましては、平成26年度に道路管理者及び鉄道事業者が実施しました踏切道実態調査の結果をもとに、緊急対策踏切の抽出要件により抽出されました踏切で、国土交通省が平成19年に緊急に対策の検討が必要な踏切として公表しました1,960カ所の中から、開かずの踏切や事故の危険性の高い踏切を中心に、鉄道会社と自治体で具体案の協議が始まっている箇所などが指定されました。

また、幹線1号線道路改良に伴いどのような安全対策が図られているかのご質問ですが、28年3月埼玉県警察本部交通規制課、秩父警察署交通課による現地確認後、協議を行いました。その中で、新たに資料の提出、情報提供を求められ、引き続き警察と協議中でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁に対して再質問を行います。

私が記憶しているのは、約10年くらい前に、ある国会議員が私的に長瀬に観光に訪れ、当時の国土交通安全委員会の委員長だった方に私はお会いし、お話を聞かせていただきました。そのときに、その国会議員は、この長瀬の踏切は大変危険だと、よく事故が起きないでやっているのですねという話がありまして、当時執行部のほうにお話をさせていただきました。その結果、執行部のほうからはその後図面が出され、今の町長も答弁の中で、大変町の財政では多額の費用がかかるので、手がつけれないという答弁が私の質問の中でもありました。

そこで、当時10年くらい前、私が議員に成り立てのときだったのですけれども、こういう話が降って湧いて、今どうでしょう、この踏切問題で上長瀬の踏切を広げるか長瀬を広げるか、この問題なのです、もとは。建設課長もよく聞いて、聞く耳を持ってください。上長瀬の踏切が広がらない、長瀬の踏切が広がらないで、今の町長も危険であるという判断をしている。何らかのアクションを起こさないと、例えば議長から先ほどあったように道議連・水森議連、あるいは公共交通議連で国会議員に毎年毎年秩父地域はお願いに行っています。長瀬も、まだ10年しかたっていないというよりも、もう10年です。全然どっちの踏切も手がつけれない。非常に危険だというアクションをもっと起こすべきです。国のほうから通知が来なかったから、そのまま審査は鉄道会社が指定したところだけというのだったら、ふだんから秩父鉄道に危険だから何とかしろよという話を持っていかなかったら、あれ本当に危険です。以前私が散歩で、踏切にちょうど午後行ったときに、踏切の向こう側で誰かが交通整理しているのですよね、ライン下りの方が。こっち側とめてあげたら、そのライン下りの方がどこかへ行ってしまったら、もう私はそこを離れられなくなってしまう。そのくらい非常に危険なので、そこのところをもっとアクションを起こしたほうがいいというので、ちょっと考えをお聞きしたいと思います。

それから、踏切を渡って丁字路、南桜通り、これも以前から私はやっていました。一旦停止した車が踏切を渡って、それが優先道路でしょう、前は秩父鉄道が持っている土地だから、あれは私道だからと言って、今度になったら平成28年の3月って3カ月くらい前、そんなごちゃごちゃ、ごちゃごちゃ言っていないで、はっきり町がお願いしたらいいではないですか、そんな討議する必要ないです。踏切を渡って

向こう側に一旦停止ができる場があるのだったら、どっちが優先か考える必要もあるでしょうけれども、とまる場所がないのだから。例えば大型観光バスがあそこに入って行って、踏切の手前で一旦停止をして踏切に入っていったら、とまれなかったらもう無理ですよ、通行できないです。建設課長と観光課長と、これまたがってしまうという考えになるということにならないように、縦割りではなくて横も縦もつながっていくのだという前の町長の話は私は信じていますから、この丁字路の問題もひとつお考えをお願いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 踏切の指定に関して何かアクションを起こしたほうがいいという話ですが、先ほども言いましたが、国土交通省のほうで平成19年に公表されました緊急に対策の検討が必要な踏切という中に、秩父鉄道の踏切が指定されているのは熊谷市にある1カ所しかありません。

〔「3カ所」と言う人あり〕

○建設課長（坂上光昭君） 3カ所のうちで、今あるのは1カ所だけになっているようです。それに伴いまして、その調査に基づき抽出された要件等がありますので、それに合致していないということになるかと思われまます。先ほども言いました今年度指定された58カ所の中に、埼玉県から指定された踏切は1カ所もありませんでした。

それと、今後また指定されていくという話ですが、国土交通省のほうで今後指定されると思われるのが、先ほど言いました緊急に対策の検討が必要な踏切の中から中心に選んでいくということが報道されております。

それと、幹線1号線の丁字路の優先についてですが、交通規制、一時停止などの規制に関しては埼玉県の公安委員会が行いますので、町のほうで一応今協議しているところでございますので、こちらもいろいろあわせて早急にできるように協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 持ち時間が1時間しかないので、早めに椅子に座ってください。

今言うように、以前10年くらい前に国土交通安全委員会の委員長であった方が、危険であるからすぐイエローカード出して、国も鉄道会社にしっかりと指導するからちゃんと町の意見書を持ってこいという話があって動き出そうとしたときに、時の町長は、私はこの党の議員にはお世話になりたくない、あるこの党の議員にお世話になるために、長瀬の踏切ではなくて上長瀬を広げるのだと言って、そっちへ移ったわけです。移った移らない、どっちでもいいけれども、やはり行政、我々こういう政治をやる人たちは、結果責任というものがついてくるから、しっかりと上長瀬を広げるのなら上長瀬を広げるでもいいです、しっかりとやっていってください。

それから、秩父鉄道で1カ所改良が認められたというのは、熊谷だというのは私も知っております。あと2カ所出たのは、羽生と熊谷の間です。県も何も言わないからと、観光立国にしましょう、観光立県にしましょうで、町長がこの長瀬を観光立町にしましょうと言っているのだから、もっとしっかりアクションを起こしていかないと、いつになつたってこの町変えられないです。お金が、財政が厳しいからできませんという、平気でこういう答弁を言っているのだから。建設課として、もっと鉄道会社にも言ってください。

それから、最後の質問になるので、建設課長に、これ問題ではないのだけれども、道路のあれは国家の

公安委員会が信号あるいは標識を決めるのだという話で今戻っていただきました。そこで、お聞きをしますけれども、これももう何回も質問していますからね、この丁字路の問題。現在の状況でいて、建設課長のお考えを聞くのは、どちらが優先でしょうか。これでもう3回になってしまったから、次質問できないからしっかり責任ある答弁をお願いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 長瀬の踏切に関して、鉄道会社のほうにもっといろいろアクションを起こささいということですので、こちらについては先ほどもお答えいたしました。緊急対策の必要な踏切という要件がありますので、先ほど関口議員さんが言いましたけれども、その中に3カ所しか秩父鉄道のほうからは抽出されておられませんので、これについては何らかの話をしていくように考えていきたいと思えます。

また、丁字路の優先性というのは、先ほどもお答えしましたが、今公安委員会のほうと協議中ですので、ここでどちらという話はできないと思えますので、今公安委員会のほうと協議中ですので、そこで決まり次第ということになると思えます。

以上でございます。

○7番（関口雅敬君） しっかり頑張ってください。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 町長。

○7番（関口雅敬君） 聞いていないよ、時間がないのだからいいよ。聞いていないのだからいいよ。

○町長（大澤タキ江君） 多分聞いていないという話を関口議員からされると思いましたが、一言だけ言わせていただきたいと思えます。

私も議員時代に、あの踏切は危ないということでお話をさせていただいたことがございます。その中で、お金が大変かかるということであれは改良はできないというお話、その中で改良ができないのであれば、何らかの方法を考えなければということで、ただいま協議をしておりますのが、国と秩父鉄道さんを巻き込みまして、対岸からこちらにつり橋をつくりたいということで、現在協議中でございます。

これからだんだんと、まだ始まったところでございますので、これから関口議員さんも、対岸ということで地元でございますので、ぜひご協力をいただきたいと思っております。観光地ということで、白川郷的な観光地にさせていただけたらいいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 時間がなくなりますからちょっとスピードアップしましょう。

では、2番の保育園の受け入れ状況について、健康福祉課長にお伺いをいたします。保育園における障害児保育は、長瀬町子ども・子育て支援事業計画の中で、「引き続き、保育園における障がい児保育への補助金の支給を継続し、保育園の受け入れ体制の充実に努めていきます」と記載されています。このため、保育園へ運営委託料や障害児保育の補助金が予算化されていますが、新規入所や途中入所で障害児を受け入れる場合、それに見合った保育士などの増員を図る必要があると思えます。

そこで、入所の手続方法、現在の受け入れ人数や、受け入れに必要な補助金の増額など、その考えがあるのか伺います。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

保育園の受け入れ状況のご質問ですが、現在町では高砂保育園、たけのこ保育園の2つの私立保育園がございます。高砂保育園の体制や受け入れ状況につきましては、5月現在職員数25名、保育園児数101名、うち障害児1名となっております。また、たけのこ保育園につきましては、職員数16名、保育園児数67名、うち障害児ゼロ名となっております。

ご質問にあります新規入所や途中入所で障害児を受け入れる場合の受付方法等でございますが、療育手帳や関係機関が発行する診断書などを持っている保護者からの申し出により、新年度の障害児の新規入所希望者は、11月の申請受け付け時点で園と町で協議し、保育士の加配などの体制を整えてから受け入れております。また、年度途中の入所の場合は、その都度町と保育園で協議し、園の状況を考慮しながら行います。

さらに、発達障害が疑われるような園児を保育する場合につきましては、園の判断で障害児と同様な加配を行うと聞いておりますが、補助金の対象となっていないため、園が独自に給与等を負担しているとお聞きしています。また、保育園等に入所して発達障害が疑われる子供の支援につきましては、園と町保健師が連絡を取り合い行っており、保健師や臨床心理士等が直接園に出向き、子供の様子をうかがい、親に対しては必要なことがないか話を聞いています。その上で必要と思われる場合は、療育機関等を勧めるようにしております。

次に、補助金の関係ですが、特別児童扶養手当を受給している重度の障害児童を受け入れている園に対して、児童1人当たり月額7万円の長瀬町民間保育所補助金を町単独事業として交付しております。内容につきましては、支給対象障害児を受け入れ、障害の保育について知識経験を有する保育士を障害児3人に対し1人の割合で増員配置するための必要経費でございます。

また、県の補助金の安心・元気！保育サービス支援事業費補助金を活用して、診断書、療育手帳などを所持している児童で、障害の程度は軽・中程度の障害児を受け入れている園には、児童1人当たり月額4万円の補助を行っております。

さらに、平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援制度から、療育支援加算という名目で障害児を受け入れている実情に応じて、療育支援している施設への加算ができるようになり、利用子供数により月によって金額が変動しますが、約3万円から5万円程度が加算されます。

以上、申し上げましたように国、県、町としての各種の障害児の助成がありますので、町補助金の増額は今現在は考えておりません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今国では、保育園問題で大変大騒ぎをしている地域もあります。

そこで、国では今出てきた発達障害者支援法が可決されました。特に発達障害は見た目にはわかりにくく、他人とのコミュニケーションが苦手、こだわりといった特性がある。これはもしかすると個性かもしれない、この判断というものは医者に行かなくては判断がつかない、医者に行っても判断がつかないそうです。私これ調べてきました。

そこで、発達障害者の周囲の理解が現在不十分なため、日常生活で困ることが多く、教育面では発達障害のある子供がほかの子供と一緒に教育が受けられるよう配慮する必要があるということが、支援法で今回決められたという報道を私は見ました。個別の計画を作成し、いじめなどの防止対策を福祉関係と連携する必要があると国が認めているわけです。この長瀬町でも補助金が支給されているのではないかと

私の疑問は、今説明でよくわかりました。今障害児が1名高砂にいる、たけのこはゼロだというお答えがありました。

そこで、私がこれ取り上げたのは、課長ももうご存じでしょうけれども、発達障害というのを理由に、保育園を退園という形をとられた幼児がおります。退園といたら、ここにいる方は皆さん、ああ、退園ねと思うかもしれない。これが学校だったらどうでしょう、退学ですよ。こんな幼児教育のときから簡単に退園、しかも保育園は、ちゃんと町が入園させるときにはしっかり審査して、この家庭は保育園対象になる、この家庭は対象にならないから幼稚園ですわとかというのが多分あるのだと思う、なくてはおかしいと思うので。そこで、入園をさせておいて、今回のように退園という形が出てきてしまった。その通告が3月の末。これでは3月の末に、はい、退園です。そうですか、では4月から違うところへ行きますよといったって、長瀬はもうないでしょう、困るのは誰なのでしょう。だから、私はしっかりさっきの課長の答弁でもあったように心理士や、いろいろあるのだと思うのだけれども、そんなのは4月、例えばこの保育園で見られないのだったら、もっと早くそういうのが形に出ていなかったら、利用者は怖くてたまらないです。ましてや発達障害というのは何か、例えば風邪だったらせきが出る、せきが出るからといって風邪と決まるわけではないけれども、そういうことからいくと、非常に私は難しいのだと思うのです。幼児の時点で、この子は発達障害があるよ、では障害者だよというのを決めつける何かは多分ないのだと思うのです。医者に行っても、医者でこんな小さいうちから精神科の薬をくれて育ていたら子供かわいそうです。

私も話をいろいろ聞いたら、「はい、気をつけ」と言ったときに、全員が同じ気をつけている子供は正常、ちょっとうろろうろしている子は、はい、異常。これは違うと思います。私も自分の小さいときを振り返ってみて、前へ倣えと言ったときに横にしかやらない人、前へ倣えと言うとこうにやる人、いろいろあるのだと思うのだけれども、そういう中で発達障害というラベルを張ってはいけないのです。

この問題を取り上げたのはそういうことでやっているのも、もっときめ細かな相談、これをしてあげなかったら本当に、町長には質問はしないけれども、知事と市町村長が集まった会議の中で、子育て・教育をするなら埼玉県でという合言葉、スローガンというか、そういうのをやったほうがいいとどこかの市長が言ったらしいけれども、なるほど、子育て・教育をするなら長瀬町で、そういう意気込みで町をやっていくためには、こんな問題が出てきてはだめですよ、もっときめ細かに子供の相談をしっかりしてあげなければ。この子供は、おかげさんで長瀬町の教育委員会、あるいはいろんな関係者の方にご配慮をいただいて、途中で入れてもらって幼稚園に通えるように、今は本当に保育園時代とは違った、やっぱり保育園が肌に合わなかったのでしょうかね、すごく生き生きと喜んでおります。そういうことからして、これから町を支えていく若い世代が悲観するような町では町は活性化しないし、発展はないと私は思いますので、もう一度課長答弁、きめ細かにやってあげる、あるいは発達障害、そういうのを余りラベルを張ってはいけないという、そういうお考えありませんか。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 関口議員の再質問にお答えをいたします。

児童福祉法でいいます保育園に入所した方はやめさせることはできません。私のほうが聞いたお話ですが、やめさせたというお話は聞いておりません。

それから、あと今言いましたように発達障害児の方がふえているのも事実です。いわゆるグレーゾーンという部分ですが、町のほうでは保健師がそういう疑いのある方に対しまして、いろんな審査機関を受診

して診ていただきまして、子供の将来のためにどうですかというお話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁でよくわかりました。退園ということは、園のほうは言っていないというのが後からになって出てきている。では、何で違う保育園を探すように。それは、いろいろそこであるでしょう。あるけれども、やっぱりどこかで引き金引いてそういうのがあるのだから、私もこれ一概に言えないから、今言うように発達障害児というのは、大人や、あるいは高校生ぐらいになって発達障害というのははっきり出てくると思います。うちの中に閉じこもってしまったり、そういうのが出てくるけれども、幼児教育のときに発達障害という、私も総務教育常任委員長時代に高砂保育園へ行ったときにそれ言われました。だから、この議会でも障害児の数は、長瀬町のカウントと保育園でのカウントは本当に合っているのかどうかという質問を私したのだけれども、町の答弁は合っているという話しして、私がそれを返したところ、いや、町はだからよく見てないのですよねというのがあるから、しっかりそういう話を聞いてやってください。さっき一番最初に言ったように、どういう園児がいれば4万円とか、そういう具体的な金額があるのだから、しっかり相談員もそういう相談に乗ってあげてください。小さい子供時代から余りそういうレッテルを張らないように、うまく保育園、あるいは幼稚園で子育てをしてもらえるように、課長も課を飛び越えてでも相談してやってください。

それで、次に移りたいと思います。3番目、初動マニュアルの周知・配付について、総務課長にお伺いをいたします。ことしの3月議会で総務課長から、初動体制ができるかどうかは職員の理解が必要で、4月から長瀬町職員初動マニュアルを配付すると答弁されました。どのようなマニュアルをいつ、どのように配付し、周知徹底を図ったのか伺います。

また、災害時における住民への情報伝達や対処方法の一つとして、職員初動マニュアルと同じようなものを町民に配布する考えがあるか伺います。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

初動マニュアルの周知と配付についてのご質問にお答えさせていただきます。平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、広域かつ複合型の災害により広い範囲に甚大な被害をもたらされ、災害に対する意識が今までと大きく変わりました。初動マニュアルは、東日本大震災の教訓から災害対応を改めて見直し、当町に被害をもたらすおそれのある震災、風水害に備え、これまでの災害対応からの知見を踏まえ、当町が独自に職員のみを対象に作成し、期間も災害発生の直前から、主として発災3日後までの初動期の応急対策活動を対象とし、長瀬町地域防災計画の一部をより詳細に記述したものとなっております。

初動マニュアルは、4月25日の課長会議の席で説明をし、全職員に配付させていただきました。特に災害発生の初動期において、職員は迅速かつ確かな行動が求められ、災害に対応していかなければならず、職員みずから役割を理解し、円滑な対応が行われるよう習読に努めるよう周知しております。

また、初動マニュアルは職員のみを対象とし作成したものであり、町民の方へは土砂災害などについて被害の想定範囲や避難場所などを示した地図の、長瀬町地震・土砂災害ハザードマップを毎戸に配布しております。日ごろから、地域の避難所や避難経路、連絡先などを確かめ、いざというときのために備えておくことが大切だと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 通り一辺倒の答弁、いつもこれで終わらせられるので、ちょっともう一步私は踏み込みたいと思います。

職員には、課長会議で配付をしたと。それを配付する前の話は、私が3月で聞いたときには防災マニュアルをもって、職員にも上げてあるけれども、職員が理解しないから、今度は初動マニュアルを配付するのだ、それで今言った案で、職員が前と同じで全然理解ができていないかどうか、本当に私も大丈夫なのかなと思っているのです。特にわかりやすくてもっといいものを配ったのだったら、町の住民の皆さんにも防災マニュアル、あるいは土砂災害のハザードマップ等よりもっとわかりやすいのを配ったのかなと思ったので、町民にも配ったらどうですかという質問を出しました。

私は、職員だったら平時から、もし災害があったときに、例えば町長不在時、職務代行順位、職員の集合体制、このぐらいのことまで全部職員が理解しなかったら、いざ災害時に職員が来たって命令系統が、きちんと上から来るのだったらいいけれども、上のほうの人がどこか遠くのほうへ住んでいたのでは、命令がないと全然機能を果たさないような気がしたので、これを3月議会で質問しました。そういう職務の代行順位も必要でしょう、あるいはこの庁舎が被災したときに代替の庁舎も、すぐ皆さん執行部と全部の職員が理解していなくてはならない、ここが潰れてしまったらどうしましうで終わりにになってしまうから、そういう細かいのをもっと配付したのかなと思ったのです。非常用の電気や燃料、水、食料の確保、これもどこにあるか、この庁舎の中のどこに置いてあって、鍵がかかっているのだったら鍵がどこにある、これも全部職員がわかっていなかったらすぐ行動に移せない、どんどん配っていいようにもなっていないと動けなくなります。防災無線や衛星電話の準備、これは私が思っているのは災害時ではなくても、何か住民側から町へ緊急電話の話をしたときにも、この電話は多分確保してあるからこれは大丈夫なのだと思うけれども、職員がどこにそういう電話があるかも全部わかってなくてはならないと思うのです。

今度は、直接我々はこういうのをいじれないけれども、戸籍やそういう重要なデータのバックアップ、これはどうなっているのだぐらいも職員が全部わかっていてやらなかったら、はい、誰かチーンになりました。はい、終わりではなくて、全部がわかるようにしてある、そういう細かいやつかなと思ったのです。今の総務課長の話だと、ハザードマップ配ってあるやつにちょっと優しく書いたのだとは思うのだけれども、本当に理解ができていないかどうかチェックしろと言っても、全員に聞いて全部が把握しているかどうかかわからないけれども、そのぐらいな危機感を持ってもらうように、総務課長がもっと徹底的に職員に動けるようにしておけるように、いかがですか。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 関口議員の再質問にお答えします。

マニュアルというか、うちのほうの観念としましては、組織行動のときに職員が使うということなので、マニュアルでわざわざこうしているの、逆に言うとこれを全部頭に入れろということではないのです。頭に入れないから、初動マニュアルというのをつくっております。

あともう一点、住民の皆様、マニュアルではなくてハザードマップを送ってというのは、要するに冊子本では困るということと、あとバッグに入れて逃げられるように、いざというときに困るということで、住民の皆様、これを持ってその場でも広げていただいて、この中にハザードマップ、我が家の防災対策から全部入っております。これを見ていただいて、住民の皆様には行動していただきたいと思います。

それともう一点、幾ら町から言っても、地区のことは一番地区の方がよく知っているのです、やっぱり時に応じて町から避難行動とかありまして、過去に夜に避難行動を行ったために、水害に遭って亡くなった方もおります。最終的には、地区の皆さんと住民の方が、町からの避難命令があっても自分の地域と適合していなければ、当然皆さんの命は救えないと思うのです。だから、マニュアル、マニュアルで、またマニュアルに固めてもいけないのですが、職員の場合は組織として動くように、マニュアルということまでこれをよく読んで行動していただきたいと思います。

また、住民の方につきましては、これについてハザードマップと言っても、避難行動の際に必要なものは全部あります。また、これは折っても大丈夫なように、バッグ等へ入れて家族で皆さんで逃げたときに、また広げてもらえれば地図も全部載っておりますので、これのほうが、埼玉県、見ていただければわかります。ホームページ上にでも立ち上げていますので、1部では心配だという人はホームページ上からダウンロードしていただければ、全て防災のほうに載せてありますので、それで行っていただきたいと思います。

また、今後については、今度は住民と地区の防災組織についての兼ね合いということもありますので、その辺のことについて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今言っていることは、私は全部理解はして、地域は地域、だから自助、共助、公助、こういう言葉が出てくる。そこで、私がこの前の3月議会で言っていることは、職員が全員町でやるべきことを理解して動けるかどうかという質問をしたときに、総務課長のほうから、職員はそれは理解していないからこういう配るのだというから、ではもっとわかりやすく書いて、それでは地域の皆さんにも配布したらどうですかという質問であって、今言っていることは住民に向けて発信しないで、職員に向けてきちんと教えてください。災害が起こったとき、本当に地域は地域で最初やりますよ、さっきも言うように自助、共助、公助。これは、私は執行部から出てきた言葉なので、これ一生懸命書いて、もう頭の中に入っています、こういうことなのだなど。

そこで、だから私は言っているのです、今さっき言ったように、では例えば上からの命令系統方式なんて各課でできているかどうかといたら、とても無理でしょう。では、そこに水が置いてある、食料は分散備蓄がいいと言ったのを集中管理がいいと言い出してやっていること。では、あの大雪のときでもそうだけれども、全員が朝8時半にはここへ来ていないでしょう。だから、全員がわかっていたらだめだからという話でやっているのです、しっかり徹底してください。これは、きょう今質問したからって、はい、徹底できましたというのではないだろうから、もっと危機管理をしっかりするように総務課長のリーダーシップを発揮してもらって、職員に徹底をしておいてください。住民の方は住民の方でやっているから、我々井戸の上郷区も、いまだ二百十日の前祝いということで地域の人が集まって、そこで防災についてやっています。

結論を言いましょうか。例えば井戸は3区あるけれども、3区の公民館は全部危険地域に入っているのですから、公民館に逃げてこいとは言っていない、皆さん。どこへどういう危ないのがあったら逃げたほうがいいよという話になっているから、役場の職員が井戸の上郷の農村センターに皆さん逃げているのだろうなと行って、誰もいません。そういうことからして、総務課長は役場の中の職員の考え方をみんな共有しながら、誰でもいざというとき体制がとれるようにということで私は言っていますので、徹

底してください。

では、次に移りたいと思います。時間が何とか間に合いそうです。では、4番目、今度は時間までゆっくりやりましょう。矢那瀬地区拠点づくり構想の進め方について、産業観光課長にお伺いをいたします。

新しい事業で補助金などを活用する場合は、建設費にかかわる助成はありますが、維持管理費を含めたものはないに等しいと思います。例えば緑の村管理事業では、施設建設時の助成はあったとしても、平成28年度予算では土地の借り上げ料として450万円が計上されており、維持管理費が重荷になっていることがうかがえます。

これから予定される矢那瀬地区拠点づくり構想では、地区の集会所などの整備事業を構想の中に組み込んでいきたいということは承知していますが、一つ一つの事業について検討した経過や結果などのほかに、維持管理コストを含めた全体経費を広く町民に知らせたほうがよいと思いますが、その考えがあるか伺います。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員の、矢那瀬地区拠点づくり構想の進め方についてのご質問にお答えいたします。

矢那瀬地区拠点づくりにつきましては、今年度構想の策定業務を予定しております。拠点づくり構想の策定に当たっては、矢那瀬地区の方々の意見や提案等をいただきながら、整備の内容や規模及び費用等について協議、検討を行い進めてまいる予定でございます。構想の内容や全体経費につきましては、整備内容を含めて積算等を行いまして、町のホームページや広報紙等で、町民の方に周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私は、この質問を出したときに一番最初は企画財政課に、こういう事業をやるための予算、あるいは計画を立てるときに、最後のいろいろなランニングコストまで考えて企画をしているのかどうかという考えで質問を出そうと思ったのだけれども、矢那瀬地区を取り上げてやると担当課に言ってしまうということなので、課長申しわけないけれども、一生懸命答弁してください。

そこで、矢那瀬地区拠点づくりの構想は、具体的に本当に何かこういうふうにしようということがまともしているのか教えてください。例えば今後事業を矢那瀬でいろいろやるのに、あれもこれもやりますよ、でも予算は議会でどんどん通りますよという、外部ではこんな発言もあるようになってしまっている。そういうことではいけないと私は思い、この小さな拠点づくりについて質問をしているので、補助金等で事業を開始する前に、どういう事業をやって、どういうランニングコストがかかるかまで本当に予測し、事業を進めていく必要があるのだと思うのです。そこで、今後少子高齢化をどう考えて、矢那瀬地区の拠点づくり本当に十二分に検討していかなかったら、この事業は空振りになっていくと私は思うのです。

そこで、私は以前にも話したとおり嵐山町の少子高齢化対策、もう少子化は食いとめられない、今いる高齢者対策にかじを切り、本当にコンパクトないろいろな事業を進めていく方向転換をした、それを取り上げました。この町も、私は本当に少子高齢化、これから子供を産み育てて、子供がふえる町ができるかどうか、これはやってみなければわからない、これから先行ってみなければわからないけれども、国があれだけ一生懸命やっても歯どめがかからない。特にこの長瀬町は、高齢者がすごく多い。そういう中で小さな拠点をつくるのに、いまだ何の具体性もないままこういう調査費をとったり、しかも予算2通りで出

していますよね、今回国のほうから小さな拠点づくりの予算がとれたから、後から補正が出てくるのだということでもあります。

そこで、例えば緑の村、あるいは魅力ある総合まちづくり5カ年計画事業、雇用促進住宅事業などもそうです。補助金が4割ついて、6割でできるのだからというお考えでしょうけれども、いろいろな事業に、もう想定外、想定外で計画が無計画状態になって、あっちへ飛び、こっちへ飛びしている状況。蓬莱島でもそうですよね、蓬莱島を公園にするのだから、今度トイレができたから、あのトイレだってランニングコストが随分これからかかってきます。あそこへ観光客がぞろぞろ、ぞろぞろ来て利用してもらったらいいかもしれないけれども、トイレをつくったのだからトイレはいいでしょうけれども、私はそういうランニングコストまで頭に入れて事業をやっていたら、本当に町は消防自動車、救急車が入れなくて、水路をつくってくれ、そういう悲鳴があちこちで聞こえているのに、こういうほうへはお金がかかってつけていっている。かじを切ったほうがいいと思いますよ、どこかで。

蓬莱島の件が出たから、ちょっと頭の中でやるのだけれども、蓬莱島は私たちが、関口昌一県議員時代から県と井戸の上郷区の若い人たちが、蓬莱島についていろいろ研究、勉強会しました。葉っぱ一つどかせない地域という話で、何とかツツジを多く咲かせるようにやろうと思ったら、でき上がったかどうか、ツツジは減ってしまって、散歩道には学校の花壇ではないけれども、さっき町長が言ったマリーゴールド植えてしまって、あれっ、学校の花壇のところに来てしまったのかなと思うほど蓬莱島が随分変わってしまいました。あのままマリーゴールドを植えておいたら、種が落ちこちてマリーゴールドがどんどんふえてしまいます。やるのなら、今抜いてしまってツツジを早く植えかえる、それがランニングコストがかからないから。そういうことをやったほうが、私はあの蓬莱島のツツジ、あるいは野生のユリが咲く、そういう地域なので、もっとしっかりとしたプランニングをしてもらいたい、そういう思いがしました。

いろいろ魅力あるまちづくり事業について、想定外があって負担がかかってくるというお話をしましたけれども、町民に計画を示す前に、もっと役場の中で十分に検討して、計画どおり事業を進めるようにしていかなければいけないと思うので、この矢那瀬地区事業、予定どおりに進む事業なのかどうか、どんなことをやっていこうとしているのか。以前は、齊藤企画財政課長の答弁と、町長の答弁と、最後に副町長が出てきた3通りの話が出てきたけれども、一つにまとまっていないようなので、ここへ来たならもうそろそろまとまっているのでしょうから、観光課長ひとつお願いします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

これから矢那瀬地区の皆さんとの話し合いを行う中で、施設や整備について検討していきたいと考えておりますけれども、まずは地元の方のご協力を得ないと始まりませんので、地元の方のご意見がどういう方向を向いているのかということもお聞きしながら、町としての最終的な方向性も考えていきたいと思っております。これらの中で、維持管理コストなども考慮いたしまして、実施内容を最終的に決定したいと考えております。

現在のところは、まだ地元と話し合いを持っておりませんので、これから地元の意見を聞きながら最終的に決定していきたいと思っております。

以上です。

〔「駆け足で戻ってくれ」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 関口雅敬君に申し上げます。

一般質問の制限時間を経過いたしましたので、これで終了いたします。
休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時25分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（新井利朗君） 次に、4番、岩田務君の質問を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

1、人口ビジョンについて町長に伺います。人口減少、少子高齢化が進行していく中、長瀬町でも国の方針に基づきながら、平成28年3月に人口ビジョンが策定されました。当町では、1985年の8,963人をピークに人口は減少傾向となり、その減少幅は年々増加しております。将来消滅都市にならないように早急な対策が必要であり、現状分析や課題を把握するために、今回のビジョンを策定したと思います。

このうち、人口の自然減と社会減の原因と課題について、就業人口の減少及び自町内の就業率の低下に関する今後の展望について、合計特殊出生率の目標と今後の課題についての3点について伺います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

人口ビジョンに関し3点のご質問でございますが、人口ビジョンの策定に当たっては、国の方針に基づきながら人口の現状分析を行い、課題を整理し、目指すべき将来の方向を策定したビジョンでございます。

まず1点目、人口の自然減と社会減の原因と課題についてでございますが、原因といたしましては、自然減では亡くられる方が多く、その数より生まれてくる子供の数が少ないこと。社会減につきましては、若者が大学進学や就職等で町を離れ、転出していることが大きな原因でございます。

課題といたしましては、自然減につきましては出生率の増加、社会減につきましてはいかに若者の流出を抑えることができるかが今後の課題となります。

2点目、就業人口の減少及び自町内の就業率の低下に関する今後の展望についてでございますが、町内に大きな企業等が少なく雇用がなかなか生まれないのが現状で、人口ビジョンにもございますが、今後の展望としまして、観光産業を初め、多様な形態の産業振興に取り組むことにより就労の場をふやすとともに、若者等の雇用の受け皿の拡大を促進してまいりたいと考えております。

3点目、合計特殊出生率の目標と今後の課題についてでございますが、国が目標としている1.8人を2030年に。人口が増加も減少もしない均衡した状態となります人口置換水準の2.07人を、2060年の最終目標としております。平成26年の長瀬町の合計特殊出生率は1.08人となっておりますので、最低でありました平成24年の0.89人より、若干ではございますが向上はしておりますが、まだ全国平均、県平均まで達していない状況でありますので、今後目標達成に向け、結婚、妊娠、出産、子育て、また子供の教育に至るま

で一貫した支援を行うことにより子育てしやすい環境の整備を進め、出生率、出生数の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま町長の答弁をいただいたわけですが、長瀬町の人口は1985年がピークだったわけですが、当時私は6歳だったので、まだニュースや国、町の情勢に関して意識しておりませんでした。そのころにはまだ長瀬の人口はふえていくと考えていた時代だったのでしょうか、それとも減っていくことはわかっていたのでしょうか。もしもある程度予測できていたのであれば、なぜ今までに人口減少対策についての施策をもっと本気で進めてこなかったのでしょうか。

今となっては、それはさておき、今回は特に重要な問題ですので、質問の根拠についても理解していただいた上で答弁をしていただきたいと思いますので、再質問が少し長くなることはあらかじめご了承ください。人口や資料の作成などについては、住民基本台帳と国勢調査などの違いもありますので、資料により多少誤差が生じることは、初めに述べさせていただきます。

今回策定された人口ビジョンの3ページ、人口推移から試算すると、1985年から1990年の5年間では減少率0.6%でしたが、その後5年ごとに1.1、2.8、2.6、2010年には5.2%と、減少率は増加傾向となっております。今回は数字が多く出てくるので、資料が手元にないとわかりづらいと思いますが、まずは自然減について、5ページの年齢階級ごとの2000年、2010年の人口構造を見ますと、ちょうど団塊の世代が山の頂点となり、下り斜面のように減少傾向へと向かい、裾野のほうの若い世代ほど少なくなり、少子化傾向であるのがよくわかります。そして、その人口が多い世代の方々が後期高齢者のほうへと向かっているわけですので、高齢者の全数も多くなり、高齢化が進行しているというわけです。株価も人生も、山もあり谷もありますので、今がその谷間の時代なのかと思いますが、現代では雇用や給与、待機児童の問題等々で、結婚や子育てに不安がある声も多いようです。また、迷信と言われている1966年のひのえうまの年には、前年度180万人から136万人と、25%も出生率が下がったことなどから考えても、その時代の情勢や環境、雰囲気にもより、それらも大きく影響を受けるものと思います。

ビジョンにはありませんが、長瀬町の年間死亡者数から平均死亡者数を算出してみますと、横ばいだった1993年から2005年までは年間平均死亡者数86人程度でしたが、2010年から2014年までには1年間に平均113人と、年々増加傾向となっております。ここ10年から20年で24%程度ふえていることと、人口の多い団塊の世代である方々が67歳以上になり、死亡率が高くなる世代に入ってきたことから考えますと、今後20年から30年後くらいまでの死亡者数は、さらに増加傾向になると予測できると思います。

次に、出生数につきましては、2000年から5年ごとの平均値を出しますと、2004年まで61人、2005年から2009年までが43人で30%減、2010年から2014年までが36人で、さらに16%減となっております。私の同級生は127人だったことから、三十数年前から考えると出生者は3分の1以下となっているようです。

私は学者ではありませんので、分析等についてはこのくらいにしまして、何が言いたいのかと申しますと、10年後、30年後、50年後の将来の見通しはもちろんです。これは人によっては遠い未来とも思います。しかしながら、ここ数年の実際の出生と死亡の自然増減では、毎年113人前後の方が亡くなり、生まれてくる方は36人程度であり、それだけの差し引きでも1年間で77人が減り、今後十数年はさらにこの数値はふえていくことは間違いないであろうということです。

次に、転入、転出による社会増減につきましては、6ページのグラフを見ますと2001年ごろから2012年

にかけて減少傾向となっております。8ページの社会動態の状況を見ますと、30歳前後で転出される方がかなりふえているようです。この理由は、結婚を機に引っ越しをしたり嫁に行ってしまうことが一つ、10代から24歳までの年齢の方が転出される一つの理由に、先ほども話がありましたが、大学の進学率が関係することも考えられます。文部科学省の学校基本調査の資料を見ますと、大学進学率は1990年ごろには男女の平均で23%でしたが、徐々に上がっていき、2010年には50.8%となっております。大学に進学する方は年々ふえている状況だと思えますし、やはり大学や専門学校などで一度都内のほうへ行ってしまうと、向こうの友達もできたり出会いもあったり、仕事を見つけてしまったりと、こちらに戻ってきづらい状況になるのかもしれませんが。

住民基本台帳では、6月1日現在の長瀬町の人口は7,430人ですが、ビジョンの国勢調査からの試算では平成27年、7,421人となっておりますが、ことしの4月に公表された調査結果の人口は7,326人となっております。先ほどの自然減で毎年77人と、社会減で毎年44人を足すと年間に121人ずつ減り、5年で605人減少、人口の将来展望の平成32年に7,533人を維持するには、今すぐ対策を始められても、残り4年間で1年に52人ずつ増加させなければ達成できません。このままでは、ビジョンより早く減少していくのは目に見えておりませんか。こういったことから、本当に迅速な対応が求められております。

最後の就業人口の減少及び自町内の就業率の低下に関する今後の展望といったことで質問しましたが、このビジョンの15ページで、就業者数や自町内就業率も同様に減少していることが書かれておりますが、就業者数全体の減少は、少子高齢化による生産年齢人口減少が原因だと思えます。また、自町内就業率では、町内の企業が町外や海外に進出することで会社自体の数が減っていることが要因の一つであろうと考えます。さらに、秩父、深谷、熊谷、本庄、寄居方面に工業団地などもあり、仕事も選べ、それらの地域に30分程度という通勤しやすい環境から、町外就業率が高まっているのではないかと予測できます。流入出の関係で、就業、通学地の流出人口が流入人口を上回っており、秩父都市からは流入が上回り、本庄、寄居方面への流出人口が上回っているとありますが、当町の就業先はもともと多くない上に減少傾向、通学先である高校などは昔からないことや、長瀬町より周りの地域のほうが人口も多いことから、この関係になるのは当然の結果なのではないでしょうか。

また、18ページでは、町内雇用の受け皿が少なく、就職を機に町に戻りづらいことが推測されまるとありますが、たとえこの町に新たな企業を1つや2つ誘致できたとしても、現在勤めている会社をやめてまで移りたくなくなるような会社や、移住させたい対象者である若者が就職したいような会社が来る可能性は、かなり少ないのではないのでしょうか。それであれば、町内の雇用の受け皿を心配するのではなく、通勤時間は長過ぎるより短いほうが楽だと思いますので、地元長瀬から通える会社は30分圏内にこれだけあるのですといった情報を提供し、定住や移住を促したほうがよいのではないのでしょうか。

そして、長瀬町の就業率が低下していることがよくないことのように感じられますが、確かに地元の会社に勤めているメリットはあります。例えば本人からすると通勤時間が短くて済む、通勤の車が傷まない、あとは何かあるのでしょうか。勤務先の会社では、近い方は交通費が少なく済むというメリットはあります。町や商店の立場から考えると何でしょうか、所得税や住民税等は、長瀬町内に住所があればいいわけですし、商店としても消費してくれる方がふえれば、それが地元であれ地元外の方であれよいのではないのでしょうか。長瀬の場合は、定住人口の減少による地域の消費額の低下を観光メーンで交流人口をふやしているわけですし、そういうふうにと考えると、こちらについてはそれほど深刻に考える必要はないと思います。もちろん人口をふやすためのビジョンではなくて税収の問題や産業の活性化であれば、優良企業の

誘致や地元にある企業を元気にするための施策が必要だと思いますが、今回は人口問題です。

ここで、再質問いたしますが、人口ビジョンでは課題を見つけ、総合戦略では目標や施策が挙げられておりますが、関連した町内の就労者割合について42.8%から45%を目標にしておりますが、町内就労者をふやすことのメリットと効果は何でしょうか。また、若者等の雇用の受け皿拡大の方法と就労の場をふやす施策について具体的な考えがあれば、ご意見を伺いたいと思えます。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

1985年岩田議員は6歳だったと言われて、随分お若いですね。その当時は、まだまだ人口が増加をする多分町としては考えていたのだと思えます。そのような中でこの庁舎も建ち、それからまたもろもろの事業をしてきたわけでございまして、まさかこのような時代が来るとは、多分先人たちは思っていなかったのではないかなと私も思っているところでございます。よく20年、30年先を見据えたというお話が出ますけれども、1985年と申しますと、今が2016年ですから今から30年前、そういう中で今非常に国全体が少子高齢化で四苦八苦しているわけでございます。やはりもっと早くに気がついて、この対策を整えてくるべきだったのではないかなという思いがいたしているところでございます。

そのような中で、今いろいろなお話が出てまいりました。昔は子供さんも多かったですから、進学はしないで働きに出るというような状況だったわけですが、今は本当に子供さんも少なくなっておりまして、大学にほとんど行くような時代になったわけでございます。そのような中で、やはり大学に行きますと他県に出てしまう、あるいは首都圏のほうに行ってしまうというような状況が出てくるわけでございまして、その子供さんたちが帰ってきてくれないというのが、どこの町でも同じ状況が続いているわけでございます。

先ほども岩田議員が申しとおりましたけれども、亡くなられる方が現在は確かに年間100人からおります。そして、生まれてくるお子さんは40人弱でございますので、計算をしてみますと、この減少率はおのずとわかってくるわけでございます。そのような中で、いかにこれを食いとめるかというのが今喫緊の課題でございます。そして、今岩田議員がおっしゃられましたように長瀬町からは、ただいまお話がありました深谷、熊谷、本庄、そして東松山、そのくらいまでは通える通勤圏であるわけでございまして、ここを強調して自然豊かな長瀬町に住んでいただき、休日には長瀬で疲れた心を癒していただけるような、そのような施策をこれからは考えなければならないというお話を日々しているところでございます。具体的な話がまだ出てこなくているわけでございますが、その中では常にそのようなお話はさせていただいております。

長瀬町は、大きな企業が少ないわけでございますが、その中で今私どものところにお話が来ておりますのは、町内の事業主さんですけれども、大きな工場を建てたいので、どこか土地を世話してくれないかというお話をいただいております。もしその土地の確保ができないときにはよその町に行きたいというようなお話も伺っておりまして、さてこれは大変だということで、今課長ともお話をする中で社長さんにお会いして、あちらこちらの土地を提示させていただきたいというような状況になっております。多分規模拡大を図るのだらうと思えますけれども、そうなりましたときには長瀬町も幾らか活気づくかなという思いがいたしております。しっかりと努力をさせていただきたいと思っております。

そのような状況の中で、今岩田議員さんから、なぜ町内事業者数をふやすことを目的としているのか、またメリットと効果はという受け皿の拡大方法と就業場所をふやす方法、方策が具体的にどのよう

ご質問をいただきました。町内就業者数をふやすメリットといたしましては、人口減少の原因の一つであります町内に就職先がなかったことにより、転出せざるを得なかったというお話をよくお聞きいたします。町内産業の活性化は必要であり、町外からの就業者も大切ではありますが、事業拡大や雇用の創出等により町の活性化につながり、ひいては人口減少の歯どめにつながっていくものと考えております。ただいまお話をさせていただきましたことということになりますけれども、また受け皿の拡大方法と就業場所をふやす方策につきましては、先ほども申し上げました、今一生懸命努力をさせていただいております中で、そのほかまた商工会工業部会で、企業誘致や雇用助成制度に対する町の支援について取りまとめを行っている段階でございます。

町といたしましては、商工会のほうで取りまとめていただいた時点で要望が出てまいりましたときには、内容をしっかり検討し、方策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ちょっとペースを速めさせていただきます。就労関係について伺ったわけですが、雇用の受け皿につきましては、ただでさえ工業用地の少ない長瀬町に企業を誘致することは、かなり難しいのはおわかりだと思います。私が考えるには、この問題より町内でも町外でも働いていただいて、高齢者を支えるためにも、今後の長瀬町を支えるためにも、長瀬町に働く世代の住民をふやすことが最優先の課題だと考えます。

次に、合計特殊出生率について、長瀬のような人口構成で合計特殊出生率が1.02から1.4に上がることで、1年間にはどのくらいの子供が生まれるようになるのかと思い質問しました。そういった中で、この計画の期間は平成27年から31年の5年間であり、もう残りは4年を切っております。5年後に向けて徐々に1.4にした場合と、4年間現状の1.02のまま5年後にいきなり1.4になった場合とでは、5年間に生まれる子供の数もちろんです。特にこの出生者や出生率の問題については、出会いや結婚、子供を産みやすい環境など、さまざまなことが関係してくると思います。

また、人口ビジョンの6ページ、出生率に出生者数を入れてみますと、2004年の1.43のときの出生者数は61人、2005年の1.26では49人、2006年0.93で45人、昨年2015年1.02のとき38人となっております。出生率の対象となる15歳から49歳の女性の人口推移で試算しますと、2010年の5年後、2015年には44歳から49歳、257人が50歳以上となり対象外となります。そして、10歳から14歳の176人が合計特殊出生率の対象に入ってきます。ここだけ見ても5年で81人、年間16人ずつ減少しております。このように、人口の多い世代が50歳以上に向かい、減少傾向の世代が対象の方となっていくわけですので、合計特殊出生率を上げることも必要ですが、対象となる、特に20代から30代の世代の方々に住み続けていただくこと、移り住んでいただくことが重要なことかと思えます。

何はともあれ、合計特殊出生率は2.08%を超えると人口は増加も減少もしないという数値のようですが、1.02から1.4%を目標になどといった、それでどうなるのかといった数値目標より、1年間に5人ずつ出生者をふやしていき、5年後には現在の年間出生者数36人から61人を目指しますといった、わかりやすい目標を立てたほうがいいのではないのでしょうか。やはり明確でわかりやすい数字でないとい危機感も薄いように思いますし、たとえこの数値目標が達成されても、そのときには出生率を算出するための対象者自体の人口も減っているのではないのでしょうか。長瀬町のやるべきことは、人口の増加は難しくても社人研の出した将来推計にならないように、改善や転出抑制のための施策を進めることであります。

少子高齢化に伴う人口減少については、ここ数年でも何回も一般質問で指摘されている事項でもあります。これらの具体的施策について実行が1年おくれれば、2年後には1年目の分も取り返さなければなりません。21ページ以降のアンケート結果からも、新たに気づいたことも多々あると思いますし、対策を立てるために、より深く意見を聞いたほうがいいものもあると思います。ぜひ調査結果を十分に生かして、この状況を打開すべく一刻も早い対応をし、今後の将来展望を達成してください。

今回の質問の人口ビジョンは、現状分析と課題の把握であり、もっと危機感を持たなければという質問でございましたので、今のお話について何かご意見がなければ、これらの課題をどうするかについては次の質問で行いたいと思います。大丈夫ですか。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ただいまの年間5人ずつふやしていけばという話、確かにそういう計算になるわけですし、確かにそうだなと、ごもっともな話だなという思いで聞かせていただきました。先ほど結婚、妊娠、出産、子育て、こちらの支援をしっかりとしていきますよという話をさせていただきましたけれども、子育て支援というところばかりウエートを置くというのですか、目が行ってしまうというような状況の中で今私は考えておりますのは、結婚をしてくれないからなかなか子供ができないというような状況、これが一番の課題かなという思いがいたしております。

その中で、なぜ結婚ができないかというのは、やはり今の社会情勢の中で、正規社員になるのが難しいというような状況の中で、結婚しても生活ができないというのが一番のネックになっているというようなお話も伺っております。その中で、結婚をするときに結婚祝い金というのを創設したらどうだろうかということで、今課長と話を進めているところでございます。具体的には、どのような方法にするかはまだ話が始まったところでございますので、長瀬町で結婚して住んでいただいて、その人たちを支援していくというような形の支援策を考えられないかということで課長と話が始まったところでございますので、この28年度の中でしっかりと策を練りまして、よりよい方策が整ったならば、また議会のほうに提出させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） それでは、2つ目の質問に入ります。総合戦略について町長に伺います。

人口ビジョンとともに策定された長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少と少子高齢化を見据えた中、将来展望の実現に向けて効果的な施策を推進するために策定されました。戦略の内容は、「しごとづくり」、「ひとづくり」、「まちづくり」と多岐にわたり、この戦略の期間は平成31年までの5年間となっておりますが、現在の進捗状況と優先される事業について伺います。

また、この総合戦略は、全てを実行しなくてもよいという中で、少子化における人口減少対策について、長瀬町への移住、定住促進に対する施策について、観光入り込み客数の目標値250万人は平成27年度に達成されたようですが、今後の新たな目標数と施策についての3点について伺います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、総合戦略事業の進捗状況でございますが、各課等から戦略実施に向けスケジュールを作成させ、それに基づき進めておりますが、総合戦略の事業は44項目ありまして、その中で新規の事業が22項目ございます。新規事業22項目のうち、実施中または本年度実施予定の事業は、矢那瀬地区の拠点づくりの推進

事業につきましては、昨年度国の補正事業が認められ本年度から着手いたします。この事業は、優先順位の上位になるかと思えます。また、登山・ハイキングコンテンツの充実の項目では、ハイキングアプリの整備を本年度実施いたします。定住促進に向けた定住ローン提携は、既に1件締結をしており、都市交流の開催、大学との連携は既に動き出しており、今年度中には協定の締結ができると考えております。

この後の補正予算にも計上させていただいておりますが、国の加速化交付金で採択になりました長瀬町タウンプロモーション事業も県の補助金を活用し、補正予算をお認めいただければ早々に動き出したいと考えております。事業の優先順位につきましては、上位に持っていきたい事業でも、予算の関係や計画に時間がかかるもの等もございますので、予算の伴わないものにつきましては早い時期に動き出し、予算が必要なものにつきましては、計画を慎重に行いながらも、早い時期に着手してまいりたいと考えております。

また、少子化における人口減少対策について、長瀬町への移住、定住促進に対する施策について、観光入り込み客数の新たな目標数と施策についての3点でございますが、全ての事業が重要な柱でございますので、この総合戦略の計画に沿って実施してまいりたいと考えております。なお、観光入り込み客数につきましては、本年度の数字を参考に新たな数値目標を設定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 地方創生は、国と地方では多少施策も異なり、長瀬町の優先するべきことは、今後さらに増加するであろう高齢者や、町の税収を支える若者世代をいかに長瀬町に呼び込めるかということと出生者数の増加であり、人口減少対策は若者の定住と移住促進、子育て支援だと思えます。

今回の質問の少子化における人口減少対策を考えるに当たり、人口ビジョンのアンケート結果からもさまざまなことがわかったと思えます。例えば先ほども話が出ていましたけれども、結婚したことがない方の結婚希望者は約7割おり、結婚するに当たっての心配は収入を確保すること、相手を見つけることが60%、仕事と子育ての両立が43%、住まいを見つけること31%ということです。この中で、普段の生活で出会いが全くないという方が35%というのは、私の経験や友達の話からも納得の数字です。

また、この結果でよかったと思ったのは、結婚希望者が7割いらっしゃるということです。そして、心配の中の60%が相手を見つけることであれば、今でも社協で婚活事業を行っているようですが、町を挙げて婚活支援を行ってもいいと思えますし、商工会や観光協会などにも協力をお願いして、婚活事業をふやすことでも少なからず結婚する方は今以上にふえ、もしかすると晩婚化も変化するかもしれません。また、仕事と子育ての両立については、将来的に子供ができたときに心配との意見が半分弱いらっしゃるようですが、近隣の保育園でも待機児童が出るなど、共働きの世帯がふえている昨今では、実際に両立させている方がたくさんいるわけですので、そういった方の話を聞く機会やインタビュー映像、子育て世代のシミュレーション動画みたいなものを作成してホームページなどに掲載することで、結婚生活に対する不安を払拭したり、将来像が立てやすくなるかもしれません。

次に、子供の理想の数は3人が54.8%、2人が37.1%、1人は3.2%であり、現実には3人が9.7%、2人が58.1%、1人が29%ということです。この結果から、理想の子供の数が3人と答えている方が5割以上いるにもかかわらず、実際は1割程度でとどまっていること、理想の数が2人と答えた方は37%なのに、実際には58%の方が2人であること、理想は1人だけという方は3.2%なのに、実際には1の方が約10倍の29%いらっしゃるということです。

これらから、2人目、3人目の出産に対する支援等を強化することで、皆さんに理想の人数の子供を産んでいただければ、出生率はかなり上がるのではないのでしょうか。また、妊娠中、出産後の支援ではおむつやミルクなど、わかりやすい経済的支援を希望する方は72.5%であり、自分や子供の病気時の対応が42.5%で2番目となっております。こちらについては、健康福祉課の子ども・子育て支援事業計画では、病児、病後児保育について希望者が少ないことが記載されておりましたが、実際のところ熱が出るとすぐに迎えの連絡があり、祖父母も働いていたり、共働き世帯もふえている状況の中では必要だと思いますし、私も何度も困ったことがありました。以前のお答えでは、ファミリーサポートセンターがあるとのことでしたが、実際に話を聞いてみると、初めてではだめ、なれていないとだめ、預かる条件が幾つもあり、使い勝手が悪いこともわかりました。直接的な経済的支援もわかりやすいと思いますが、そうでない分野、一時保育や低年齢児保育、延長保育、障害児保育の充実はもちろん、利用しやすいショートステイや休日夜間保育、特定保育を行うことで子育てしやすい環境をつくり、理想の2人目、3人目を産んでいただいたり、町外へPRすることで移住促進もできるのではないのでしょうか。そして、アンケートだけではなく、各保育園や幼稚園、保護者の方とワークショップ等を行うことでさらにいろいろな意見が出され、本当に子育て世代が求めている支援がわかると思います。

次に、移住対策についてですが、よく聞く話で空きアパートや空き家の情報、住宅用地がどこにあるのかわからないなどということを相談されます。移住するのに、そういった情報がわからなくては、せっかくの移住希望者も違うところに行ってしまうのではないのでしょうか。また、ほかの町だとういった支援をしているみたいだけれども、長瀬町は何があるのかわからないといった意見も聞きます。こちらについては、ホームページで積極的にPRしていないことが原因だと思います。そして、長瀬町には社協が管理している遊具がある公会堂というか、小さな公園は28カ所あるそうですが、数からすると1つの行政区に1つあることになります。こういった情報も、結婚を機に引っ越してきた奥さん方は知らない方も多いようです。こういった情報についても、どこかで公開することも必要ではないのでしょうか。ほとんどの若い世代では、スマートフォンやパソコンを利用しており、移住を考えている方やお得で魅力のある町を探している方であれば、多くの方がインターネットで検索すると思います。それなのに、今の長瀬町のホームページを見ますと、きれいにまとっては見えますが、何がこの町にとって魅力なのか、何に力を入れている町なのかを感じ取れるようなづくりではありません。

まだまだ言いたいことはたくさんありますが、参考に流山市のホームページを見てください。トップ画面に大きく「母になるなら、流山市」というキャッチコピーで、町の魅力や宅地、分譲情報、子育て支援の情報を掲載しております。自分が移住するときにはどういった情報が欲しいのか、どういった町に移り住みたいのか、自分が探すときのことを考えて、移住者目線に立って定住促進PR冊子やホームページを作成していただきたいと思います。

そして、もったいないと思うのは、せっかく長瀬という年間二百数十万人が訪れる観光地なので、観光協会や観光客が来るお店を利用しない手はないのではないのでしょうか。この町の移住支援や定住支援をPRするポスターやパンフレットを各店舗に置いてもらうだけで、年間何万人の人にPRできるのでしょうか。観光協会のホームページにバナーを張ってもらうだけでPRするだけで、何十万人の人の目にとまるのでしょうか。もちろん中身が魅力あるものでないと効果はないと思いますが、こちらも早急に対策を進めていただきたいと存じます。

そこで、再質問になりますが、定住促進のための支援策として一例ですが、子育て世帯や低所得者、U

ターン者への民間アパートや貸し家などへの家賃補助はいかがでしょうか。また、進学や就職による社会減に対応するためのUターン支援施策として、奨学金の利息分返金制度です。町の奨学金制度では利息はかかっておりませんが、例えば日本学生支援機構などで借りた場合に、卒業後1年以内に長瀬町に戻って就職をし、奨学金の支払いが済んだ時点で利息分を返金するなどはいかがでしょうか。もちろん最終的には町内にうちを建てていただき、定住してもらうことが目標ですが、総合戦略にもある住宅ローンの提携とともに、定住、移住に対する総合的な支援の一環としてPRしたらいかがでしょうか。この2点についてご意見をお聞かせください。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

結婚希望者が7割いるということ、これは非常に明るい話題かなと私は思っております。そのような中で、先ほどもお話をさせていただいたわけでございます。

また、移住に対するの宣伝が足りないのではないかなというようにお話もいただきました。どうも、とかく長瀬町と言うと観光のほうに目が向いてしましまして、その中で長瀬は観光に対するの宣伝が足りないというお話を、よくよそに行ったときにお聞きいたします。ただいま岩田議員のほうからは、移住に対する宣伝が足りないというお話でございまして、そういうことも確かにあるなという思いが今したところでございます。どちらにしても、ちょっと長瀬町の町職員と申しますか、少し奥ゆかしいと申しますか、どんどん、どんどん表に出られるような職員であってほしいなという思いが今したところでございますが、実は先日、「揺れやすい地盤」というのが朝日新聞に出ました。多分ごらんになられた方もいらっしゃると思います。その中で、長瀬町、皆野町、横瀬町、秩父市、熊谷市、深谷市、越生町、県庁、川越市、東京都などの数値が出ておりましたけれども、断トツに長瀬町は揺れにくいのです。これは、以前からわかっていたことではありましたけれども、絶対ということはないので、長瀬は地震に強いところだよというのを宣伝しましょうという話はしていたのですけれども、絶対ということはないということでちゅうちょしておりましたところ、しっかりとこういったものが出てまいりましたので、これも長瀬町としては売りになるかなということで、少し宣伝をしていこうというお話を今しているところでございます。そのような中で、移住、定住をしていただく、そういう人たちをふやしていきたいというところで今お話をさせていただいているところでございます。

そして、またファミリーサポートセンターのお話もいただきました。以前の質問の中で、もしものときにはファミリーサポートセンターを使ってくださいという話をしたわけでございますが、使い勝手が大変悪いというお話をただいまお聞きし、当事者になってみないとわからないという部分があるわけでございまして、このところもそういったご意見が出てまいりました中で、長瀬町として何かできないかなという思いが今したところでございます。そのような中で、今共働き世帯が長瀬町も非常にふえております。この後、補正で出ささせていただいておりますけれども、学童保育の生徒さんが非常にふえてきているということで、トイレがとても1つでは足りないというような状況になっております。やはりそういったところにもこれからしっかりと目を配りながら、子育て支援を充実してまいりたいなと思っております。

そのような中で、ただいま再質問いただきました民間アパートへの家賃補助等は考えていないのかというお話でございまして、ご質問の趣旨は十分理解できますが、人口減少抑制対策として永住していただくためには、現在行っております住宅取得奨励補助事業を実施していくことが第一ではないかと考えており

ますので、民間アパートへの家賃補助については、ただいまは検討していないというのが実情でございます。

それから、また国等で行っている奨学金は低利であるが利息がついているということで、長瀬町に帰ってくることを条件に利子補給はできないかというご質問でございますが、奨学金の返還につきましては、大学を卒業しても就職が困難であったり、非正規雇用でなければ採用されないという現状もあり、奨学金の滞納が社会問題となっている現在、ましてや利子がつく奨学金となると負担が重くなります。その負担を少しでも軽減するため、地元に戻ってきて定住した場合に、奨学金の利子相当分を町が補給できないかということでございますが、既に導入をしております他市町村の状況等も踏まえ、導入すべきか今後研究していくとともに、無利子で貸し付けを行っている町の育英奨学資金制度を積極的に活用していただくよう、広報紙などを通じて周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） まず、家賃補助の件ですが、ほかの市町村との差別化が必要と思う中、まだ近隣の市町村では行っていないと思います。県営住宅も老朽化が著しく入居者を募集していないことや、町営住宅も維持管理費が多くかかる中、移住してもらうのにも、住む場所がなければ移住できません。また、維持費に関しても民間であれば町が支払うわけではありません。ぜひ民間とともに協力して、移住施策を展開することもご検討いただければと思います。

奨学金の利息分返金については、先ほどの人口ビジョンの質問の中でも話しましたが、大学等の進学率が高くなると、こちらに戻ってくる方も減る傾向にあるようです。少しでも地元に戻るとよいことがあれば、多少なりともUターンしてくれる可能性も高まると思いますので、ぜひUターンに対する施策の実施もお願いいたします。

定住促進PR冊子やホームページの作成が戦略にあります。ほかと違った支援や魅力が必要ですので、ほかの市町村と変わらないような冊子にならないようお願いしたいと思います。

最後に、観光について、今後の目標値について等はわかりました。まずは、観光客数の増加を目指しており、今は目標値を大きく超えるような結果が出てまいりました。今後は、来ていただいた観光客の方にいかに多くの消費をしていただけることかと考えます。特産品はもちろんですが、ほかとは違う商品、お土産、アクティビティ、そして単価の高い宿泊につなげられるようにすることだと思えます。

私は、観光についても何度か質問をさせていただいております。それは、まず長瀬町にとって観光客が減ることで、確実に今ある店舗も減っていきます。そして、それは従業員の雇用も減らすこととなります。長瀬町は、商工会員数326件のうち、商業部員数99人に対して観光部員は101人と、商業を営む半分以上のお店や会社での収益の大半は観光客によるものであります。個々として見れば、売り上げ数億円という大手の会社ではありませんので、法人税均等割以上を払うほど黒字額は出ないかもしれませんが、個人事業主として住民税、所得税などの支払い額はふえますし、雇用で考えれば、大きな会社何社か分の人数が働いているのではないのでしょうか。大きな工場が少ない長瀬町にとっては、直接税収にはつながらないように見えても、大勢の方の生活を支え定住にもつながっていると言えるのではないのでしょうか。また、観光客が増加することは大変喜ばしいことではありますが、やはりただただ観光客がふえましたと言っても、観光客がふえてどうなるかといった部分で、皆さんぴんとこないと思います。ぜひ観光客をふやしたことによる効果をわかりやすくするためにも、観光税等の導入を検討していただきたいと思えます。

前にも質問しましたが、そういった税金を、業者ではなく観光客の方からいただくわけです。そして、その税収で観光客の方がさらに過ごしやすい、楽しめる環境にするために利用するのです。交流人口をふやして町の活性化を推進することはもちろんですが、観光という中で居心地のよい、きれいな町並みや散歩しやすい歩道、過ごしやすい環境や設備があることで快適な空間だと感じていただき、町の魅力を伝えていくことで移住や定住につなげていくことが必要だと考えます。そして、それらの整備は町民の皆さんにとっても住みやすく、魅力のある町だと思っていただけるのではないのでしょうか。

まだまだ言いたいことは多々ありますが、時間の都合上ちょっと飛ばしまして、最後に1点だけお聞きして、質問を終わりたいと思います。今回の質問の対策の一つである定住に特化したPR冊子やホームページを作成する際に、この長瀬町にとっての一番の魅力とは何でしょうか。PRするにも、ほかの秩父地域との違いがあるからこそ移住、定住促進につながるわけで、秩父地域は自然豊かな環境なのはどこでも一緒です。どこを一番の魅力として伝え、目玉は何になるのでしょうか、ご意見を伺わせていただき、質問を閉じたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

定住促進のPR、特化したというお話でございますが、先ほどもちょっと申し上げた中にいろいろ出てきたのと同じになってしまうと思いますけれども、よろしく願いいたします。

どのようなものを売りにするかというご質問でございますが、秩父郡市の自治体と比べて観光に特化したPR、そしてまた深谷市、熊谷市、本庄市、東松山市などの中核都市への通勤時間が1時間以内で十分に可能ということで通勤の利便性、そしてまた先ほどもお話をさせていただきました地震に強い町、災害の少ない町としてもPRができるのではないかと考えております。そのようなものを総合的にPRさせていただくとともに、長瀬町独自のものも今後考えて、そちらも盛り込みながらPRをさせていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、地方創生について、町長に質問します。

国は、地方創生で人的、財政的、情動的支援を示しています。当町では、今回の地方創生加速化交付金対象事業の決定において、申請額の10.25%で約400万円しか受け入れられなかったと思います。この申請内容のまちづくり、地方への人の流れは、創生推進会議委員18名、町幹部職員13名の英知を結集した内容だったのではないのでしょうか。この交付決定の結果から、取り組み内容の甘さがあったのではないかと推測します。

そこで、今後の取り組みを含め、事業選択に向けた対応策等についてお伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、今回の加速化交付金の事業採択につきましては、2事業を申請いたしました。申請前に、国の事

前審査を受け提出したものでございます。しかし、結果1事業しか採択にならなかったわけでございます。あくまでも国の審査結果によるもので、町としましては、この結果を受け入れるしかないと考えております。

今回の加速化交付金では、県内で事業採択された自治体は29市町村だそうでございます。加速化交付金は、1,000億円の事業に対し906億円の事業採択が行われ、残り94億円につきましては第2次分として再募集するとのことですが、条件として申請事業が全て不採択になった市町村が対象ということで、当町の場合1事業400万円の事業が採択されておりますので、2次分として申請できないものでございます。

また、今後事業採択に向けた対応策についてでございますが、町の魅力を発信し、移住、定住を促進する上でも長瀨町をPRするタウンプロモーション事業は重要であり、先ほど岩田議員の答弁でもさせていただきましたが、県の補助金を活用し、事業を実施してまいりたいと考えております。

平成28年度から、国の支援事業は地方創生推進交付金という名称になり、1,000億円の交付金で事業ベース2,000億円となっております。この交付金の申請には、地域再生計画という計画を策定し、国の認定が受けられれば支援の対象となるものでございます。この支援が受けられるよう計画をしてまいりたいと考えております。また、国や県等の補助金にはほかにも活用できる補助金があると思っておりますので、有利な補助金を活用しながら事業が実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 地方創生、これ創生大臣石破茂さんは、やる気のある自治体に重点的に支援すると言っています。このやる気というのは、企画力ということではないでしょうか。今町長が4番議員の質問のときに、タウンプロモーション事業に今度は交付されるお金とちょっと先ほど発言されたようなのですけれども、これはそうではなくて県からという意味ですよ。

〔「国ではありません」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 国のということではないですよ、それならいいのですけれども。

あともう一点、この加速化交付金はゼロだった市町村だけではないのですよね、残された94億円は、これ広域連携事業で3,000万円以内とかと、あとは全くゼロだったところだったと思うのですけれども、この2点条件があるということなのですが、当町では通常事業の小さな拠点事業400万円が交付決定された。多分埼玉県内では29だったかな、私の調べたところは。ほかのことを言ってもしょうがないですけれども、例えば秩父市は100%、3,900万円、横瀬町100%、6,400万円、東秩父村96%、3,200万円、長瀨町は残念ながら10.25%しか交付されないという結果だったわけです。

今回の加速化交付金というのは、今年度以降と何が違うかというと、要するに事業が100%ということ。過去のことを言ってもしょうがないですが、100%だと。今年度以降は、50%というふうなことになってしまうと。ですから、交付額が1,000万円ということになれば、それに1,000万円当町の持ち出し等が発生してくるというふうなことです。その結果を見ると、この加速化交付金については、当町は非常に厳しい状況であったと判断せざるを得ないと思います。

そこには、国のほうでやる気というのをどういうふうにとったかということなのですが、この「『宝の町』長瀨」プロモーション事業という内容なのですが、ちょっと理解できていないので、概略こんなことなのかと。以前総合戦略の中で、宝と宝を結ぶ観光ルートどうのこうのとか、そんなふうなのが出ていたけれども、それではないですよ。何か長瀨町には宝という地名がたくさんあるから、それに由来す

るどうのこうのとかが書いてあるのです、総合戦略の中に。本当に宝という地名がそんなにあるのですか、もしだとすればで、推測で言っています。もしそのことをうたったのだとすれば、ちょっとこの企画内容通るわけないなと思います、その企画が。要するに、この企画は外部機関との連携が図れ、好循環を確立できるものであることと政府のほうでは言っているわけです。だから、このプロモーション事業というのがどういう事業だったか。また、今年度以降そういうふうな交付金をいただくには、やはりこれではだめなのだとすることを示していただきたい。

なお、この交付金における企画書提出等について、当然国との面談があると思いますが、地元選出の国会議員の先生方に企画書を見ていただくとか、そのようなお願い等もしてあるのかどうか、この2点について再質問をさせていただきます。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

2点というお話でしたけれども、1点はタウンプロモーションの内容でしたよね、もう一点は。

○5番（村田徹也君） 最後に言った、町として国会議員等への働きかけと。

○町長（大澤タキ江君） 失礼いたしました。

タウンプロモーションの内容、これからまた補正予算にも計上させていただいておりますので、どのようなことをやるかという説明はさせていただくわけですが、子育て世代やシニア世代をターゲットにした、インターネットや紙ベースを活用し、長瀬町の魅力や移住、定住のPR、そして長瀬町へ訪れていたいただいた方たちに移住、定住をしていただくように、その促進を図るものでございます。具体的には、PR冊子では概要版を3万枚、それから詳細版を1,000部作成して、東京にあります移住促進センターや、埼玉県がこれから設置する予定のアーバンヴィレッジ支援センター等に概要版のチラシを置いていただきPRを行い、町に興味を持たれた方には詳細版を配布する予定でございます。それと、タウンプロモーションのホームページの作成ではパソコン用と、若い世代はSNSを中心に情報収集を行っておりますことから、スマートフォン用も作成して情報の発信を図ってまいります予定でございます。

それから、国会議員への働きかけでございますが、このタウンプロモーションに対しての働きかけはしておりませんが、そのほかで当然長瀬町の、全て観光に関することですか、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、つり橋をつくって対岸からこちらに来ていただくような方策を考えると、そのようなことで国会議員に今相談に乗っていただいているところでございます。

それから、また宝の町ということで、そんなに宝という名前の地、ネーミングのところがあるのかというようなお話でございますけれども、実は蓬莱島も以前は宝が来る島でございました。それがいつの間にか、中国の蓬莱山からとったということで蓬莱島に字が変わってしまったという、ここがなぜそうなったかの経緯はわかりませんが、過去の長瀬町のPR冊子を見ていただきますと、「宝来島」は宝が来る島になっております。もっと早くに気がついて、そのように元に戻せばよかったのですが、これは後でわかったものですから、ちょっと残念だなという思いがいたしておりますけれども、蓬莱島もそうでございますし、当然宝登山もそうでございますし、調べてみますと宝を使った場所は幾つもございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 東秩父村では、ユネスコ世界遺産に登録された和紙を強調した企画を出したということです。横瀬町では慶応大学の先生と連携し、またななつ星建築士の方といろいろ見ていただいて、要

するに外部機関と一緒にあってそういう企画をしていったと、こういうものをつくるに対して町だけでなくてということをやっていると。そんなふうな努力をしているわけですが、今の町長の答弁の中からそういうことが出てこなかったのも、もしかして長瀬町は町の中だけでやっていったのかなという感じがします。これからは、やはりそんなふうなことを地方創生でもうたっていますので、ぜひそういう形で進められたらどうかと思います。

なお、やはり宝の町ということで非常に引かかるのですが、誰もそうだと思うんですが、宝に由来する地名が多いとかということよりも、これはちょっと町長が申しましたので、私が子供のときは、蓬莱島は宝が来ると言っていたのです。だけれども、いつからこうなったのかなと大きくなってから、意識してから。これは答弁とちょっと関係ないのですが、岩畳、赤壁、甌穴、こんなふうな学術的な価値の高い地質や、風光明媚な自然ということだと思っております。

今また話がちょっとずれるのかもしれませんが、つり橋がどうのこうのとかということになってきたのだけれども、ではそんなふうな長瀬の宝を生かして、そういうつり橋をとか、そういうものに持っていけばよかったのではないのかなと、プロモーション、町の事業ということよりも。これからはそれをやっていくとすると、今度はやっぱり100%ではなくて50%になってくると。それが非常に引かかりますが、1,000億円しかない、これを日本中の自治体で分けるのですから相当の企画力を発揮していただくと、その場合には申しわけないのですが、町だけとかいう形でなくて外部の有識者とか、そういうものを取り入れてやっていかないと、置いていかれると思います。

あと、交付決定された矢那瀬地区の小さな拠点づくりについてですが、これは100%事業ですので、その400万円で拠点の機能を生かした地域づくりができるのかどうかということなのです。これは、先ほど建設課長ですか、答えた中で、まだ地域の人には何も聞いていないというふうな話だった、これから聞くのだと。そうではないでしょう、地元のことを聞いて、こういうふうにしていったらいいというので、企画で出したものではないかなと私は思ったのですが、そうではない。これから提案を、いろいろ話し合いをして出していくという話だったので、ちょっと順序が違うのではないかなと。これをなぜ町長に言うかという、これから事業を行う場合に、こういうことをやりますよというのは、やることについてその地域、町全体なら町、その地区なら地区の要望等とかを聞くと、それで企画していくというのが普通だと思うのです。先ほどの責めているのではないけれども、建設課長の答弁……

〔「観光課長」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 失礼しました、観光課長ですね。そういうことからすると、町長がこの役場のトップですから、この発言に責任ということだと思っておりますが、このこと、では本当に拠点づくりになるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

なお、もう一点さらに、やる気のある自治体を支援していくと、1億総活躍時代、言葉だけではいいですけれども、そういうものについて今後地方創生について交付金を受けるについての柱といいますか、それはやはり先ほどのタウンプロモーションなのかどうかについて、再度お聞きしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

外部の有識者のお話をというお話ですけれども、当然私もそうだと思います。そのような中で大学との連携もさせていただき、これからの長瀬町はどうあるべきかということや若い人たちの意見を聞こうということで、まだ第1回を昨年始めたところでございますけれども、これからしっかりと協定を結んで進め

させていただこうと思っっているところでございます。

それから、矢那瀬の拠点づくりでございますが、何回も申し上げておりますけれども、活性化委員会というのを立ち上げていただく中で、どのようなものをしたらよいかというような、どのような方向に矢那瀬地域を持っていったらよいかということで、こちらのほうから投げかけはしております。投げかけをしている中で前回呼ばれましたときに、予算は全くとってありませんという話をさせていただきました。

そのような中で、今回は予算がとれたということで、今後そのような計画を進めさせていただくというお話を活性化委員会のほうにさせていただいているところでございます。これから皆さんにしっかりとご意見を出していただきながら、いろいろな案が出てくるとは思いますけれども、それをしっかりと聞きながら計画を進めさせていただこうと思っております。

それと、タウンプロモーションでしたっけ。

〔「メイン施策です」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君）　タウンプロモーションのメイン施策ですね。実は、先ほどちょっとちらっとお話しさせていただきましたけれども、地方創生の事業が始まりましたときに、つり橋を特区として認めてもらえないかということで国のほうに提出させていただきました。

あそこはなかなか、国の指定になっております天然記念物でございますので、何もできない場所でございます。そのような中で、特区として認めてほしいということで出させていただいたのですが、受理されなかったという中で、その後さる有力な国会議員を通じまして、そちらのほうに働きかけをしたところ、まあまあという話が出てきたわけでございますけれども、まだまだこれは夢のような話でございます。10年、20年、あるいは30年後かもしれません。そういったような状況の中で、私たちもどうしたら長瀬町がよい方向に進むかということでしっかりと相談させていただきながら、そのような行動を起こさせていただいているわけでございます。その中で、タウンプロモーションの一番とする内容でございますが、やはり人口をふやしたいということが一番の目的でございますので、移住、定住に重点を置いて進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君）　5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君）　それでは、時間もなくなりますので、次の質問に移りますが、もう一度復唱させていただきます。矢那瀬は投げかけてあると。そうではなくて、これから事業を行うときには、やはりその地域の人の意見を伺ってということ、ぜひ頭に入れていただきたいと思っております。

蓬莱島公園整備について、産業観光課長。5月1日付「広報ながとろ」に、蓬莱島公園の紹介がありました。その内容は、「四季折々に彩る花木を観賞しながら、河面を吹き抜ける爽やかな風を感じに皆様ぜひお出かけください」というものでした。

この公園整備は、4月になってからも工事がなされていたようです。正式な工事完了と、これに伴う完了検査はいつ終了したのか。また、未整備の箇所も見受けられるようですが、今後追加の整備計画はあるのか。さらに、蓬莱島公園設置及び管理条例の趣旨にあるような公園にするための方策についてお伺いします。簡単をお願いします。

○議長（新井利朗君）　産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君）　それでは、村田議員の蓬莱島公園整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、蓬莱島公園整備における工事完了日と検査日についてでございますが、平成28年3月25日に工事が完了し、3月28日に完了検査を実施しております。この請負工事以外で実施できなかった伐倒木の枝の処分等につきましては、4月に入ってから産業観光課の職員と、管理委託しておりますシルバー人材センターで実施しております。

なお、破碎した伐倒木は廃棄物として処分するのではなく、遊歩道に木材チップとして敷設して有効活用いたしました。しかし、全ての枝の処分はまだ終わっておりません。気になる箇所もございます。今後職員等で実施してまいりたいと考えております。

また、追加の整備の予定でございますが、今年度は埼玉県緑化推進協議会のゴルフ緑化促進会委託金事業を活用いたしまして、管理棟脇に桜の木を植樹したいと考えております。さらに、条例の趣旨にあるような公園にするために、適宜草花等の植栽を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 蓬莱島についてはたくさんあるのですが、ちょっとゆっくり言いますので、答えられる範囲で答えていただければと思います。

まず、この公園は人々に憩いの場を提供するというのが趣旨になっていると、もう一点が観光の活性化を推進するというふうなことで条例の趣旨に書かれています。まず、長瀬町民7,400人余りですが、どのくらい、およそ目安として何%ぐらいの住民の方が蓬莱島を訪れていただけるのだろうかという試算、それから全体の来園観光客数の予測、それからわかればどのようなルートで来るかなど。以前3万人というふうな話も出ていますけれども、出ていなければ結構です。それから、税金があるのかどうか、その予測について、一応3点です。

続いて、気になる箇所についてなのですが、工事完了は先ほども課長が言われたように3月25日となっていました。当初3月10日ぐらいだったのが、何か延期になったような気がするのですが、それで3月28日に検査をしたということですが、まず大分伐採木があったのを出してチップにして、それをまいたということです。だから、歩道へのチップが全面ではなくて、北側4分の1ぐらいにはちょっとまいてないというのは、そんな伐採木を使ったので、足りなかったという理由なのかどうか。

それから、工事完了検査をやったにしては、大沼の近くののですが、私が直せばいいのですが、ここに3分の1倒れかかった「埼玉県土砂流出防備保安林」という看板があるのをご存じでしょうか。それが3分の1倒れかかっています。もし検査をしたのなら、少なくとも公園内ですからそれを、「埼玉県」と入っていても真っすぐにして、こういう安全林なのですよと直しておくのが普通ではないのかなと。普通では検査通らないのではないかと。

それから、遊歩道の丸太どめがあります。これ忙しかったという点があると思うのですが、大分とめてある針金が横を向いていたり上を向いていたりしたと。それ私も確認したのですが、散歩へ行く人が結構あれ子供がけがすると危ないというので、踏んづけて下にやったりしたと。これは、実際そういう話2人から聞きました。あれでは危ないので、足で踏んづけて直したよと。全部で何カ所かそういうところあったと思います。検査にちょっと甘さがあったのではないですかと思います。

あと、先ほど課長も言いましたが、桜の木は多分あの蓬莱島は36本あるのです。今のところ、3本が立ち枯れ状態です。一番景色のいい長瀬を眺望するところのが、ちょうど枯れかかっています。だから、大変景色的にももったいないし、これからそんなふうなのをやっていくのかどうか。

それから、あと横臥褶曲の案内板があります。あの横臥褶曲の案内板、多分小さいからここがそうなのかなというところなのですけれども、あれすぐ草に覆われてしまいます。だからもう少し、ちょっと横臥褶曲、あれを見てもぴんとこないなと。

あと、これ重要なのですが、案内看板にジオパークの説明がありますよね、看板の中にジオパーク大地の守人と書いてあります。それで、よく見てこの絵というのですか、案内板を見ると、日本一の甌穴があるところに法善寺しだれ桜と書いてあるのです。甌穴のある場所にあれは行くなと、でもジオパークをこの看板でうたっているのです。サイトの一つで、長瀬町は8カ所サイトがありますけれども、その一つが日本一の甌穴なのです。何でこれ抜かしたのだろう、忘れたのだろうか、意図的なのだろうか、その点についてもお答え願います。

あと、鉄製ごみが1つ置いてあるのです、鉄のごみ箱が。だから、この公園はごみ持ち帰りなのかな、それともごみ置いて帰ってもいいのかな。持ち帰りが原則なのだろうと思いますが、1つだけごみ箱がある。あと、何かボランティアの方なのですかね、あそこに百日草を大分植えてきれいにはなっていると思うのですけれども、生態系への植生ということから考えて、それいいのかなと。花をこれから植えてくというお話もあったようだけれども、植生、生態系を壊さないようなことを考えて、これから花を植えたりしていくのかどうか。

たくさんありましたが、時間もないので、答えられる範囲で答えていただきたいと思います。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員の再質問にお答えいたします。何点かありましたので、漏れていたら、またご指摘いただきたいと思います。

まず、1点目の蓬莱島への試算、何人というような観光客を考えていたかということですが、最初の魅力あるまちづくりの中では、先ほど議員さん申しいただきましたように3万人ということで、それはそのまま引き継いでおります。

〔「来場」と言う人あり〕

○産業観光課長（横山和弘君） 3万人の来園者を見込んでおります。

それから、そちらが見られたから税収ということなのですけれども、この蓬莱島には収入源は確かにございません。蓬莱島に寄っていただいた方が、また周遊ということで長瀬の観光地へ向かっていただくとか、長瀬観光に来ていただいた方が、風光明媚な蓬莱島に来ていただけたらいいのではないかと考えております。

それから、工事の件ですが、3月の25日に工事が完了いたしまして、28日に完了検査を実施しておりますが、伐倒木、枯損木が出てきてしまったために、大きな木、立木の太いものは処分をいたしました。公園内から搬出処分。ただ、枝のほうの部分までは予算の範囲内で行えなかったために、島内に数カ所に集めてそのままの状態になっておりましたので、4月以降になって、このままではやはりまずいということで職員が出て、そこをチップにいたしました。それで、なかなか職員もそこにかかり切りというわけがありませんので、この議会が終わった後、来週からにでも残りの部分は実施していきたいと考えております。

それと、丸太どめの件で危ないということで、検査が甘かったのではないかとということなのですが、確かにとめ金で全箇所を検査員が見て回るということは、なかなか難しい面がございます。危険なものもあったかと思いますが、もう一度職員で全部見回してみまして、その辺は修理、修繕していきたいと思えます。

それから、次の横臥褶曲の看板ですが、確かに岩が露出している箇所が広いものですから、褶曲の部分
が実際どれかというのがはっきりわかりづらいというようなご指摘もいただいております。その辺は今後
ちょっと検討して、この部分が褶曲部分だということでもわかりやすく掲示していければと考えております。

それと、甌穴の場所のところに違う文字があるということだったのですが、それは意識したものではありません。
たまたまその部分に違う文字というか、違う掲示ができたものでありまして、甌穴をPRし
ないために、そこにあえて故意に入れたものではありませんので、よろしく願いいたしたいと思ひます。

あと何点か漏れていた……

〔鉄製ごみと、花を植えたり〕と言う人あり〕

○産業観光課長（横山和弘君） 鉄製ごみは、以前から蓬莱島公園として県で管理していたものがそのまま
残ってしまひまして、うちのほうで撤去してありません。近いうちに撤去したいと思ひます。ごみは持ち
帰りということで考えております。

それと、花は管理道脇に百日草が植えられたわけなのですけれども、町民の方から、憩いの場である
ところに、自分の家にある花を団体として、花の植栽クラブとして植栽していきたいけれども、よろしい
でしょうかという話がございました。草木とか大きくなるものでしたら、今後エリアを考えて実施して
いきたいと思ひますので、百日草は一年草だと思ひますので、簡単に処理できるものですので、草花
等については要望があった限りは、場所等はあらかじめ示した中で、受け入れていきたいと考えて
おります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 草花については、やはり専門的な知識を持った方に、生態系が崩れないか
どうかというふうなことをぜひやっていただいて、また町民があそこをきれいにしようというので、
それ大丈夫なら非常にいいことだと思ひます。

では、再々質問について、今植栽について出たのですが、大分あいていところもあるのです、
あの北側の旧畑だったところあたり。あれユンボの跡なんかがあつてみともないと思ひます。
だから、ああいうところに、例えばツツジをうたうのなら1株株主みたいなことで町民に呼び
かけてあそこにツツジを植えるとか、色のついた余り変なツツジでは困りますけれども、
そういうことでツツジがふえるということも一つ考えられるのではないかなと思ひます。

あと、では幾点か、一番重要なことなのです。大変立派な障害者用のトイレができました。
駐車場からおりところ階段があるのですが、あれ手すりがないのです。高齢者とか、
今のところかなりお年寄りの方も多いのです。先日長瀨町ではないところから来た人が、
ちょっと私はこれ以上行けないから行ってきなというふうなことをしたら孫が、
私がおばあちゃんと一緒にいるからと、ほかの若い人が行ったりして
いた光景もありました。やっぱりあそこの階段危ないのではないですか、手すりがないと。
ちょっと配慮不足かなと。

もう一点、北流れ橋と南流れ橋という名称の橋が立ちました。特に北流れ橋というところ、
あそこを以前は通学の町道が通っていたのです。あそこは斜めのスロープがあつて、
今も残っていますよね、右側に。沼を渡ってすぐ右側に、今傾斜していますから、
町道があつたわけなのです。あれを整備してもう少し平らにすれば、
車椅子の人も行けたのではないですか。今あそこに障害者用の立派な
トイレ、これは値段はわかりませんが、聞くとところによると2,000万円
ぐらにかつたというお話をそれとなく聞いているのですが、そんな立派な
障害者用の駐車場があつて、何で例えば若くても車椅子の人があそこへ
行けないよう

な設計になっているのだろうと、これおかしくないですか。これ予算がかかっても改善するべきと私は思いますけれども、その点について障害者用の進入路確保、ぜひ必要だったのではないかなと思います。

あと2点ばかり。園内に、ベンチが多分9カ所あるのです。このベンチの高さ等は場所によって、その土地の高低によって違うからでしょうけれども、非常に高さがアンバランスです。あの椅子に座ろうとすると、ちょっと課長こっち見えますか、こういうふうに入れられないのです、ベンチに。なぜかという、これ丸太が出ているわけです。これ膝を曲げて、こうやって入るわけです。こうやらないと、あそこほとんどの椅子と机の間隔が狭くて入れません。ちなみに、私どのくらいだろうなと思って、ほとんどはかりました。机と椅子の幅が一番狭いのが6センチでした。広いところが12センチでした、あの机と椅子との間隔が。これそういうところも検査したか。これ直せというよりも、やはりこれは東京から見えていた人なのです。私しつこいぐらいに蓬莱島へ行っているのです。そうすると椅子に対して、こうではなくて横に座っているのです。どうしたのですかと言ったら、足が入りにくいので、こういうふうに入っていると。それ結果論を言って申しわけないのだけれども、そんなところもありました。設計がもうちょっと広くてもよかったのではないのかなというのを気づきましたので、直せということではなくて。とにかく手すり、その障害者用の進入路、この2点だけについて答弁願いたいと思います。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

障害者トイレ、蓬莱島のトイレでございますけれども、手すりがないということで不便を来している人がいるというご質問で……

〔「トイレじゃない。トイレからおりる階段」と言う人あり〕

○産業観光課長（横山和弘君） トイレへ入るまでの。

〔「そうです。階段おりるとこ、駐車場から」と言う人あり〕

○産業観光課長（横山和弘君） はい、失礼しました。トイレから蓬莱島へ行く高台からの階段ですね、申しわけありません。

そちらは、確かに考えておりませんでしたので、蓬莱島のほうに行くのは、近道として階段をちょっと木柵でつくらせていただきましたけれども、一般的には鶴沢沿いのところを行っていただく。ただ、車どめがありましてちょっと入りづらいようにはなっているというところが問題ですので、手すり等については今後ちょっと町のほうで整備を考えていきたいと思っております。

それから、北流れ橋のところには旧道というか、旧町道のところのスロープがあるので、そこを有効利用したらどうだというお話ですけれども、そちら現場等を確認いたしまして車椅子等で入れる状況であるか、まず橋から道へ行くところが急な場所もありますので、そちらのほうで整備ができるかどうかちょっと現場等を確認させていただいて、整備のほうをまた実施できるようでしたらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時02分

再開 午後1時00分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に、5番、村田徹也君の質問がありましたが、それに対する回答についてもう少し詳しくする部分がありましたので、村田君にもう一度その点を手短かに質問を寄せていただいて回答していただきます。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、蓬莱島公園に設置したベンチの関係、その他について、また足りないところについては担当課長のほうに書面でお渡ししたいと思いますので、そんなふうな答弁でお願いしたいと思います。

なお、1点だけ追加なのですが、大沼については、キャンプは私有に使っているというわけではありませんけれども、実際管理者は誰になっているのかということも含めて、もし今答えられなければ後でお願いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

蓬莱島公園に設置しましたテーブルベンチセットにつきましては、基準寸法に基づいて設計されたものを設置してございます。テーブルとベンチの間隔につきましても、土の中にちょっと埋まって見えませんが、渡し木が通してありまして、基準どおりに設置されているものと思います。ただ、先ほど村田議員が確認したところ6センチという箇所があったということです。基準的には8センチから12センチぐらいが基準ということです。6センチという場所があったということです。それはこちらで確認して、すき間があげられるかどうかちょっと対策を考えていきたいと思っております。

それから、大沼につきましては河川区域の部分ですので、観光課で管理しているところではございません。通常、営業なりなんなりをすとか使用許可をとる場合は、河川の占用とか、そういうことになってきますので秩父県土整備事務所のほうになるかと思っておりますけれども、その関係につきましては秩父県土整備事務所に確認してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、教育の課題を見きわめた指導と対策について、教育長にお伺いします。

教育は、学校と家庭、社会が分担して行われていきましたが、社会構造の変化から学校への依存度が急激に高くなっていると思われまます。当町の義務教育学校では、学校現場での努力により大きな問題も見受けられないのではないかと思います。しかし、子供たちの能力、適性、興味、関心に応じた教育の実践、特に個の尊重や個に応じた指導などは大変難しいことです。そこで、教育委員会として個を重んじた教育をどのように進めているのか伺います。

また、全国各地でいじめや、いじめによる自殺などが後を絶たない現状は嘆かわしいことです。当然当町でも表面化していないいじめなどは起こり得ることだと思われまます。そこで、教育委員会として不測の事態への対応や方策をどのように進めているのか、お伺いいたします。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は2つありました。1つ目には、個を重んじた教育をどのように進めているかについてのご質問

にお答えいたします。まず、個を重んじ、個に応じた教育とは、一人一人に確かな学力を身につけさせることであり、授業においてわかる喜びを味わわせることであると考えます。そのためには、教職員の指導力向上、授業改善を図っていくことが必要です。

教育委員会では、若手教員を対象とした授業力向上研修会を開催したり、小中学校合同で授業研究会を行ったりして教職員の指導力、とりわけ授業力の向上を図っています。また、町費で学習支援員及び特別支援教育支援員を小中学校に配置し、児童生徒一人一人に応じたきめ細かい指導を行っております。

次に、2つ目は不測の事態への対応ですが、いじめの問題については、未然防止、早期発見、早期対応が非常に重要です。教育委員会では、いじめの未然防止を図るために、望ましい人間関係づくりの研究を学校に委嘱しています。昨年度は長瀬中学校、今年度は長瀬第二小学校で、いじめ防止のために望ましい人間関係づくりの取り組みが研究されております。また、毎月の校長会議、教頭会議を初めとしたさまざまな会議において生徒指導上の情報交換を行い、常に学校と教育委員会で情報共有を行っています。

一方で、重大事態の発生に備えて各学校のいじめ防止基本方針について、全教職員で共通理解を図るよう教育委員会として指示をしております。また、重大事態の際に迅速な対応がとれるよう各学校及び町町長部局と対応について共通理解を図るとともに、今、議会において長瀬町いじめ問題対策連絡協議会等条例の議案を上程させていただいております。本議案は、いじめ防止対策推進法が施行され、いじめ防止の対策は国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、そして関係者の連携のもと、いじめ問題を克服する旨、法の基本理念にうたわれておりますことから、町に必要な組織を設置し、いじめ防止等に対応をするものでございます。

また、いじめ防止の方策として、各学校に対しては早期発見、早期対応、具体的には教職員による日常での観察や、児童生徒を対象としたアンケートによる実態調査を行い、日ごろから実態把握に努めるとともに、保護者からの情報収集などを行い、把握した情報の共有をし、早期解決のためさわやか相談員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携により迅速な対応に努めており、いじめを許さない学校づくりに、校長を中心に全教職員が一致協力しているところです。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今教育長の答弁にもありましたが、社会構造の変化により、学力だけでなく、しつけというものが学校に押しつけられてきているということで、学校も非常に過重負担が広がっています。

そんな中でこのような、文部省は幾つも出しているのですけれども、「個に応じた指導の一層の充実」というふうなものを文部省のほうでも出していますが、この内容、非常に多くになるのですけれども、まず個に応じた指導というのは、児童生徒の実態把握、まずこれ一つ。それから、教師の資質の向上や、ゆとりある生活が保障されなければかなわないものと思います。その両輪が整って、児童生徒は確かな学力を育み、生きる力が養われるということだと思えます。

そこで、当町の教育の現状を見ると、先ほども述べましたが、関係者各位の努力により十分成果を上げていると思われまます。しかし、毎夜9時、10時までこうこうと明かりがともされている学校の実態を見る限り、教師の過重負担の上に長瀬町教育は推進されていると言っても過言ではないような気がします。ちなみに、昨日も一昨日も9時20分で、まだ第一小学校には電気がついておりました。日曜日は、休日にもかかわらず夜職員室に電気がついていました。このような現状から、果たして教師のゆとりある精神状態による個に応じた指導がなされているか、心配な面もあるところです。今の長瀬教育は、先生方の熱心さ

だけで片づけられる内容ではありません。熱心さは、子供たちと向き合ったとき最大限に発揮されたいものです。教師にゆとりがなければ、子供たちと向き合ったとき本当の個を見詰める教育ができるのか甚だ疑問としますので、教育委員会として、この勤務状態等にかかわる個の指導についての見解をお伺いします。

もう一点、同一町内で小学校は2校あり、1学級の児童数に大きく差があります。そこで、個への気配りや目配りにも当然差が出てくるのではないかと思います。このことは、平等性に欠けるといふふうに私は思います。

そこで、将来的な合併をも視野に入れた、地域や保護者の要望調査等を実施すべきではないかと考えますが、教育委員会としての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員におかれましては、議員活動の中でも特に学校教育に目を向けられ、さまざまなお協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

先ほどのご質問にお答えをしたいと思います。第一小学校が夜遅くまでいる、これは何年か前からそういう傾向なのですけれども、校長さんには会議ごとに、もう少し職員の先生方をお願いして、仕事の精選をし計画的に仕事を進めて、なるべく早く帰れるようにお願いしますということで常々やっているのですけれども、先生もご存じのように学期の初めについてはいろんな仕事等がありますので、どうしても時間がかかるといふことがあるのです。その辺をもうちょっと長い目で見ていただければありがたいな。そして、これは余りいい話ではないのですけれども、やっぱり教職員も十人十色です。仕事の早い人、それから遅い人あります。それから、私は西部のほうにいましたからあれですけれども、若いときにはどうしても家に帰りたがらないのです、学校でやっていたほうが楽しいなんていう人もいましたから。第一小学校でそうとは言いません。それはないと思いますけれども、個々に応じて先生も見ながら、また教頭さんも最後に見回りしながら、一生懸命やってもらうのはいいのですけれども、それが体を壊すような勤務では困りますので、なるべく精選し、計画的にお仕事を進めていただいて、少しでもゆとりある気持ちで次の日の朝出てきていただいて、子供たちに向かってもらえるようお願いをこれからしていきますので、もうちょっと余裕をいただければありがたいなと、よろしく申し上げます。

それから、もう一点なのですけれども、これは何でしたっけ。

〔「一小と二小で個へかかわる……」と言う人あり〕

○教育長（野口 清君） わかりました。これは、やっぱり人数は致し方ないと思うのです。でも、二小の校長さんを初め教職員、先日も学校訪問行きましたけれども、人数のすごい少ないところで、いいところを伸ばすように一生懸命やっております。それから、第一小学校は人数は多いけれども、多いなりにそれぞれ一生懸命研究をし、工夫し、子供たちのために頑張っておりますと思います。

今のところは、まだそんなに大きな問題はないのではないかなと考えております。また、これからおいおいいろんな問題が出てくると思いますけれども、またこれについては町長さんの方針もあるようですから、その辺と考え合わせながら、最終的には子供たちのためにということで考えていきたいと思っております。

答えになったかわかりませんが、以上です。

○議長（新井利朗君） 村田議員に申し上げます。

あと2分の持ち時間ですので、よろしくどうぞお願いします。

○5番（村田徹也君） それでは、個に応じた指導という点では、まず日本では教員1人当たりの子供の数

が小中学校で28.5人です。欧米では21.5人です。これは、明らかに人数が多いと、1人当たりの生徒数。それから、これは国立教育研究所の調べですが、教員の残業が1日2時間、日本の場合です。月当たり34時間、教員の多忙化が深刻になっていると。それから、部活動等でも残業が多くなって、部活動のあり方を考えていこうと、今新聞紙上でも発表になっています。ちなみに、教員の1年間の精神疾患等の休職者が8,000人、そのうちの精神疾患が5,045人、これは一昨年データです。人間が人間を教え諭す教育の場でブラック学校とならないように、ぜひ教育長にも力を発揮していただけたらと思います。

なお、いじめについては、埼玉県ではいじめの被害者になった37.9%、いじめ加害者35.6%、両方18.5%、約73%がいじめにかかわっているという実態調査があり、国立研究所では90%の子供たちが何らかの形でいじめにかかわっているということになっています。当然いじめは、どの学校でもあることを認識されて、町としてもいじめ防止対策推進法ですか、これ25年にできて、町でも基本方針を策定したと。今度は条例をつくったりというふうなこともあります。そういうことが起こらないように、もし起こったときに、ではどうするのだと。これは、懲戒処分等も含めた内容になってくのではないかなと思いますが、そのところを、今長瀬はいい学校だ、いい学校だという発言を大分聞いたりしますが、ぜひ子供たちが困らないという教育を進めていただければと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、1番、井上悟史君の質問を許します。

1番、井上悟史君。

○1番（井上悟史君） それでは、通告に沿って質問します。

ことし1月の積雪の際、通学路の除雪ができておらず、路面が凍結して転倒した生徒がいたと聞きました。特に水管橋では何人も転んだとのこと。また、高齢者宅では何日も除雪ができず、その間買い物にも行けなかったそうです。

そこで、町で小型の除雪機を購入して、集会所など必要な場所に設置しておくことができないか、お伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 井上議員の質問にお答えいたします。

ことし1月の降雪に伴う除雪につきましては、委託契約を結びました町内の7業者により、指定された路線の除雪を実施いたしました。全ての通学路や歩道、生活道の除雪をすることは困難でございます。

そこで、小型の除雪機を集会所等へ設置しておくことができないかとのことですが、各行政区に除雪機が配備されれば、区民からの要望に迅速に対応でき、防災時の自助、共助にもつながると思います。ただ、全行政区の26台を購入しますと多大な費用が必要になります。また、除雪作業を誰が行うのか、点検、整備等のメンテナンス経費の負担をどうするか、行政区の財産とするのか等々、クリアする要件があると考えられます。

今後小型除雪機を設置した場合、除雪作業を誰が実施するか等、区長会や消防団、また有償でシルバー人材センター等と協議をしながら、前向きに検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 1番、井上悟史君。

○1番（井上悟史君） 風布には、個人のうちですが、何台か配置してうまく運用しているようです。町全体でもそのようにできるのではないかと考えるところですが、雪が降る前に一台でも多く設置できますよう前向きな検討をしてください。

これで質問を終わります。

○議長（新井利朗君） 次に、2番、田村勉君の質問を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 町長に質問をいたしますけれども、国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう財政支援の拡充等により、平成27年度から低所得者対策として毎年1,700億円の公費が投入され、厚生労働省は「被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果」と述べています。3月議会の時点では、平成27年度の交付額が明白になりませんでした。保険者支援制度の拡充として、全額で幾ら交付されたのか。

また、この交付金を活用して、低所得者の保険税の減額をする考えがあるかどうかをお伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の、国民健康保険税の引き下げについてのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険は、病気やけがをした場合、誰もが安心して診療が受けられるように、日ごろからお互いの収入に応じて国民健康保険税を出し合い、そこから医療費を支出しようという相互扶助の制度となっております。平成27年度から、低所得者対策として保険者支援制度に約1,700億円の財政支援が拡充されました。

保険者支援制度とは、国民健康保険税の軽減対象となる一般被保険者数に応じて、国及び県が保険者である町へ財政支援する制度です。今回の改正で、現行の7割軽減、5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率が、7割軽減については12%から15%に、5割軽減については6%から14%にそれぞれ引き上げられ、保険者支援制度の対象となっていなかった2割軽減の対象者についても新たに財政支援の対象となり、財政支援の補助率が13%となりました。

さらに、保険者支援制度の財政支援額の算定基準額を、平均保険税収納額の一定割合から平均保険税算定額の一定割合に改められております。まず、保険者支援制度としての繰入額は、平成27年度は約1,061万7,000円となっており、平成26年度は425万6,000円でしたので、約636万1,000円の増額になりました。このうち国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担しますので、実質の国からの財政支援金の増加額は約318万円となっております。

次に、この交付金を活用して低所得者の保険税の減額をする考えについてでございますが、医療費は被保険者の高齢化や医療の高度化により、今後も増加していくことが予想されております。今回の改正により財政支援金が増加したとはいえ、さほど影響はなく国民健康保険税の引き下げにまでは至らないと考えております。

なお、低所得世帯に対しては、7、5、2割の応益割軽減を実施し、今年度も軽減措置の対象範囲を拡大しており、それでも納税困難な世帯は納税相談等の充実により対応してまいります。

今後も、国民健康保険税を引き上げずに済むよう医療費適正化を図り、健全な国民健康保険事業の運営に努め、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度における役割を担ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 町長の今の答弁で、軽減対象者、判定所得の引き上げということで、これはぜひ歓迎したいと思うのですが、実際にはやはり所得は100万、200万という方のところが一番大変だというふうに思うのです。

3月議会での町長の答弁の中では、一般会計からの繰入金を増額して引き下げることは困難だと、財政のバランスや国民健康保険に加入していない方との負担の公平性を考えてみるというふうに答えていますけれども、やはり実際に、いわゆる平成30年度から都道府県に保険者が移管するに当たって、その間に国のほうも知事会だとか地方団体の長などに、いろいろ実情を聞いているわけです。その中で、やっぱり健康保険自身を維持することが大変だということでもって、国としてその意見を取り入れて、1,700億というお金を出そうということです。調べてみると、もともと本来最大の問題というのは、国にあるわけです。これは、1970年から1980年には国庫支出金が60%余りだったと、それが現在は20%ちょっと、国保の中の国庫支出金。そういう状態が大もとにあるので、地方自治体はそれでもって一番苦しんでいるわけです。

そういう中でも、先ほども述べたように国のほうとして、それだけ困難な状態になっているならばということでもって、1,700億円をそちらに排出してもらいたいというふうに言ってきているわけです。これは、平成28年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項についてというのが総務省自治財政局財政課というところが、いわゆる内簡というやつが出ていますけれども、この中でもいわゆる1,700億のうちの、要するに地方自治体として活用してもらいたいという中に4つばかり挙がっているわけですが、保険料軽減制度、あるいは保険者支援制度、あるいは高額医療費共同事業、国保財政安定化支援事業、こういうことで使ってもらえるとあるわけですが、この中の一つに保険料の軽減制度というのがあるわけです。

これは、具体的には確かにさっき申し上げたように、軽減判定所得の引き上げということも一つの方法だと思うのですが、具体的に所得の少ない人のところが滞納も多いわけですから、そのところをぜひ考慮した政策をしてもらいたいと思うわけです。年所得が、夫婦2人で63歳の場合だと100万、200万、この人たちの生活の中で1割ぐらいの負担になっているわけです。だから、相当大変なわけなので、これを具体的に引き下げるといふふうにしてやれば、低所得者の滞納者も減ってくると思うのです。

これから、平成30年度から都道府県に移管すると、都道府県は市町村に対して、いわゆる収納率を上げるとか、そういうところでもって迫ってくる可能性があるわけでしょう。そうなると、やはり今から滞納者を少なくしておけば、県との関係でもうまくいくのではないかというふうにも思っているのですが、そういう方向でもって、いわゆる県から来た国庫支出金、これを低所得者の保険料そのものの引き下げというふうな方向を考えられないかどうか。もう一回質問をお願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、低所得者に対するさまざまな施策は講じている状況でございます、その中でやらせていただきたいというのが実情でございます。そのような中で、国が悪いというお話がございましたけれども、国が悪いというよりも、時代の変遷の中で、やはり福祉にお金が毎年毎年かかって

きているという中で、しっかりと国としてはやっていただいていると思います。

国保につきましても、平成30年には県に移行されるわけでございまして、そのような状況の中でこれからはしっかりと県のほうでやっていただくというのが一番よろしいかと思っております。ですので、今現在としては、今の状況で平成30年まではいかせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 県に移管しても、実際に国保税を集める、これは市町村になってしまうわけです、実際には。その中で県の役割というのは、それぞれの市町村が100%収納率を上げるようにと、そこが強まるわけです。既に私がちょっと調べた範囲では、白岡では平等割部分のところでは6,600円ぐらい引き下げているのです。

さっき町長の答弁の中にあっただけですが、困難な人が滞納している、そういう人は町の中に相談窓口があるわけだから、ぜひ相談してもらいたいというお話だったのですけれども、滞納者がこれだけ、95世帯ですか、ある中で、2016年の話かな、昨年度そういう中에서도、一体相談者が何人来ているのか。それで、そういう人たちに、そういう窓口がありますよということをどんな形で周知しているのか、この辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

今年の5月末現在で、27世帯47名が納付の窓口に来ている状況でございます。

それから、収納率に関しましては、26年度が97.1%、それで27年度に関しまして、まだ決定ではないのですけれども、97.52%というふうに収納率のほうも上がっておりますので、今後も窓口の相談のほうに来ていただくような手立てを考えまして、皆さんに周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

2番の質問に行ってください。

○2番（田村 勉君） 2番は、これはまた町長なのですけれども、学校給食費の無料化についてなのですけれども、少子化対策の一環として、小鹿野町の学校給食費の無料化に続いて、寄居町でも多子世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進する目的として、第3子から学校給食費を無料にする事業が今年度から実施されると聞いております。

長瀬町では、既に長瀬町立小中学校給食費軽減要綱が定められ、給食費の一部を負担し、保護者の負担軽減がされていますけれども、この公費負担の増額や給食費の無料化に向けて検討する考えがあるかどうかをお伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

学校給食費の無料化についてのご質問でございますが、再三にわたり同様の質問をいただいております、同じ回答になりますが、町では既に約3割分を公費から支出して、保護者の経済的負担の軽減を図っております。このほか、町では子育て支援のためのさまざまな事業に助成を行っております、今後もこれらの助成制度の充実を図る必要があることから、公費負担額を含め、現状を維持していきたいと考えています。

なお、生活保護及び保護に準ずる低所得世帯につきましては、就学援助制度や児童手当制度等による給

食費負担分の給付や支援措置がなされておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

そしてまた、皆野町、寄居町の例をたゞいまお話しいただきましたけれども、こちらは全ての生徒、児童が無料ではございませんで、小中学生が2人以下の場合は補助、助成がないというような、いろいろさまざまな制約がござひます。その中で、計算をしてみただくとわかりますけれども、決して長瀨町も劣ってはないと思ひます。計算をしてみてください。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 給食費の無料化の問題を取り上げたわけですが、小鹿野町は無料です。寄居町が、今度は子育て支援の一環として第3子から無料にしたということなのです。財政がなかなか厳しいわけですから、そういう中でいわゆる無料化の方向、子育て支援という観点から見てもそうだし、それから私がちょうど去年の初めての質問のとき、町長に憲法や地方自治法の問題でもって質問しましたけれども、町長はその立場でもってやっていくのだと、町政を動かすのだという話もしていただきましたから、そうするとやっぱり給食費というのは、前にも私申し上げたように食育、教育の一環です。

そういう点で見ると、これは一つの参考なのですけれども、教育費として見ると小鹿野が20.2%、皆野が12.3%、横瀬が10.6%、長瀨は8.79%、1桁台なのです。そういう全体のバランスから見ても、やっぱりそういう方向でもって学校の給食費や、あるいは教材というところに充てる方向でもって検討できないものか、もう一回質問します。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

教育の部分ではパーセンテージが低いかもしれませんが、子育て支援も全て一まとめにした場合には、長瀨町は決して低くありません。その中で、この後補正で出させていただきますけれども、18歳まで医療費を無料にするということもこれからやってまいりますので、もろもろ計算を勘案してみますと、決して私は低くないと思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 3番ですね。

○議長（新井利朗君） はい。

○2番（田村 勉君） 3番に質問を移します。行政区と町のパイプ役担当職員の配置についてということで、町長に伺ひます。

施政方針の一つに、町民との協働と参画によるまちづくりということがうたわれていますけれども、そこで行政と地域のつながりをより密着させ、区民にとって行政がより身近に感じられるような考えが広がっており、県内や近隣では、新座市や横瀬町で行政区からの相談ごとや担当部署への取り次ぎなどを行う行政区担当職員の制度が導入されています。長瀨町でもこういった制度を導入する考えがあるかどうかを伺ひます。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 行政区と町のパイプ役担当職員の配置についてのご質問にお答えさせていただきます。

地域担当職員制度とは、行政区ごとに担当する職員を配置し、行政区の会議に参加させていただく中で、

行政に関する情報を提供、それぞれの地域における身近な課題等の解決に向けた取り組みを推進するなど、地域の活動を側面から支援していく制度となっております。地域に配置された担当職員は、地域と行政との連携をさらに深めていくため、地域との橋渡し役として活動することとなっております。

行政区には、明るく住みよい地域づくりを行う上で、地域住民の福祉の向上や地域の課題を取りまとめ行政等との連絡調整をするなど、地域コミュニティの核となる重要な役割を担っていただいております。しかしながら、近年のライフスタイルや意識の変化などから、行政区の加入率低下や地域のつながりの希薄化が進み、地域コミュニティの活力の低下が懸念されているというような状況でございます。そこで、多様化する地域課題に素早く対応をし、行政区の地域活動が活発になることで町民の皆さんの地域への関心が高まり、地域コミュニティがさらに活性化していくことを目指すこととなっております。

当町におきましては、区長及び副区長設置に関する規定により、町内を26区に画し、それぞれの行政区に区長及び副区長を2年の任期で町長から委嘱しております。行政区への加入率も高い状況で、町内在住の職員も多いことから地域とのつながりもあり、地域の実情や課題等の情報把握、地域の要望や課題に対する関係各課との連絡調整が可能な状況でございます。当町での地域担当職員制度の導入については、自治組織への介入が懸念されるため、現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 先ほど私が申し上げたように新座で行って、これも市長が、首長が提案をして導入しているということなのです。

この中でちょっと紹介しますと、町内会活動が希薄化している今、職員が連絡係で会合に参加し、地域住民と情報のキャッチボールをすることできめ細かなサービスを提供したいと、こういうふうに首長が言っているのです。

これと同じように、横瀬でも去年町長がそういう提案をして始まっていると、結局ことし4月からですから、どういう効果が出ているかというのはまだわかりませんが、要するに今町長の話だと、区長さん、それから副区長さんがいて、それで町との関係をつなげていると。私も生活相談か何かに乗って何件か聞いたのですけれども、結局区長さんを通じて、地域住民がいろんな要望みたいのを上げていくというシステムになっているのだけれども、やっぱりそういうこと自身も知らないという地域住民の方もいるわけです。

もう一つは、長瀬に就職したいという町外の方がふえているという話もあって、こういう人たちと町とが密接に町民と触れ合うということは、やっぱり町政運営をしていく上でも非常に効果的なのではないかということもあるわけです。そういう点で、本業は役所の仕事ですけれども、やっぱりそういう人たちが町民の皆さんともっと触れたり何かして、いわゆる町民と町政が身近になるというふうな役割を果たすのではないかと思います。そういう点で、ぜひとも検討してもらえないだろうかということなのですけれども、もう一回お願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えさせていただきます。

田村議員のおっしゃっていることは、よく私もわかります。理解はできるのです。ただ、新座市の例も挙げていただきましたし、横瀬町の例も挙げていただきました。新座がどうの横瀬がどうのということではありませんけれども、長瀬町に関しましては住民密着型と申しますか、議員さんもそうだと思います。

各地域にお住まいなわけですが、地域の人たちとかなり密着していると思います。そしてまた区長さん、副区長さん、そしてその下におります行司さんですか、そういう方たちとも結構かなり密着型の行政ができていると思います。その中で、やはりそのようなご意見を吸い上げていただいて、町のほうに持ってきていただけるというような状況であると今現在は私は思っておりますので、今の長瀬町には不要ではないかなというのが私の意見でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） そこは、ちょっと私などは、まだ町長と、町と密接度が足りないのかなと思うところが多いわけです。ぜひ今後、新しく長瀬町の職員になられた若い方などは、そこでもってうんと触れてもらって長瀬町のことを知ってもらおうと、そしてやっぱり長瀬町を好きになってもらおうと。外から通っている人もいるかもしれませんが、その人たちに今度はこっちへ住んでもらうというようなことも含めて、ちょっと検討していただければというふうに思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

田村議員のおっしゃっていることはよくわかります。田村議員も長瀬町にお越しいただいて、まだ1年ちょっとだと思えます。ご質問をしていただく前に、田村議員自身がしっかりと長瀬町に密着型になっていただけたらありがたいと思っておりますので、ご期待申し上げます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 最後になりますけれども、町民課長に質問をいたします。

この4月から上水道事業の広域化が実施されましたが、今年度の負担金額は、広域化前の前年度に比べてほぼ2倍となっています。町負担金の額や使用目的などについて、チェックがどのように行われているのか伺いたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、田村議員の上水道事業の広域化に伴う負担金の額、使用目的やチェック体制についてのご質問にお答えいたします。

水道広域化におきましては、平成23年10月の準備会、その後広域水道委員会で審議を重ねてまいりまして、本年4月1日より秩父広域市町村圏組合の水道事業としてスタートしたものでございます。

初めに、町の負担金額でございますが、平成27年度は総額1,857万1,000円で、平成28年度が総額3,644万5,000円で、ご質問にありましたようにほぼ2倍となっております。

負担金の増額となった要因につきましては、統合に向けて協定締結の覚書の中に、経費の負担については郡内各市町は統合後も負担の趣旨に応じて継承することが明記されております。また、水道料金は5年後をめどに郡内が統一されることになっておりますが、統一料金になるまでは従前の料金を参考に、各市町ともに応分の負担をすることとなります。当然単独で事業運営をしていたときは、水道料金が他市町より高かったため、高料金対策の費用について5年後まで応分の負担をするものです。

次に、使用目的やチェック体制ですが、初めに使用目的です。主に皆野・長瀬上下水道組合時から発生していた旧簡易水道元利償還金の負担金、簡易水道事業建設改良企業債元利償還金負担金、旧宮沢簡易水道統合事業負担金等を協定で明記されたとおり継承で支払うことと、先ほども申し上げましたが、5年以内に水道料金の統一を行うことが目的となっております。

最後になりますが、チェック体制ですが、秩父広域市町村圏組合の水道事業となりましたことから、チェック体制につきましては組合の監査委員が行うこととなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 私が去年一斉のときに立候補させてもらったのですが、その中のアンケートの中で、やっぱり水道料金が低いという声があったわけです。

それを取り上げて、水道料金の引き下げということでもって私自身も公約の一つとして掲げてやったのですが、全県的に見ても皆野・長瀨の水道料金は高いというところに来て、さらに広域化になって負担金額が倍にもなると。これは、結局町民の税金から支払われるわけですよね、実態最高に高いところにさらに高くなる。町民の人は、別の形でもってお金を払っているからわからないかもしれないけれども、水道料はあれなのですけれども、これが広域化になって、そして住民の水道料金に対する負担感が減らないのだけれども、これはどう考えるのでしょうか。いわゆる実質的な値上げになるのではないのでしょうか。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員の質問にお答えします。

実質的に高くなるというご質問なのですが、長瀨町なのですが、標準的なご家庭の水道料金なのですが、標準単価というのですか、それが3,240円です。それで、秩父市が2,116円、横瀬町が2,808円、小鹿野町が2,052円。こう見ましても、長瀨町が高いというのはわかるのですが、5年後に向けて水道料金を一元化していきたいということで、負担金を5年間負担させていただいていますので、その中で高料金対策というもので今申し上げましたが、元利償還金ですとか、そういうものを負担して水道料金を上げないように県と協議しましたので、高料金対策が負担金として上がってきているものでございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 5年後見直しですが、これで今よりも水道料金が低くなる可能性というはあるのでしょうか。最後に。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 低くなるように負担金を負担しているわけでございますので、必ず下がると思います。

○議長（新井利朗君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 3番、野原、質問をさせていただきます。

簡易消火具の配付について、健康福祉課長さんにお尋ねしたいと思います。ひとり暮らしや高齢者だけの世帯で、介護保険の要介護認定で要支援または要介護と認定された方や、認知症の高齢者などの生活の安全のために、火災警報器、簡易消火具などの配付をしている自治体が見受けられます。

当町でも、高齢者施策の一環としてエアザール式簡易消火具を無料で配付し、高齢者の安全を確保する制度を設けるお考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 野原議員の質問にお答えをいたします。

町の4月1日現在の総人口は7,456人で、65歳以上の高齢人口は2,571人、75歳以上の人口は1,289人となっております。また、ひとり暮らし高齢者数508人、要介護認定を受けている人313人、要支援128人で、合計441人となっております。当町の高齢化率は全国平均を上回り、高齢者の安全を確保する事業は大変重要な事項と捉えております。

高齢者の安全確保の事業を上げれば、社会福祉協議会で昭和62年より、ひとり暮らし高齢者への煙探知機の設置が開始されており、今でも年一、二件の申請が出され、現在14個の煙感知器の設置がされております。また、毎年ひとり暮らしの高齢者等の生活課題の把握及び日常生活上の防火安全対策として、煙感知器の設置点検と緊急通報システムの取り扱い指導や、通報訓練を兼ねた防火査察事業を町と秩父消防署、社会福祉協議会と合同で実施しております。

今回ご質問がありましたエアゾール式簡易消火具の無償配付につきましては、品質保証期限が短い上、亀裂、破裂事故等も起きていることで、注意喚起が消防庁予防課長より出されている状況です。

また、こういったものは使用方法につきましても丁寧に説明し、実際に体験してもらわないと、配付しても使用することができないことも予想されますし、体の不自由な高齢者が簡易消火具をどこまで使いこなせるかという観点からも、高齢者等による初期消火の実施の判断及び消火の行動についても課題になると考えているところでございます。

このように品質が安定していない状況や、使い方や用途を間違えると消火できない場合があることも想定されますので、万が一火災が起こってしまった場合は、まずは身の安全を確保することが一番重要なことと考えています。また、近隣市町村の動向や費用対効果等を検討することもあることから、今現在では配付することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 東京都足立区とか、ほかのところでも検討をしているというようなことも聞いておりますが、簡易消火具の無料化を実施する場合は費用等かかるとは思いますが、いろいろと研究してもらって要介護にというか、初期消火も必要でございますので、これから火災報知器設置状況、費用はかかりますけれども、人の命と財産もありますので、いろいろと研究してやって、またほかのところもやっているところもあるようでございますので、ぜひできるようでしたらご検討をお願いして、質問は終わります。

○議長（新井利朗君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは質問します。

クールビズと職員の服装について、総務課長に伺います。地球温暖化防止を目的に、冷房による室温が28度でも仕事ができるよう国がクールビズを提唱したため、ノー上着、ノーネクタイの軽装が一般化し、今に至っています。職員の服装は、特にノー襟などでは仕事に対する意気込みに影響するものと考えます。クールビズでも町民に不快感を与えない服装、公務員の品位を損なわない服装について、職員に対してどのように徹底させているか伺います。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

クールビズと職員の服装についてのご質問にお答えいたします。当町でも、5月2日から10月31日までの間、高温多湿の中で快適に勤務できる環境づくりを進め、夏季の省エネルギー対策を推進するとともに、ノーネクタイの気軽な服装でリラックスし、公務能率の向上を図るためクールビズを実施しております。

ご質問のクールビズでも町民に不快感を与えない服装、公務員の品位を損なわない服装について、職員に対してどのように徹底させているかという点につきましては、クールビズを実施する際にノーネクタイでも不快感を与えない服装であること、TPOに合った服装であること等の留意点を職員に通知し、公務員の信用と品位を損なわない服装に努めるよう周知徹底しております。また、ノー襟などの過度にカジュアル過ぎる服装については、所属長に所属職員を指揮監督してもらうようお願いしております。

今後とも、公務能率の向上を図るためクールビズはもとより、冬季についてはウォームビズについても引き続き実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 職員の服装は、特にノー襟などでは仕事に対する意気込みがということでした。確かにそうですけれども、ここで今の課長の答弁の中で、そういうような丸首で来るとか、ちょっとややおかしいなというのには課長からということではなくて、ここで一層のこと決めたらどうでしょう。ノー上着、ノーネクタイはいいですけれども、ワイシャツを基本にして、そしてこの夏を過ごしましょうということ。それで、朝のうちこのところが28度以下になっているぐらい随分寒かったのですけれども、今はちょうどいい28度を通り越しているかなという気温なのですけれども、これがずっと夏に来ますので、そうしますと朝はいいけれども、夕方になってくるとということ、暑くなったからということで俺はこれではだめだというようなことではなく、男の人についてはワイシャツを基本にということで、通達ではないけれども、総務課長あたりから各課長に言ったほうがいいと思います。課長も、余り課の職員の中ではいざこざを起こしたくないというのがありますので、総務課長から、ことしはワイシャツを基本にして、ノーネクタイでということを知したほうがよろしいかとも思います。

そして、女の方につきましてはちゃらちゃらしな格好ならよしとするということで、役場の中でも少しは花がなくは、しいんと静まりかえっている雰囲気というのはよくありませんので、ちゃらちゃらしな格好でということで、総務課長から通達なり出していただきたいと思いますので、それができるかどうか総務課長に聞きたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

23年の6月の定例会で大島議員に同様な質問を受けましたところ、どうでしょうか、私どもも前はポロシャツなどを着ていたのですけれども、全員最近はワイシャツをどんどん買ってあります。ただして、またもう一点でスーパークールビズとあります。

そういう点もありますので、ワイシャツに限定するというのは、今後スーパークールビズに落としてワイシャツだけということには多分いけないと思いますので、もう少しスーパークールビズになったので、23年以降4年間見てもらって、職員のほうでそういう過度な服装等が見受けられたのだったら、またもう一回という考え方がありますけれども、多分23年の6月の一般質問の関係で大分引き締まって、私もワイ

シャツをちゃんと買うようになっていきます。

そういうことで、通達まではちょっとご期待に沿えないと思いますので、スーパークールビズの中で、クールビズとしてこの辺のところまでということでご勘弁をお願いしたいわけなのですが、よろしくをお願いします。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、役場の職員さんに申し上げます。

役場に来るときには、どの町民も一応自分たちで着ている服を着がえてくるというのが大体常識になっております。それだけ役場の職員さんに敬意を表してきますので、接するほうも町民の方に対してある程度の気構えを持ってやっていただきたいと思いますので、ぜひそれはよろしくをお願いいたします。

次に、長瀬地区の公園整備について、総務課長にまたお願いします。蓬莱島公園の整備事業が終了し、今季は観光客や地元の方々が大勢訪れているようです。これから整備される長瀬地区公園には多額の費用が予定されますので、わざわざ行く価値のある公園と言えるようにしてほしいと思います。

そこで、長瀬地区公園整備に係る具体的内容やスケジュールなどについて伺います。お願いします。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

長瀬地区公園整備についてのご質問に答えさせていただきます。長瀬地区公園は、平成27年度に測量と用地購入が完了し、本年度に公園の詳細設計、来年度に工事を予定しております。本年度は、5月27日に指名入札を行い、6月6日に業者との契約を行いました。

今後の予定といたしましては、8月に園内多目的広場や遊具広場、休憩のできる場所など、機能を目的別に幾つかのゾーンに分け、ゾーンごとに基本方針を定める予定でございます。利用が想定される子育て世帯やお年寄り、関係行政区長を中心とした意見交換を行い町民の皆様のご意見を集約し、その意見に基づいて設計したランドデザインを住民の皆様にご提示し、さらに意見を伺って修正を行い、皆様の英知を結集してよりよい公園づくりを行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 長瀬地区の公園整備というのですけれども、皆さんに聞きますと、あそこに公園かい、公園はそんなに必要ではないよねという方が随分いらっしゃいます。そうですので、私が言っているのは、わざわざ行く価値のある公園づくりをしてほしいなというので、この質問をいたしました。

わざわざ行く公園ということで、それでは何だと、きっと総務課長だから言うと思いますけれども、わざわざ行く公園、いろいろ児童とか、それからあとは老人だとか、それと子育て世代とかということでジャンルを分けてすると言っていますけれども、そこにちょっと入ってくるのが、長瀬町でも芸術とか何かというようなので、飾っておくのは盗まれてしまうからだめだよというようなところというスペースとかなんとか、お手洗いの2階のほうでもいいのですけれども、そういうのを2,000万もつければ2階へ上がっていけるところのお手洗いなんかもできるかと思っておりますので、そのところも考えてやってほしいなと思っておりますので、総務課長、あと1回言ってください。お願いします。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 大島議員の再質問にお答えします。

わざわざ行きたくなる公園、なかなか難しい課題ではございますが、先ほどもお話ししましたが、皆様

方のご意見、2階にそういう趣味の施設、こういう花を植えたい、こういう植木を植えたい、こういうベンチをつくってほしいということがありましたら、そういうこともまた、いずれはパブリックコメントをしたいと思いますので、そのときにご意見等を集約してもらえたり、もし委員さんとか役場のほうにいただければ、こういう意見もあるのだよということを取り入れて、全部が全部取り入れて、すばらしいということはちょっと無理だと思うので、先ほど申しあげましたように、その中で集約いたしまして、できるだけ反映できるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） あそこに行ってください。わざわざ行く価値があるよというのは、花でもいいのです。それから、さっきも言ったようにお手洗いの上につくった小っちゃなギャラリーでもいいのですけれども、そのところに誰々さんのきょうは絵が飾ってある、きょうは誰々さんの手芸が飾ってあるよ。だから、わざわざだけれども、行ってみるかというような公園づくりもしたほうがいいと思います。もうこれは動き出してしまったから、そんなものつくらなくてもいいよ、いいよという声が大きくても、つくらなくてはならなくもなってしまうていて、そして契約が6月の6日にもできているとかなんとかというお話を聞きますと、もう動き出してしまったものは軍歌と同じでとめられないのです。ばこっととめると折れてしまいますから、だから、そのところはこういうふうに行くのだから、そのところでよりよく、皆さんが行ってみようやというような公園づくりということをよく考えてやってほしいなと思います。総務課長に聞くと、そのように検討しますと言うと思いますので、返事はいいです。

次に、花の里のハナビシソウについて、産業観光課長にお願いいたします。花の里のハナビシソウは、今年は満開の時期には原種に近いダイダイ色が勢いよく咲きそろいました。しかし、見渡すとハナビシソウとポピーが混在して咲いている箇所が数箇所ありました。お客様の感想は、いいという方や、ハナビシソウとポピーどちらが主役という方がいらっしゃいました。

このような状況から、来年度以降、花の里に植栽する花はどのようなものを予定しているのか。また、今季の入場者、今現在までの入場者の状況についても伺います。お願いします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、大島議員の花の里、ハナビシソウについてのご質問にお答えいたします。

本年度のハナビシソウは、土壌改良や寒冷紗を施したこともあり、近年になくきれいに咲き誇りました。しかし、ご質問にありましたようにポピーが混在して咲いた箇所がございます。ハナビシソウ園ですので、主役はハナビシソウですが、数年前に一部にポピーを栽培した箇所があり、そのときの種が自然に発芽して、徐々にポピーが拡大してきている状態でございます。ポピーの種をまいて栽培しているわけではございません。今後もこうした状態が続きますと、一面ポピー園になってしまうことも考えられますので、現在ポピーの花を摘んで、種が落ちないように対策を講じております。

来年度以降の栽培する花につきましては、ことしはハナビシソウをきれいに咲かせることができましたので、植栽する種類の検討は花の里実行委員会の決定事項ではございますが、事務局としては来年度以降も引き続きハナビシソウを栽培していきたいと考えております。

また、今季の入場者の状況でございますが、約4,500人の皆様に来園をいただきました。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 行って見て、本当のことを言ってダイダイ色が多かったので、がっかりしました。そして、パンフレットにはピンクだとかきれいな黄色とか、いい花があったので、それだと思って行ったら、行ったところの右側の上のほうにはダイダイ色で、そしてこっちのほうを見ましたらポピーがいっぱい入っているの、花なら何でもいいやというのですけれども、やっぱり一応あそこに行くと、いつでも門番がいて200円払わなくてはなのです。

それで、箱だけが置いてあるのだったら、200円入れなくても100円でいいやと我慢して帰ってこられるのですけれども、200円というお金を取るということは、やっぱり見せて、そしてお金を取るのに恥ずかしくないようなところを花の里につくって行ってほしいというのが、天下の勝地長瀬の、それから観光の町長瀬ですので、いろいろ考えてやってほしいと思います。

そしてまた、ハナビシソウも何年も何年もということになって、土壌を変えとか何とかということは今話しましたが、要するに畑と同じなのです。ジャガイモをこし植えたら、ここにはジャガイモではなくて、たまには今度は違うほうに持っていきこうとかということで、でもそれだけハナビシソウと宣伝されてしまうと、ハナビシソウを植えると事務局が言っていますので、そのところに土をいっぱいぶっ込んで、そしてハナビシソウの新しいいい種を買って、ダイダイ色にならないような、ピンクだとか色とりどりの、いい女いい長瀬と言われるような花の里づくりを、ぜひ産業観光課長が筆頭になって、そして余談になりますけれども、産業課長のうちは花屋さんだったので、そちらのほうでより一層の能力を発揮していただいて、来年の花の里のハナビシソウにはすごく期待していますので、よろしく願いいたします。

ぜひそのように土を盛ってできるかできないか、そして予算も必要ですけれども、できるかできないかお聞きします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

こしは本当にきれいに咲き誇りまして、200円取るのも堂々と取れる状況だったと思います。ただ、言われるようにオレンジ色というのがほとんどだったということなのですけれども、よく見ますと赤や白、ピンク等もありました。実際種は、ミックスという種を買っております。ですから、本来ならいろいろな色のハナビシソウが咲くわけなのでしょうけれども、やっぱり原種であるオレンジが多く含まれているのか、多く咲いてしまうのか、その辺はちょっとわかりませんが、ミックスという種を買って、混在を買っております。四、五年前だったのですけれども、やはり色とりどりのものを咲かせたいということで、単色で赤とかピンク、それぞれの単色の種を買ったことがあるのですが、その種自体が、単色で買うとミックスの倍以上の費用がかかってしまいまして、1年だけでやめてしまったのですけれども、この辺につきましては運営する実行委員会のほうにご意見、ご提言は役員会等で話させていただきまして、検討して今後の花の栽培についてやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） ぜひやっぱりこれはプロがやったのだなという花の里に、来年期待しています。

次に、ふるさと納税について、税務課長にお願いします。ふるさと納税については、特産品など返礼品の充実により、人気はますます高まっているなどの報道がされているようです。

長瀬町にお住まいの方がほかの市町村にふるさと納税した場合、寄附した金額が翌年の住民税、所得税に反映されることから、人気の高まりにより町の税収への影響が懸念されますので、長瀬町にお住まいの方がほかの市町村にしたふるさと納税の件数及び金額について伺います。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 大島議員の、長瀬町にお住まいの方がほかの市町村にしたふるさと納税の状況についてのご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税は、生まれ故郷はもちろんお世話になった地域に、これから応援したい地域に対しても力になれる制度でございます。最近では、ご質問のように寄附された方に対する返礼品の充実や、特例控除額の上限が個人住民税、所得税額の約1割から約2割に拡充され、また確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金控除を受けることができるふるさと納税ワンストップ特例制度が創設され、手続が簡素化されましたことなどにより人気が高まっているようでございます。ふるさと納税の税制上の措置といたしましては、都道府県、市区町村に対して寄附をいたしますと、寄附金のうち2,000円を超える部分について一定の上限まで、原則として所得税、住民税から金額が控除されるというものでございます。

ご質問の平成27年度中に、長瀬町にお住まいの方がほかの市区町村等に対してふるさと納税した件数及び金額でございますが、お1人の方が複数の市区町村に寄附されたケースもございますので、ふるさと納税の寄附金控除を受けた人数と金額についてお答えさせていただきます。ふるさと納税の寄附金控除を受けた人数は33人、金額は243万7,500円でございます。ご参考までに、243万円のうち約半分の125万円につきましては、33人のうちのお二人の方が寄附しております。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 住民税が、今寄附した方のところの町村から減額されるということで、余りうんとあつたら困るな、2,000万も3,000万もうんと寄附されてしまって、そしてこちらの町民税がそうしますと減額しますので、税額控除されますので、入ってこなくなるわけです。そうしますと、今度入ってこないということが、長瀬町の自主財源である町民税が、本当のことを言って町民税ということは税金のかなめですので、それが余りにうんとふるさと納税によってすごくしわ寄せされたら、長瀬町はめちゃめちゃ貧乏になってしまうなという感じも受けます。

そうですのでこれをお聞きしたので、ここのところ寄附は33人で243万7,500円だとすると、まあまあ27年度は、今回はこのくらいならいいのではないのかなということですので、長瀬町の人が長瀬町に寄附をした場合にもこれは該当するのかなどうか、わかったら教えてほしいのですけれども。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） ふるさと納税を長瀬町の人が長瀬町にできるかということでございますが、現在長瀬町では長瀬町の人寄附は受けておりません。基本的に町外へということですので、長瀬町では受けておりません。

以上でございます。

○8番（大島瑠美子君） よくわかりました。終わります。

○議長（新井利朗君） 以上で、通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時45分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（新井利朗君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第25号から議案第33号までの9件でございます。

議案はお手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案の内容の報告は、省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第5、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要が生じ、平成28年3月31日付で長瀬町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましてとおり、平成28年度税制改正に伴う地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されました。これに伴い長瀬町税条例を改正する必要が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町税条例等の一部を改正する条例を平成28年3月31日に専決処分させていただき、同日長瀬町条例第13号として公布し、平成

28年4月1日から施行しているものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。今回の改正内容でございますが、平成28年度税制改正に伴いまして、軽自動車税に環境性能割が創設されます。環境性能割は、平成29年4月の消費税率10%への引き上げ時に自動車取得税を廃止し、軽自動車税に環境性能割を創設し、軽自動車税の環境性能に応じて税率が決定されるものでございます。それに伴いまして、従来の軽自動車税は軽自動車税種別割となり引き続き町が賦課徴収いたしますが、環境性能割の賦課徴収は当分の間、都道府県、埼玉県が行います。

次に、軽自動車税のグリーン化特例の適用期間が1年延長されますこと、次に町民法人税の税率が引き下げられますことなどがございます。恐縮でございますが、お手元に配付してございます参考資料（議案第25号・第1条関係）につきまして、長瀬町税条例新旧対照表によりご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、根拠法令の改正により、条項の繰り上げ等で改正内容に影響のないものにつきましては説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

初めに、新旧対照表の1ページをごらんください。第18条の2でございますが、行政不服審査法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、第19条、3ページの第43条、5ページの第48条、7ページの第50条でございますが、国税における延滞金の計算期間等の見直しに準じて、個人町民税、法人町民税の延滞金の計算期間等について改正するものでございます。

3ページ上段をごらんください。第34条の4でございますが、法人町民税法人税割の税率を「100分の9.7」から「100分の6.0」に改めるものでございます。

9ページ中段、第56条、10ページ下段、第59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定してございますが、「独立行政法人労働者健康福祉機構」が「独立行政法人労働者健康安全機構」に改められるため、所要の改正を行うものでございます。

第80条から18ページ、第91条までの改正につきましては、軽自動車税に環境性能割が導入されること及び現行の軽自動車税が軽自動車税種別割に見直されることに伴う改正でございます。

10ページごらんください。10ページ下段です。第80条は、軽自動車税の納税義務者等についてでございますが、3輪以上の軽自動車を取得する際に、取得者に環境性能割を課税し、所有者に種別割を課税するよう改めるものでございます。

11ページ下段をごらんください。第81条は、軽自動車税のみならず課税でございますが、ローンなどの所有権を留保する契約で軽自動車を買った場合、買い主を取得者、または所有者とみなして課税する規定を定めるものでございます。

12ページ下段をごらんください。第81条の2は、環境性能割の課税標準の規定でございますが、課税標準は3輪以上の軽自動車の取得額とし、免税点は50万円と定めるものでございます。

第81条の3は、環境性能割の税率の規定でございますが、税率は燃費基準値の達成度に応じて決定されます。第1号では、軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成者で、かつ平成32年燃費基準の達成者は100分の1、第2号では平成17年排出ガス基準75%低減達成者で、かつ平成27年燃費基準プラス10%の達成者は100分の2、第3号では第1号及び第2号の適用を受ける以外の軽自動車につきまして100分の3と税率を定めるものでございます。なお、税率100分の3を適用する軽自動車税につきましては、この

後ご説明する附則第15条の5第2項におきまして、税率を100分の2とする特例規定を設けることとしております。

13ページ上段をごらんください。第81条の4は環境性能割の徴収方法、第81条の5は環境性能割の申告納付、第81条の6は環境性能割に係る申告または報告しなかったときに関する過料について、それぞれ規定を定めるものでございます。

14ページ上段をごらんください。第82条は、見出しを「軽自動車税」から「種別割」に改め、第2号につきましては号の中を細分化するもので、税率等の変更はございません。

14ページ下段、第83条、15ページ、第85条、第87条、16ページ、第88条、第89条、17ページ、第90条、18ページ下段、第91条は、従来の軽自動車税を軽自動車税種別割とするため、所要の改正を行うものでございます。

19ページ下段をごらんください。附則でございますが、附則第6条は、特定一般用医薬品等、通称スイッチOTC薬を購入した場合の医療費控除の特例を創設するものでございます。

スイッチOTCとは、医療用から移行した成分が用いられる要指導医薬品及び一般用医薬品をいいます。この医療費控除は、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を勧める観点から、特定健康診査、いわゆるメタボ健診、健康診査、がん検診などのいずれかを受けている者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間にスイッチOTC医薬品の購入費用を年間1万2,000円を超えて支払った場合には、年間10万円を限度として、そのうち1万2,000円を超える額を所得控除できる制度でございます。

20ページ上段をごらんください。附則第10条の2は、電気自動車による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税等の課税標準の特例措置、通称わがまち特例について規定するものでございます。

同条第5号は太陽光発電設備、第6号は風力発電設備について、課税標準を3分の2に引き下げるものでございます。

第7号は水力発電設備、第8号は地熱発電設備、第9号はバイオマス発電設備について、課税標準を2分の1に引き下げるものでございます。

21ページ中段をごらんください。軽自動車税の環境性能割について、附則第15条の2は賦課徴収、附則第15条の3は申告納付、附則第15条の4は徴収取扱費について規定を定めるものでございます。

附則第15条の5第1項は、営業用の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を、当分の間、22ページの上段のとおり減額するものでございます。先ほどご説明した第81条の3第1号の軽自動車の税率を100分の1から100分の0.5に軽減いたします。同様に、同条第2号の軽自動車の税率を100分の2から100分の1に軽減し、第3号では、同条第1号及び第2号の規定を受ける軽自動車以外の軽自動車の税率を100分の3から100分の2に軽減するものでございます。

同条第2項は、自家用の軽自動車に対して課する環境性能割の税額を100分の3から100分の2とするものでございます。

22ページ中段をごらんください。附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例、通称軽自動車税のグリーン化特例の規定でございますが、第1項はグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車について、標準税率のおおむね20%の重課を規定しておりますが、14ページの第82条第2号で、号の中を細分化したことに伴い改正するもので、税率等の変更はございません。

22ページの第2項、23ページの第3項及び第4項につきましては、平成28年度税制改正において軽自動

車のグリーン化特例が1年延長されましたことに伴い、平成28年度に取得した軽自動車につきまして、その燃費性能に応じた税率の特例を、平成29年の軽自動車種別割に限り軽減させるため、改めるものでございます。第1項の改正と同様に、第82条第2号で号の中を細分化したことに伴い改正するもので、税率等の変更はございません。

続きまして、第2条関係につきまして、参考資料（議案第25号・第2条関係）長瀬町税条例及び長瀬町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。新旧対照表の1ページをごらんください。附則条文でございますが、附則第6条は軽自動車税に関する経過措置を規定してございます。附則第6条本文は、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改めるため、改正するものでございます。

1ページの表をごらんください。平成27年3月31日以前に新規登録された3輪以上の軽自動車種別割の税率の適用でございますが、第1条関係の第82条第2号でご説明した内容と同様に、号の中を細分化したことに伴い改正するもので、税率等の変更はございません。

続きまして、第3条関係につきまして、参考資料（議案第25条・第3条関係）長瀬町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。附則条文でございますが、附則第5条は町たばこ税に関する経過措置を規定してございますが、関係法令の改正に準じまして、所要の改正を行うものでございます。

議案にお戻りいただきまして、13ページ、附則でございますが、第1条につきましては、この条例の施行期日を平成28年4月1日と定め、主なものといたしましては、行政不服審査法の施行に伴う改正及び再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税等の課税標準の特例措置、通称わがまち特例の改正でございます。改正の周知期間を置くために、延滞金の計算期間等の見直しについては平成29年1月1日から、法人町民税法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の環境性能割の創設と種別割の見直し及び軽自動車税のグリーン化特例の延長についての改正は平成29年4月1日から、スイッチOTC薬の医療費控除の特例についての改正は平成30年1月1日からの施行とするものでございます。

第2条以降につきましては、今回の条例改正に伴う経過措置を定めたものでございます。

以上で、議案第25号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今長瀬町税条例の一部を改正する新旧対照表を見たのですけれども、これは自動車重量税とか廃止とかというのは平成29年度からするということなのですか、そうではなくて、議案第25号の第2条関係でありますよね、自動車重量税を廃止しと言いましたよね。だけれども、平成29年度の消費税10%とかなんとかと言ったでしょう。それが、だから今安倍さんがそこのところはしないとかんとかんと言っていて、29年度までには絶対に上げるからということでこれがなっているわけですか、違う。

では済みません、わかったら教えてください。意味がよくわからなかったの、ごめんね、私も。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

消費税の延期に伴う税条例の今後についてのご質問でございますけれども、このたびの条例改正につきましては、3月31日に専決処分をさせていただきました。その後、政府は消費税10%への引き上げの再延期を表明いたしました。消費税増税を延期する税制の改正法案につきましては、秋の臨時国会に提出さ

れると思われまますので、法案成立後税条例の一部を改正させていただくこととなります。その際に、先ほどの軽自動車税の車体課税に関する条例の一部改正につきましては、施行期日を延長するような形の改正案を提出させていただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔「まあいいや、よくわかんないけど」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、1点は今の大島議員と重複するような点がありますけれども、要するにこれは、消費税率を10%に29年4月1日をもって上げるのだということを想定した改正だと、それはやらなければいけないことだと。今度臨時国会において、それが正式に決まった場合には、またこれを延期するというようなことを出さなければいけないと、そういうことで理解してよろしいのですか。

あと一点、軽自動車の税率の関係で環境性能割の税率なのですけれども、これ条文を読んでもわからないところはあるのですが、要は例えば何年たったらば排出ガスが多くなるから、税率がこのくらいだというふうな形でとっていいわけですか、10分の1、10分の2、10分の3で分かれていますよね。そのところの、ちょっとどういう車だったらばというのがわかないのです、この条文だけ見たのでは。だから、概略の簡単な言葉で説明していただければ、なるほどなと納得できるのですが。

その2点についてお願いします。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の消費税率の改正につきましては、この時点、3月31日現在の条例の専決処分でございますので、税法の改正がありましたときには、また再び条例案のほうを提出させていただきたいというふうに思っております。

次に、軽自動車税の環境性能割の関係でございますけれども、ちょっと非常にわかりづらくて申しわけないのですけれども、先ほどもご説明した内容の重複になってしまいますけれども、100分の1となるものが、平成17年排出ガス基準75%低減達成のプラス平成32年基準達成。100分の2になるものが、先ほどの17年排出ガス基準75%低減達成と平成27年基準プラス10%達成。上記以外の車については100分の3であるはずなのですけれども、特例規定で100分の2というふうな規定がございます。

車種についてちょっと特定はなかなかできませんので、ご容赦いただきたいと思ひます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ちょっとわからないので教えてもらいたいのですけれども、いただいた資料の中で、参考資料の3ページ目でしょうか、これは法人税の引き下げですよね、100分の9.7であったものを100分の6にするということで。税金を引き下げるといのはいいことだと思うのですけれども、1つは100分の6にする根拠、何で6なのかということと、あとこれによって税収がどのくらい減るのかなという点について、その2点についてわかったら教えてもらいたいのです。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 田村議員のご質問にお答えさせていただきます。

税率につきましては、地方税法の改正に準じまして税条例を改正しておりますので、その根拠につきましては、ちょっと申しわけございませんが、わからないということでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第6、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、平成28年3月31日付で長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、平成28年度税制改正に伴う地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されました。これに伴い緊急に長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成28年3月31日に専決処分させていただき、同日長瀬町条例第14号として公布し、平成28年4月1日から施行しているものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明

申し上げます。今回の改正内容でございますが、中低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、課税限度額の引き上げ及び低所得者に係る保険税軽減対象者を拡充するものでございます。

恐縮でございますが、お手元に配付してございます参考資料（議案第26号）長瀬町国民健康保険条例新旧対照表によりご説明させていただきます。

初めに、新旧対照表の1ページをごらんください。第2条第2項の基礎課税額の改正でございますが、医療分の限度額につきまして2万円引き上げ、「52万円」から「54万円」に改めるものでございます。

次に、第3項でございますが、後期高齢者支援金等課税額の限度額につきまして2万円引き上げ、「17万円」から「19万円」に改めるものでございます。

次に、第23条は、国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算出方法を規定してございますが、第2条の課税限度額引き上げに伴い、条文の整備を行うものでございます。

1ページ下段をごらんください。同条第2項は、国民健康保険税の軽減措置に係る5割軽減基準額の算出方法を規定してございます。軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、軽減の算出基準となる控除額を現行の26万円から26万5,000円に引き上げるにより軽減措置の対象者が拡大され、低所得者の負担の軽減が図られるものでございます。

次に、同条第3号は、2割軽減基準額の算定方法を規定してございます。軽減の算定基準となる控除額を現行の47万円から48万円に引き上げるにより、世帯の軽減判定所得の基準額が引き上げられ、5割軽減と同様に軽減措置の対象者が拡大されるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、下段の附則でございますが、第1項は条例の施行期日を定めたもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に第2項でございますが、今回の条例改正に伴う経過措置を定めたものでございます。

以上で、議案第26号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） こういう措置によって、恩恵を受ける世帯というのは何世帯かわかりますか。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 田村議員のご質問にお答えさせていただきます。

課税限度額の引き上げに対する影響でございますけれども、基礎課税額につきましては、約10人弱ぐらいであろうかと思っております。後期高齢者支援金等の課税額につきましては、対象者は数人程度であろうかと思っております。5割軽減、2割軽減の基準額の見直しに伴う影響でございますけれども、ともに多少の方が影響がある程度というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康

保険税条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(新井利朗君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長(新井利朗君) 日程第7、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)の提案理由を申し上げます。

行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町固定資産評価審査委員会条例を改正する必要性が生じ、平成28年3月31日付で長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(新井利朗君) 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(田嶋俊浩君) 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましてとおり、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されました。3月議会でご議決いただきました長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を平成28年3月31日に専決処分させていただき、同日長瀬町条例第15号として公布し、平成28年4月1日から施行しているものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。今回の改正内容でございますが、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に対する行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により改正された地方税法の規定の適用について、経過措置の明確化を図るため改正するものでございます。

恐縮でございますが、お手元にご配付してございます参考資料(議案第27号)長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと存じます。附則第2項でございますが、固定資産税の納

税者は、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合に、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。行政不服審査法の改正に伴い、審査の審査申し立てをすることができる期間が60日から3カ月に延長されました。これにより、この審査申し立ての期間について、平成28年4月1日以後に登録価格の公示等がされたものに対しては3カ月、同年3月31日までに登録価格の公示等がされたものに対しては、従前どおり60日とするよう改めるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第27号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第8、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ552万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を34億1,247万4,000円としたものであります。

補正内容は、歳入では国庫負担金、県負担金及び繰入金が増額、歳出は児童福祉費の増額及び社会福祉費を減額する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただきます。

そして、これを同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めため、この案を提出するものでございま

す。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））につきましてご説明いたします。

主な内容につきましては、国の補正予算により保育士等の処遇改善を図るための事業で、金額が確定し、年度内に支払いを行うため支払いまでの期間が短く、緊急に予算を調整する必要が生じたので、3月24日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により一般会計予算を補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出の予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ552万円を追加して、歳入歳出予算の総額を34億1,247万4,000円とさせていただきます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8、9ページをごらんください。まず、歳入の補正でございますが、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額290万9,000円の増額で、第3節児童保育費国庫負担金は、名称が子どものための教育・保育給付費国庫負担金と変更になり、事業の確定により、あわせて金額も290万9,000円の増額となったものでございます。

第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、補正額145万4,000円の増額で、内容につきましては国庫支出金と同様で県の負担分でございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金115万7,000円は、歳入の不足額を繰り入れさせていただいたものでございます。

続きまして、歳出の補正内容につきましてご説明いたします。下の表をごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第4目老人保健費、補正額30万円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金の額が確定したことに伴います減額でございます。

続きまして、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額582万円の増額は、第13節委託料で保育所運営費委託料の増額で、保育士等の処遇改善を図るための経費で、事業が確定したことに伴います増額でございます。

以上が今回専決処分させていただきました補正予算の内容でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 先ほどの話で、議会に諮る時間がなかったというようなことですが、これ3月24日に補正が確定したということでよろしいでしょうか。そうしますと、自治法の第101条などからしても3日間、または前日に告示して議会を開くということもできると思いますし、これが先ほどまでの国や県から来る条例の改定とかであれば仕方ないとは思いますが、特に予算を伴う場合には議会に諮っていただいたほうがいいと思います。

今回は、補助金の確定についてのことであるということですので、承認はいたしますけれども、議会軽視に思われないようによろしくお願いします。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））についての採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第9、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ184万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を9,172万2,000円としたものでございます。

補正内容は、歳入では後期高齢者医療保険料の増額及び繰入金の減額、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金を増額する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただきました。

そして、これを同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））につきましてご説明申し上げます。

主な内容につきましては、埼玉県後期高齢者医療保険料納付金の額が確定したことによりまして、年度内に支払いを行うため支払いまでの期間が短く、緊急に予算を調整する必要が生じたので、3月24日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により後期高齢者医療特別会計予算を補正させていただいたものでございます。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9,172万2,000円とさせていただきます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。6、7ページをごらんください。まず、歳入の補正でございますが、第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目後期高齢者医療保険料、補正額214万8,000円の増額で、第1節現年度分の特別徴収保険料が240万5,000円の減額、普通徴収保険料が442万2,000円の増額で、差し引きいたしまして201万7,000円の増額となります。

次に、第2節滞納繰越分は13万1,000円の増額となりまして、現年度分と滞納繰り越し分を合わせまして214万8,000円の増額となったものでございます。

次に、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額30万円は、一般会計からの繰入金30万円の減額をさせていただいたものでございます。

続きまして、歳出の補正内容につきましてご説明いたします。下の表をごらんください。第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金、第1節後期高齢者医療広域連合納付金、補正額184万8,000円の増額は、第19節負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合納付金の増額で、所得変更等により保険料の額が確定したための増額でございます。

次に、第4款予備費、第1項予備費、第1目予備費、補正額はゼロ円ですが、財源の組み替えによるものでございます。

以上が今回専決処分をさせていただきました補正予算の内容でございます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））についてを採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第10、議案第30号 長瀬町いじめ問題対策連絡協議会等条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第30号 長瀬町いじめ問題対策連絡協議会等条例の提案理由を申し上げます。

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等の対策に取り組むための長瀬町いじめ問題対策連絡協議会、長瀬町いじめ問題専門委員会及び長瀬町いじめ問題調査委員会を設置したいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 議案第30号 長瀬町いじめ問題対策連絡協議会等条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、いじめ防止対策推進法の規定に基づきいじめ防止等の対策に取り組むため、3つの組織の設置について定めるものでございます。まず、教育委員会の附属機関として長瀬町いじめ問題対策連絡協議会及び長瀬町いじめ問題専門委員会を、また町長部局の附属機関として長瀬町いじめ問題調査委員会を設置するため、条例制定したいというものです。

内容でございますが、第1章から第4章までの章立てになっております。第1章は総則、第2章が長瀬町いじめ問題対策連絡協議会について、第3章が長瀬町いじめ問題専門委員会について、第4章が長瀬町いじめ問題調査委員会についてでございます。

まず、第1章の総則、第1条の趣旨でございますが、この条例は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、3つの組織に関して必要事項を定めるというものでございます。

次に、それぞれの組織の主な内容について説明いたします。第2章の長瀬町いじめ問題対策連絡協議会については、条例の第2条から第10条に示してあります。所掌部局は教育委員会です。構成人数は14名以内、主な構成員は学校、教育委員、警察その他いじめ防止等に関する機関及び団体に属する者で、教育委員会が必要と認める者となります。主な所掌事務については、いじめ問題の現状把握、いじめ問題に関する施策推進及び調整に関することなど、いじめへの対処についての情報を共有し、連携を深めることを目的として設置するものでございます。

次に、第3章の長瀬町いじめ問題専門委員会については、条例の第11条から第15条に示してありますが、所掌部局は教育委員会となります。構成人数は7名以内、主な構成員は教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者となります。主な所掌事務については、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等の実効的な対策に関する協議や、重大事態が発生した場合の事実関係を明確にするために調査を行うことの2つを目的として設置するものでございます。

次に、第4章の長瀬町いじめ問題調査委員会については、条例の第16条から第21条に示してありますが、所掌部局は町長部局です。構成人数は6名以内、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者となります。主な所掌事務については、いじめにかかわる重大事態が発生した場合に、教育委員会から調査結果の報告を受けた町長が、当該報告にかかわる重大事態への対処や同種の事態の防止のために、再度調査を必要と認めた場合に調査を行うことを目的として設置するものでございます。

なお、第3章の長瀬町いじめ問題専門委員会による調査結果についての再調査に関することとなるため、いじめ問題専門委員会の構成員とは異なる方を委嘱いたします。

最後に、附則におきましては公布の日から施行するというものでございます。なお、参考資料として長

瀬町いじめ防止基本方針の概要を添付いたしました。

以上で、議案第30号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、この条例ですか、まず国のいじめ防止対策推進法に基づいて、昨年8月に長瀬町いじめ防止基本方針が、多分15ページにわたるものが作成されていると、これはもう去年の8月ですから、そろそろ1カ年経過しようとしているわけです。こういうものがあるということが、ちょっと町民にもなかなか周知されていないという現状だと思います。皆さんがこれがあるということを、まず知らない人が多いのではないかと。ただ、いじめ防止基本方針の中に、町としての役割、学校の役割、児童の役割、保護者の役割、町民の役割というのが出ています。町民の役割というのは、町民がいじめに関してこういう役割があるのだと、発見をしたときは声かけをしようとか、結構今までいろんな見守りの方とかあるけれども、一般町民としてそういうのがなかなか周知できていないのではないかなと。学校については、多分教育の中で児童にそういうふうなことをやっているだろうと。保護者についてどうかと、これが周知されているのかどうか。基本方針は出されているけれども、どうも周知できていないのではないかな。私なんか、今回これが出るまでは知らなかったのです、町の基本方針があるのは。国のほうが出されていたというのは一応調べてわかっていましたが、町もできていたのかということで調べてみたらできていたということで、この内容については非常によくわからなかったと。今回こういう条例だというふうなことができてと。これは、国に沿ってこういうものを整備していくということは結構だと思います。

内容についても仕方ないというか、大体どこでもやられているようなことが中に入っていると。ただ、基本方針のところ1点、これは基本方針を今やっているのではないですけども、町の役割というのがあるのですが、町の場合は役割以上に、責務ではないのかなと私は感じます。基本方針にその言葉が入っていないのが、ちょっと残念だと。この条例についてなのですけども、いじめ問題対策連絡協議会と、14名と、それから3つの組織があるのですけれども、ここにいろんな関係者がいますが、学校教育関係者、教育委員会委員、警察その他いじめ防止等に関する機関及び団体に属する者でと、これ具体的にどう読むかを考えてあるのかどうか。

次の2つについては名前ちょっと覚えにくいので、いじめ問題専門委員会と調査委員会のほう、これ人が重複しないようにということなのです。そうすると片方については7名、片方については6名というふうなことなのですが、例えば調査委員会には医療関係が載っていないわけなのです。委員としては教育、法律。法律に専門的などという人なのだろうと、長瀬町に在住している人を指すのか、それとも弁護士とかそういう人を指すのか、それとも児童相談所というのですか、そういうところを指すのかどうか。実際問題として児童相談所さんなんか、随分私なんかかかわったことありますが本当に重大なようなことでないと、あらかじめこういうものが、例えば児童相談所に、長瀬町でこういうのつくるのだけれども、こういうところに入っていただけるかとか、そういうところまで折衝してあるのかどうか。ただこれをつくって、では何かあったとき誰にしようではなくて、これができたらすぐその人選というのを行っていくのかどうか。医療関係でも長瀬町の医療関係であれば、例えば医療関係どういう方にとかいう、そういう具体的な案というのか、そういうものがあるのかどうか。余り基本方針に触れても無駄だと思いますので、特にそういうことがしっかりできているのかどうかということを、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 村田議員の質問にお答えいたします。

委員ですけれども、まずいじめ問題対策連絡協議会、こちらについては学校関係者というのは校長先生とか教頭先生、そういった関係で、教育委員さん、警察、その他についてはPTAの代表者、それと児童相談所、あとは法務局等を今考えているところでございます。

続きまして、いじめ問題専門委員会についてですけれども、こちらにつきましても、教育関係者ですから学校関係、それと法律は弁護士さん、先ほど言いましたけれども、長瀬町には弁護士さんいませんけれども、町の顧問弁護士とか、あと医療は町の学校医さんとか、そういう方です。あとは、心理関係ということで町でソーシャルワーカーさんとかスクールソーシャルワーカー、そういった方に今学校にも来ていただいていますので、そういう方を予定しております。

最後のいじめ問題調査委員会ですけれども、こちらは重複しないということですので、県とも相談しながら派遣していただくか、こういった重複しない方を選んでいきたいと思っております。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今の次長さんの答弁によると、具体的にこういう人選をとすることは決まっていな
いと考えてよろしいのかなと思います。ということは、例えば心理関係とか福祉関係とか法律関係、これ
弁護士さんとかいっても、ダブらないという非常に範囲が狭くなります。これは、恐らくほかの町も当
然こういうものを整備して、今議会を出したりしているということだと思っておりますけれども、これ早目
にある程度具体性を持った人選というのをやっていかないと、つくりましたで終わってしまうような気がす
るのです。

これは、特にいじめの中でも重大事件と言われることが発生した場合等についても触れているわけ
ですから、ではどこまで重大事件として考えるのかと、これは非常に難しいと思うのです。例えば学校を転校
せざるを得ないとか、こういうことが起こったときに、これを重大事件と言うのか言わないのかと。国の
ほうでは、重大事件は長期欠席の30日を目安とするというふうなことなのですが、30日は欠席なのだけ
ども、欠席ではなくてこの学校にはいられなくてとか、こういう場合も重大事件になるのかどうかとい
う判定等については、教育委員会と町サイド、町長さんになるのですかね、当然これ上がってくると思
うのですが、この判断をしなければいけないということですので、それ上げるということについて、しっ
かり学校のほうにも、こういう条例ができてということでやっていただきたいと。あとは、これ公開して
いけないのかどうかかわからないけれども、医療関係も少ないし、非常に人材が不足しているところ
で、町で補っていくのが厳しい状況だと思うのですが、早くその人選をしてやっていただかないと実効
性がないと思います。その点について、再度伺います。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 村田議員さんの質問にお答えいたします。

先ほど言われたように、今後早目に人選をしていきたいと思っております。

なお、最後の町長部局のほうの委員会なのですけれども、こちらは重大事件が発生して、再度必要とい
うふうに町長から調査をなささいという指示が出たときに設置するものでありまして、こちらのほうはち
よっと時間が必要かなというふうな感じなのですけれども、なるべく早く人選したいと思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） これ見ました。それで、そうしますと今あるかどうか、現存しているかわからないのですけれども、昔学警連という学校警察何とかというのがありますよね、それは今もあるのでしょうか。それで、あるとするとこれができたので、その学警連のほうはもうそこはバツにして、やめてしまうとかということはあるのでしょうか。

それから、この中で諮問という言葉がしばらくぶりに、専門委員会は教育委員会の諮問に応じということがあったのですけれども、諮問という言葉を知ると、何でも総理大臣の諮問委員会、県知事の諮問委員会なんかというのは、知事寄りだとか、それから総理大臣寄りだとかというのがあったのですけれども、ここを見ますとちゃんと書いてありますので、医者とかということが書いてあるので、これは大丈夫かなとは思いますが、何しろ人選が、あの町長になったのだから今度はあれとあれはもうだめだよな、あっちだよなというようなことがないように公正な目で見てもらって、委員さんを選んでいただきたいということを切にお願いして今のこの質問ですけれども、あと学警連のことがどうかということがあったら回答してください。お願いします。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 大島議員の質問にお答えいたします。

学警連は、引き続き存続して毎年会議開いていきます。それとは別の協議会になります。

なお、諮問と言いましたのは、もう学校に既にやっぱり現場のほうに組織ができておまして、学校のほうで、まず初めにいじめ問題に対処していただいて、そちらのほうで調査等が困難と判断した場合に、今度はいじめ問題の教育委員会のほうの設置する協議会が調査を行うというふうな流れになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） いいのでしょうか。

○議長（新井利朗君） どうぞ。10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） ちょっと伺いますが、そんなような気配がある学年がとか、そういうのは現在はないのですか、この町には。よくいじめで、例えば自殺してしまって死んでしまったと、わからないうちに何も表に出ないで、こうだよなんていうこともあったら、それをちょっと聞きたいのです。

生徒だって、学校の先生だって、ただ行って1日終わればいいのではないのだから。よくいろいろな問題があつて死んでしまつてから、そういうことを言つては失礼に当たるかもしれないけれども、先生意外ととぼけてしまうのだよね、全国のテレビなんか見ていると。隠してしまう、自分に責任がないように。だから、先生というのも大変だよ、なるだけでも大変なのだから。それで事件が起きれば、隠すことだよ、テレビなんか見ていると大いにある。私は知らなかつた、あれだけいじめられていた子が死んでしまふ、電車に飛び込んでしまふ、テレビ見ているといろいろ報道はあるよね。だから、そんな気配があつたら困るなというところで、そのときの年代によって違ふかもしれない、長瀬町は本当にいい生徒が多い、見ていていい子が多くなつた。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

○10番（染野光谷君） 中学生にしても小学生にしても。だから、そんなことはないと思うけれども、もし

こうだよというときは困るから、隠さず今のこういう状況を見て、よくチェックしてもらいたいと思います。はい、オーケー。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第30号 長瀬町いじめ問題対策連絡協議会等条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第11、議案第31号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第31号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

子育て家庭を支援するため、子ども医療費の支給対象年齢を現行の15歳から18歳まで拡大したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） 議案第31号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおりでございます。子ども医療費支給事業は、子供が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、医療費の一部を支給することにより保護者の経済的負担を軽減し、子供の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としております。

長瀬町では、医療費の支給対象年齢を平成22年7月から中学3年生の3月31日まで引き上げて支給しておりましたが、今回さらにこの対象年齢を高校3年生の3月31日まで引き上げるものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。左側が現行、右側が今回の改正案となり、下線の部分が訂正箇所でございます。

まず、第2条、定義でございますが、第1項第1号の「子ども」とは、出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう」に改めるものでございます。

次に、改正条例2をごらんいただきたいと思います。附則でございますが、第1項は改正後の条例の施行期日を示したもので、平成28年10月1日から施行するものでございます。

第2項は、今回の条例改正に伴う適用区分を定めたもので、施行日以降の診療にかかわる医療費について適用するものでございます。

以上で、議案第31号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 私は、これは非常に高く評価していいのではないかというふうに思います。

そこで、お尋ねしますけれども、たしかことしの中学校の卒業式で、70名ぐらいが卒業すると言っていましたけれども、転出や何かもあるでしょうから、これによって何世帯ぐらいがこの恩恵を受けるのか、そこをちょっと聞きたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

大変申しわけないのですが、世帯数に関しましては、今手元に資料がございません。ただ、5月末現在の16歳以上の人数はここに資料がございますので、申し上げたいと思いますが、16歳が65人、17歳が72人、18歳が57人となっております。

先ほど申し上げましたが、世帯数に関しましては申しわけありませんが、資料がございません。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第31号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時30分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第12、議案第32号 長瀬町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第32号 長瀬町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 議案第32号 長瀬町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。平成28年4月1日から、埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の一部改正により、条例の一部を改正させていただくものでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。参考資料（議案第32号・第1条関係）、新旧対照表の1ページをごらんください。まず、第2条の対象者でございますが、第6号中「別表の規定により、超重症心身障害児」を「超重症心身障害児（埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱別表1に定める程度の障害の状態にある児童）」に改めるものでございます。

この改正内容につきましては、県スコア表が改正になるたびに町条例の別表スコア表を改正する必要のないよう、県要綱のスコア表を適用できるようにするものでございます。

次に、第3条、受給資格等でございますが、第3条第1項第1号中「第26条の2第1号」の次に「及び第2号」を加え、ただし書き中「第2条第6号」を「前条第6号」に改め、ページをめくっていただき2ページでございますが、同項第4号中ウの「第1号から第3号」を「前3号」に改め、別表を削るものでございます。

この改正内容につきましては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2第2号に規定する特別障害者手当の支給要件で、障害者支援施設に類する施設の入所者について支給制限を加えるものでございます。また、ただし書き中の字句の訂正や条例中別表を削除するものでございます。

次に、新旧対照表、議案第32号・第2条関係の1ページをごらんください。第3条第1項第1号中「第26条の2第1号及び第2号」を「第17条第2号及び第26条の2第1号」に、「第1条第9号」を「第14条第3号」に改めるものでございます。

この内容につきましては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の2第2号に規定する重度障害児に支給する障害児福祉手当の支給要件で、児童福祉法に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で、厚生労働省令で定めるものに収容されているときは支給制限とするものでございます。

次に、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第14条第3号は、老人福祉法に規定する養護老人ホームまたは特別養護老人ホームについて支給制限施設とするものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 条例の内容が第何項ということで書かれていませんので、ちょっとわからないところがあるのですが、この改正によって、この指定から外れるというふうな形が出てくるのかなという気がします。例えば新旧対照表の3枚目になるのだけれども、1分の1となって、これは内容が違うからかな、第17条第2号というのは、そういう施設に入っている人だと思うのですが、これはここに当てはまらないというふうなことになるわけですね。そうすると、大分支給範囲が狭められるのではないかなとちょっと懸念するのですけれども、そういう今現在の人数とかについてお聞かせいただくことはできるのかというふうなこと。また、これ重度心身障害児とありますけれども、精神的な病気の重度というところについては、これは余り該当していないのかどうか、ちょっと文面だけからそうかなという気がするのですが、そここのところをもう少し詳しくお願ひしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えをさせていただきます。

長瀬町の在宅重度心身障害児の実績でございますが、平成26年でございますが、人数が62人、704件、金額で352万円となっております。

それから、17条関係の施設の制限の話ですが、1号から9号までありまして、第1号は児童福祉法に規定する乳児院または児童養護施設、第2号は児童福祉法に規定する指定発達支援医療機関、第3号については障害者総合支援法に規定する療養介護を行う病院または障害者支援施設、第4号、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のみ園が設置する施設、第6号は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関または社会福祉法に規定する無料低額診療所であって、進行性筋萎縮症者を収容するもの、第7号は国立保養所、第8号は生活保護法に規定する救護施設または更生施設、第9号は医療法に規定する病院または診療所で法令に基づく命令により入院、入所した者に治療を行う施設となっております。

以上の施設でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それで、要するに平成26年の実績を今お知らせいただきましたけれども、これが法改正によって大分少なくなったりということがあるかどうかだけ、ちょっとお答えいただいていないので、済みません、よろしくお願ひします。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えをいたします。

金額的には、さほど影響はないかと思われまます。特に施設が広範囲にわたっておりますので、一人一人どこに入っているということが今この時点では確認できませんので、大分いろんな施設がいっぱいありますから、1つその制限が加わったということで、長瀬の人がその施設に入っているか入っていないかまで

は、ちょっと確認ができません。それなので、多分その金額が下がるとか、そういうことはないかと思われ
れます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第32号 長瀬町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正す
る条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第13、議案第33号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題とい
たします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第33号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上
げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,983万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出
の総額を32億4,674万6,000円にしようとするものでございます。

補正内容は、歳入では国庫補助金、県補助金、諸収入及び基金繰入金の増額、歳出は企画費、社会福祉
費、児童福祉費、保健衛生費、林業費、商工費及び教育総務費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額す
る必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第33号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）に
つきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算
の総額に歳入歳出それぞれ7,983万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,674万
6,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。8、9ページをごらんください。まず、歳入の補正内容でございますが、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金、補正額1,497万1,000円でございますが、臨時福祉給付金等給付事業に対する国からの補助金でございます。

第15款県支出金、第2項県補助金、第1目総務費県補助金、補正額320万円は、ふるさと創造資金補助金で、長瀬町タウンプロモーション事業への補助金でございます。

第2目民生費補助金、補正額3,758万9,000円は、地域密着型サービス等整備助成事業に対する県補助金で、小規模多機能型居宅介護事業所を整備する事業者に対する補助金でございます。

介護保険施設等施設開設準備経費等支援事業費県補助金は、同施設を開設するための準備費の補助金でございます。

第4目農林水産業費県補助金、補正額2,160万円は、里山・平地林再生事業に対する県の補助金で、内示によるものでございます。

第3項県委託金、第3目衛生費県委託金、補正額4,000円は、自然公園特別地域保護管理の事務に対する県の委託金で、交付決定による増額でございます。

第19款諸収入、第5項、第2目雑入48万3,000円は、役場駐車場に設置してあります急速充電器の維持管理費分として38万3,000円、経営革新計画承認奨励金受入金10万円は、ちちぶ定住自立圏からの受入金でございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額198万5,000円でございますが、歳出額との不足額を繰り入れるものでございます。

次に、歳出の補正予算の内容についてご説明申し上げます。10、11ページをごらんください。第2款総務費、第2項企画費、第1目企画総務費、補正額365万8,000円は、右のページになりますが、第13節委託料337万円につきましては、長瀬町タウンプロモーション事業業務委託料648万1,000円で、埼玉県ふるさと創造資金2分の1の補助を受け実施する事業でございます。

また、矢那瀬地区小さな拠点づくり構想策定業務委託料につきましては、平成27年度の国の補正予算で、地方創生加速化交付金事業に採択されたため、減額するものでございます。

第14節使用料及び賃借料28万8,000円は、情報系システムのメールサーバー機器等のリース期間が満了になるため、新たに機器をリースするための経費でございます。

続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額1,497万2,000円は、第19節負担金補助及び交付金の説明欄にありますとおり、町民税が課税されていない方への臨時福祉給付金と低所得の障害・遺族基礎年金受給者への年金生活者等支援臨時給付金の支給に対する事務費や給付金でございます。

第2目老人福祉費3,758万9,000円は、地域密着型介護サービス事業等の施設を整備する事業所に対し助成をする事業で、施設整備費、準備費等を補助するものでございます。全額県補助金となっております。対象事業所は、岩田地区にあります有限会社あおばホームでございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額106万6,000円は、長瀬第一小学校放課後児童クラブ室トイレの改修に伴う工事費でございます。

続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目環境衛生費、補正額4,000円は、自然公園特別地域保護管理の事務に対する県の委託金が増額になったため、事業費を増額するものでございます。

続きまして、第6款農林水産業費、第2項林業費、第1目林業総務費、補正額2,160万円は、里山・平

地林再生事業委託料で、山林の景観を整え、森林の持つ機能を回復させるための事業で、全額県補助金により実施するものでございます。

次のページをごらんください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、補正額10万円は、経営革新計画承認取得に取り組む企業に対し奨励金を支給し、事業活動と経営の向上を図るための事業で、ちちぶ定住自立圏からの助成事業でございます。

続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額84万3,000円は、第一小学校屋外トイレの利用環境の向上を図るための工事でございます。

以上で議案第33号の説明とさせていただきます。



◎会議時間の延長

○議長（新井利朗君） ここで会議時間を延長いたします。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、もう一度何点かお聞きしたいと思います。

長瀬タウンプロモーション事業委託料、この長瀬タウンプロモーションの事業は、もう一度お聞きしますけれども、どういう事業を行っていくのか。また、矢那瀬地区小さな拠点づくり、これ減額になっていますけれども、私は全協でお約束をしたとおりスタートラインにつくために認めて、矢那瀬地区のこのお金がパスしたときには減額をするということを聞いておりましたので、以前も賛成をしましたがけれども、そこまで予算をしっかりと二重取りというか、保険を掛けるような予算のとり方をして、いまだ何をしたいかが決定できないような、こういう状況なのでしょうか、もう一度お聞きします。

それから、第一小学校放課後児童クラブのトイレ改修工事、約200万になりますよね、足すと。これはどういう工事を行うのか、お聞きしたいと思います。

それから、里山・平地林再生事業のお金は、どこの山の事業を行うのか、その4点ですか、お聞きします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、タウンプロモーション事業の内容はどんなものかということでございますが、まず長瀬町を全体的にPRしていくということが必要ではないかということで、このプロモーション事業は行っております。

先ほども、前に説明をさせていただきましたが、加速化交付金で採択にならなかったものでございますが、内容を若干変更させていただきまして、長瀬町のPRを含め今度は移住、定住へのPRを主に、長瀬町へ訪れていただいたり、長瀬町へ移住、定住の促進を図るものを今回内容としてさせていただいております。

また、この内容につきましては、東京にあります移住促進センターや埼玉県がこれから設置する予定の、

仮称ではございますが、アーバンヴィレッジ支援センターというのを設置する予定でございますので、そこにいろいろな資料を置いて長瀬町のPRを行って、長瀬町に興味を持っていただいた方につきましては、詳細版を配付するというような事業でございます。それとまたホームページ等を開設したり、あとは今若い人がSNSですか、フェイスブックやライン等を使って情報を仕入れるということですので、そちらのスマートフォン用のアプリというか、ホームページも作成して情報発信をしていくという事業でございます。

また、矢那瀬地区の減額につきましては、先ほどもご説明したとおり事業が通ったということで減額をさせていただきましたが、町としましては主要事業でございますので、この事業につきましては今年度中に実施、動き始めたいということで予算をとらせていただいております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

里山・平地林再生事業でございますが、今年度は昨年度の続きといたしまして、小坂区の八寺沢地区から矢那瀬上郷区までの山林約30ヘクタールのササ、灌木の刈り払いと枯損木、不良木の処理を予定しているものでございます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 関口議員の質問にお答えをいたします。

長瀬第一小学校放課後児童クラブ室のトイレの改修工事費でございますが、現在放課後児童クラブ児童数が49名に対しまして、トイレが1カ所という状況でございます。低学年の児童も多く失禁等もあるなど、保育に支障が出ているために、早急にトイレ設備を1カ所増設するための費用として計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

長瀬第一小学校外トイレ改修工事でございますが、平成3年3月竣工のトイレで、24年経過しております。こちらが、学校の児童以外にも学校行事、運動会等で保護者及び高齢者の方が利用するため、その老朽化の解消と既存の和式トイレから洋式トイレへ男性1、女性3、そちらのトイレの改修でございます。それとあわせて内部の照明が暗いということで、それと夜間等消し忘れがあるということで、センサー式の照明器具等を設置するものでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） トイレの2つの問題はよくわかりました。また、里山・平地林事業も去年と引き続きということで、これもよくわかりました。

あと、私がちょっと危惧をするのは、この長瀬タウンプロモーション事業に648万1,000円を投入すると。長瀬をPRするという、この趣旨はよくわかりますけれども、けさ一般質問で私もやりましたけれども、こういう長瀬をPRするPRをする。私本人は、外からのことに集中し過ぎないで、もっとこの町内をいろいろ要望があるところも手をかけてほしいという観点から、この長瀬プロモーション事業委託料、こう

いうものにお金を使わないほうがいいと私は思います。排水が困っているところ、あるいは下水のふたができない、消防自動車が入れない、救急車が入れない、本当に町民の方は結構悲鳴上げていて、どうやって、要望書を出しているけれども、全然直らない直らないという話があるので、よく考えていただいたほうがいいと思います。

それから、矢那瀬地区小さな拠点づくりも同じで、先ほども言いましたように保険を掛けて予算をしっかり組んでいく、これだけ一生懸命やる、もう何が何でも矢那瀬地区の小さな拠点はやろうという意欲はよくわかります。意欲はわかるのだけれども、それがまだスタートラインで何をしたらいいかがわからない。こんな状況でこういう予算をとっているのだったら、この予算をそういう生活の町民サービスに使ってほしい、少し考え方を私は変えていただきたい。本当にみんなしっかり働いて納税をしている。観光協会、納税しているのかどうか、観光業者どうだという話もあるけれども、守秘義務があって統計はとれない。そういうことをやって長瀬をPRするのもいいでしょう。だけれども、本当にこれをやって、この長瀬がこれから先少子化が食いとめられるという保証もないわけですから、私はこういうお金、町民側に向けて発信をしてもらいたい。本当に区長さんの判こをもらって、どうやって要望書を出したらいいのだ、どうすれば道路が直してもらえるのだろうかという悲鳴は、数多く聞いています。私に頼むからできないのだよということを私は言っています、はっきり言って。執行部の皆さんが、そういう悲鳴をしっかり受けとめて、財力が余っているのだたらこういう事業もいいでしょう。これは、広告と言ってはあれだけれども、そういうPRの仕方をしようとしているのだろうかけれども、はっきり言って私は無駄遣いだと思います。

そこでもう一度、これ企画財政課長でしょうか、こういう話をどんどんやっていくには、私もこの事業、これだけのお金でやったら、またどんどん、どんどん次から次へやっていかななくてはだめだ。先ほど8番議員が一般質問で公園の話をした。もうとめられない、そうならないようにもう一度、課長答弁をお願いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 今回のタウンプロモーション事業につきましては総合戦略に載っている事業でありまして、進めていく必要があるのではないかと考えております。

何しろ長瀬町をPRする、また定住、移住促進をするということは、まずは基礎的なものだと考えております。ここがまずできないと、ほかのいろいろな事業をしてもなかなか効果が出ないのではないかと。ただ、タウンプロモーションをやったからといって、すぐすぐに結果が出るということは私もないとは考えておりますが、こういうPRをすることによって少しでも長瀬町を知っていただく、長瀬町に移住をしていただくというような考えを持っていただければ効果はあるのではないかと考えておりますので、この事業については進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、8番議員と重複するところはあるのですが、タウンプロモーション事業、総合戦略を立てました。それから、その前にアンケートを町民に行いました。あのアンケート結果、そんなふうなところで、まず長瀬町の住みよいところとか、そういうのわかっているわけですよね、そうですね。だから、そんなふうなものを、これ業務委託するとなっているのですが、この事業をそっ

くり648万1,000円の業務委託なのですか、それはないと思うのです。

やはりこれやるのならば、総合戦略を立てて人口ビジョンもつくったと、10年後、20年後、30年後の人口推計も出たわけです。要するに推計が出たのだから、それをとめるためにこれをやるということですよ。ですから、これはすぐに結果は出ないかもしれないけれどもと今答弁されましたけれども、すぐではなくても10年後、20年後に結果を出さなければいけない重要な事業だと思います。だったら、それを全額業務委託してというのは、ちょっと考えられないと思うのです。もっと練って、また面倒くさいかもしれないけれども、少なくとも、それでは町のプロモーション事業をつくるに当たって話し合いをするとか、そうしていかないと全額業者委託では、例えばどこの業者かわかりませんよ、東京の業者に委託したとすれば、東京の業者は長瀬町を実際知らないわけです。本当に住んでいないし、どういうところだかわからないと。その人が長瀬町をPRするよりも、アンケートもやったのだし、そういうアンケートを利用したり、役場の職員さんがいるではないですか、それを活用すべきです、若い人たちも。これ減額でやるというのならわかるのですけれども、このまま全部のお金を、県からの補助金が2分の1ですよ、多分320万、それでまた足して出してしまうというのはどうか、いかがなことかなと、もう少し考える余地はないですか。

以上です。

〔「だめだよ、ひもついているからこういうのは。これは切れよ。だめだよ、ひもつき、ヒルが多いんだから」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、委託料、全額業者委託か、全て業者に任せるのかということでございますが、業者委託はいたしますが、町が入らないことはございません。町と業者で話し合いをしながら、先ほど申しましたようにアンケート調査とか、ほかにいろいろな計画等策定されていますので、そういうのを参考に町と業者で、こういうふうなことをやっていったらいいのではないかとということで計画をするもので、全て業者にこれを丸投げということではございません。町も当然関与しながら、町のやりたいこともその中に盛り込んでいただく、そういうことで計画をしていますので、一切丸投げということではございません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、例えばきょうの議会の中で出たと思うのですが、空き家の調査をするというふうな、この空き家調査は国のほうの指導で多分やったと思うのです。だから、そうしたら空き家を活用してと言うけれども、では町として、その定住を希望する人に対してどれだけ空き家の改修費を出すとか、そんなふうなものできているのですか。もしそういうものがなくて、長瀬町は空き家もありますよ、自然もいいですよ、町長が言われるには通勤圏も近いところにありますよというふうなことがあると。だから、通勤圏があるのはいいだろうと、では空き家がありますよと、空き家に対してそれをどういうふうに再生する、例えばこれ空き家を再生するといっても、福知山なんかでは100万ぐらい出すのです。空き家を改修するのに、まちでお金を出すのです。10人来たら1,000万かかるのです。そういう財政的措置もできているのかどうか。そうでなくて、空き家がありますよ、活用できますよ、相対で話し合ってくださいでは、ちょっと無理なのではないかなと。そこまでできているのかどうか、それもできていて、もうこのお金出せば、そういうふうこれから人口もふえていけるのだというプロモーション事業ならいい

と思うのですが、その回答のほうをお願いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、PRするのに移住、定住、空き家の活用等はできているのかということでございますが、現在空き家の調査をしまして、本年度その空き家を今後どうするかという協議会を設置して、空き家を審査して活用できるかどうかというのを検討します。その結果、利用できるものについては持ち主と交渉しまして、空き家バンク等への登録をお願いしまして、移住に向け対応してまいります。また、移住した場合、その空き家を直すとかという補助金があるかどうかということでございますが、例えばその空き家を購入して住みたいという場合であれば住宅取得奨励金がございますので、そちらのほうでも補助金は出ます。

また、今後になります、そういうのも総合的に勘案しまして、例えば賃貸であれば、そのリフォーム代を助成するとかということは、これから計画していくことになると思います。とりあえずは、その住宅を買う場合につきましては住宅取得奨励金の補助金がありますので、そちらの対応が可能かと思えます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 今の問題、確かにやることはいいのだよ、やるということはいい。ただ、さっき言ったとおりダニとかヒルみたいなものがくっついてくるのだ、こういう事業、仕事には。それが俺は気に入らないのだ、本当に話にならないのだよ。だから上手に、それはいいよ、町でやって。それは向こうから先に来て、手前らの都合のいいようなこと答弁している、これが行政、国だか県だか、これがくだらないのだよ、はっきり言って。だから、この件を抜いてならば俺は賛成するから。そういうことです。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、ちょっと真剣にやりたいと思えます。

私は、反対ばかりしているといううわさを結構流されております。私は、執行部に対して反対のための反対をしにここに来ているのではないのです。町の納税者のための税金の使い方を私は執行部の皆さんにご意見をしているのであります。よく考えてください。このプロモーション事業にしても、先ほど言ったように小さな拠点づくりも、これがやりたい、やりたいけれども、何があるのだといったら、まだ何も決まっていない。それだったら、もっと町民の人が欲しがっている道路を直してほしい、ここに砂利まいてくれ、ここに救急車が入れるようにしてくれ、消防車が入れるようにしてくれという悲鳴をしっかりと聞いてください。

それから、この長瀬町は、既存の施設が中央公民館にしる保健センターにしる、かなりの老朽化が進んでいるのです。もっとそっちに手をかけて、今回長瀬幼稚園の発表会は皆野町でやるそうです。長瀬町の

幼稚園の発表会を長瀬町でやらないで皆野町でやる。恥ずかしくないですか、執行部の皆さん。これからの子供たちですよ、未来を背負う子供たちが皆野町の舞台を借りて発表会をやる。私はもう以前から言っています、既存の建物が老朽化しているからハンドルを切ったほうがいい。

それから、この長瀬町は高齢者がこれから随分ふえてきます。パブリックコメントにも、町長もパブリックコメントを見たら、こんなに公共交通が入っているという話を全員協議会でもしました。ですから、もう本当にこういうプロモーション事業、これは多分パンフレットを配ってという話なので、パンフレットは観光協会でもかなりあるではないですか。だから、私はこの使い方、考え方をもう一度もとへ戻して、大事な税金ですから、たとえ半分県から出るといっても、半分は町の税金を使わなくてはだから、もう一度しっかり考えてもらって、立ちどまって振り向いてください。町民側に目を向けてください。

それと、今言うように子供たちが、本当に長瀬の老朽化した施設を使わず、よその町へ集合ですよ、そういうことを考えて使っていただくように、ここで反対をしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 私は、これは予算の中でも出てきて、国庫、県支出金が確定したということかなという中で理解をしているのですけれども、予算も賛成させていただいている中で私からすると、先ほど町長のお話にもありました、私の一般質問にもありましたが、申しわけないのですけれども、なかなかこの長瀬がちゃんとPRできているとは思えません。五、六年前にも、ホームページのことについてお話をさせていただきましたけれども、そのときから少しは確かに変わっているのですけれども、もっとできることがあるだろうと思って、毎年毎年見てまいりました。

そういった中で、今回総合戦略を含めて予算に出てきたタウンプロモーション計画ということでございますが、皆さんさっきご指摘もありましたように町の職員の皆さん、そして町の方の意見も取り入れていけば、今回この予算が出ていても、全てを消化することなくできるのではないかなと思います。ただ、今回は、この補助金の決定という部分もありますので、まずはこれで進めていただいて、もちろんこれ以内またはこれをほとんど使わなくてできればいいと思いますけれども、先ほどの皆さんのご意見をしっかりと聞いていただいて、予算どおりこのプロモーション事業を進めていただいたほうがいいかなと思います。

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、先ほど意見も言いましたタウンプロモーション事業委託、これに宝の町というのが総合戦略から抜けています。抜いたのかなという感じがしますが、やはり素地づくりができていないところで、業者委託というのとはできないのではないかなと思います。何か人に頼むときに、要するに大まかな設計図、何と何と何をやるというふうな話は、先ほど町のPRとか移住、定住を図るものとかホームページだとか、そういうことは出てきました。

では、どのようなホームページをとというのは、これは委託に任せるとのことですよ。そうではなくて、もっとその素材づくりをしっかりしてから、ことしはことし1年素材づくりに当てると、タウンプロモーションは来年度、例えばそれをもとにして業者委託すると、金額も少なくなるであろうしという、素材づくりができていないで委託というのは納得できないということで、反対討論をします。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 自分が考えたことは、町の土地がかなりあるのではないかと思うのですけれども、普通の事業なら足りないお金は自分ちにあるお金を使うのに、土地があるからそれを売って補助するような形を町としてはとれないのですか、結構あると思うのですけれども。そうすれば住民も納得するのではないかと思うのですけれども、そんなことで、町としては、何かで使うので欲しいから売れないというのならしょうがないのですけれども、多少どれだけでもそういうことで補助できるものはしたほうがいいのではないかなと思うのですけれども。

以上、それだけです。

○議長（新井利朗君） 次に、本案に対する反対討論を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 私もよくわからなかったのですけれども、討論を聞いていて、確かに幹線道路を外れると舗装していないところがいっぱいあったりして、これが高齢化の中で、そのところがやっぱり優先するのではないかなと。タウンプロモーション事業もいいのですけれども、優先順位からしたら、やっぱりそっちのほうに目を向ける必要があるのではないかなというふうに思ったのです。

そういう意味でいったらば、これを取り下げてやったほうがいいのではないかというふうに考えたもので、私自身もそうしてみると、やっぱりこれは外したほうがいいのではないかというふうに思いました。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 賛成意見を述べます。

なぜかといいますと、この一般会計補正予算（第1号）なのですけれども、先ほど皆さんが言っているタウンプロモーション事業業務委託料の648万1,000円というのがネックになって言っていますけれども、この予算書を見ますと、これを通して里山だとか、それから地域密着型の3,200万だとか、それから559万だとか、トイレとか何かがあるので、この分につきましてはこの予算書を通して、それから後は……

〔修正でいいんだよ〕という人あり〕

○8番（大島瑠美子君） 修正でやればいいかなと言いますけれども、そこだけを神川町とか、それから被保険審査とかなんとかというので、全部専決処分だと持っていかれたというのもありますけれども、一応一般会計補正予算（第1号）でいろんなものがありますので、これにつきましては後々するしないというのは、まだ決定ではありません。ただ、あくまでも予算ですので、この予算は通していただいて、それから後、いろいろではこれはよしましょうというので、そのようにしてこの予算は通したいと思しますので、この補正予算につきましては賛成ということにいたします。

○議長（新井利朗君） 次に、反対討論を許します。

〔なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新井利朗君） 起立多数。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第14、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出していた
だくための請願を議題といたします。

紹介議員、田村勉君に趣旨説明を求めます。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 紹介議員の田村です。これは、秩父民主商工会から要請されたものでありますけれども、まずこの請願の理由などを読み上げますので、ぜひ手元にあるのをよく見ていただきたいと思うのですが、所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出していただくための請願。

請願の要旨は、「所得税法第56条」は廃止するよう国に意見書を上げること。

その理由は、所得税法第56条は「配偶者とその親族が事業に従事した際、対価の支払いは必要経費にしない」と定めています。どんなに働いても家族従業者には、自家労賃（私の働き分）が社会的に認められず、タダ働きを強いられています。

埼玉県が「商工業等に携わる女性に関する実態調査」（2003年）でも「家業で働いた報酬」については家業ということで受け取っていないと28%が回答しています。

事業主の所得から控除される働き分は配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円であり、家族従業者はこのわずかな控除が所得としてみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況になっています。一人の人間として働き分が給与として認められないことによって、交通事故の休業補償では専業主婦5,700円の半分以下の2,356円と大きな不利益が生じており、また事業を継がせられないなど後継者不足に拍車をかけています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認めており、日本だけが世界の進歩から取り残されています。憲法は一人ひとりの人格、人権を認めています。

家族従業者の労働を個人の働き分として正當に評価すべきです。所得税法第56条は憲法、女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法に反する時代遅れの法律です。また、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。この間全国376の自治体議会（2014年4月現在）が意見書採択し、自由法曹団や各税理士会でも意見書を提出しており、国会でも検討する課題となっています。

家族従業者が一人の人間として人格、人権が尊重され、「法の下での平等」のために、所得税法第56条の廃止を求めます。

内容としては、そういう中身になっています。要するに、ちょっと説明を加えますと、事業主の配偶者や親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないという内容で、どんなに働いてもただ働き、配偶者は1年間で86万円、それ以外の親族50万円が控除される。最低賃金にも満たない。これがあることによって家業を継がせることができないとか、あるいは何か事故があって休業補償をもらう場合でも、全然そのお金が少なくなってしまうというようなことがあって、非常に中小零細業者の家庭では困

っているというのが実態で、これは法のもとの平等だとか、先ほども申し上げた女性差別だとか、男女共同参画という今の法律との関係でいったらば、やっぱり矛盾していると。埼玉県の中でも17自治体ぐらいでしょうか、これは通っているわけです。ぜひこの長瀬町議会でも、中小零細業者の特に婦人、そういうところにターゲットを当てていただいて、法のもとの平等、男女同権、同一労働、同一賃金、こういう現代の憲法に合わせた、そういうふうに変えていくという趣旨の中身ですので、賛同いただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（新井利朗君） これより本請願について、紹介議員の説明に対する質疑を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） それでは、この請願の内容について何点か質問させていただきたいと思います。

この請願の中に、「家族従業者はこのわずかな控除が所得としてみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況になっています」や「事業を継がせられないなど後継者不足に拍車をかけています」などの文言がありますが、こちらについては、この所得税法第56条を廃止したら解決するのでしょうか。

2点目が、交通事故の休業補償とありますが、こちらは所得税法第56条とどんな関係があるのでしょうか。

家族従業者の労働を個人の働き分として正当に評価すべきとありますが、所得税法第57条の条文には、「労務の対価として相当であると認められるものは、その居住者のその給与の支給に係る年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入し、かつ、当該青色事業専従者の当該年分の給与所得に係る収入金額とする」とあります。請願のような問題を解決するには青色申告にすればいいと考えますが、いかがでしょうか。

あと2点、この56条は、憲法、女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法に反するとありますが、この条文のどこの部分が反しているのか。

最後に、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しているとありますが、これは差をなくして全て青色に申告すればいいという理解でよろしいでしょうか。

○議長（新井利朗君） ただいまの質問に対して、2番、田村勉君の回答を求めます。

○2番（田村 勉君） 56条でこれだけ差別されていると、これがいわゆる休業補償の査定をする額がそれだけ低くなってしまったりしているわけなので、当然そこから影響を受けるわけです。

それから、57条の問題と、それから4つ目の白色と青色にしたらいいのではないかという議論がありましたけれども、これは同じだと思うのですけれども、そもそも税法そのもの自身は、今の憲法では自主申告です。本人が申告するというのが基本であって、青色申告するか白色申告するかというのは、その事業主の判断が基本なわけです。それを白色ではなくて青色にすればいいというのは、もともとの考え方としては、ちょっと今の法律の制度からいったらおかしいのではないかと思います。

あと何でしたっけ。

〔「交通事故の休業補償とあって、どんな関係があるのか」と言う人あり〕

○2番（田村 勉君） 今言ったように向こうが、保険を出す側はちゃんと査定する基本があるわけです。それが低いために、やっぱり非常に少ない金になってしまうようなことが関連しています。

以上です。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ありがとうございます。所得税法第56条は今お持ちでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○4番（岩田 務君） こちらを見ていただくとわかると思いますけれども、差別にかかわることとか交通事故、休業補償についての文言はありません。私としますと、この56条を廃止することでどうしたいのか、そこに疑問を感じております。

憲法、女性差別、また男女共同参画、先ほどの反するといった部分については、居住者や配偶者、親族といった文章であり、男性でも女性でもあり得るわけで、ほかにも反しているというような文言はございません。

あとは、もう一度最後に質問しますけれども、この所得税法第56条を廃止することで今後どうしたいのか。私は、なくすのではなくて、変えなくては今回の請願の理由にあるようなことは変えられないと思います。こちらについてご説明をお願いして、判断させていただきたいと思います。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今の質問の趣旨は、所得税法56条には書いていないというふうなことを言っていますが、これはインターネットで調べてみてもわかりますけれども、実際に適用されるのは、例えば業者の方が行くと、白色の場合だと配偶者だと86万円になる、それから家族だと50万円になると、実際そういうふうにもって運用されているわけです。だから、条文そのものにその言葉がついていなくても、その条文から抜き出して運用されているのが実態ですから、これはもうそのとおりだと思うのです。これをなくすことによって、やはり納税者が自主申告でもって届けられるというふうになると思うのです。この障害になっていると思うのです。いわゆる青色申告にすればいいのではないかなというふうなことを誘導するために、やっぱりそういう制度があるような、そういう感じになっているのではないかなと思う。だから、まず基本はそういう事業主、つまり労働者、その人たちが自主的に申告すると。青色、白色と、その選択は自由なわけです。それは、今のいわゆる自主申告制度であるわけですから、これはやっぱり憲法に合致しているし、この憲法に合致したようにするためには、この56条自身がそういうふうなことから運用されるわけだから、これを廃止しようというのがこの請願の趣旨です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、私もこれが出されたので、所得税法56条というのをちょっと調べてみました。なかなか条文だけではわからないところはあるのですが、この法律は、そもそも昭和22年3月施行で、40年に改定制定されているのです。大分古いものです。立法趣旨とか経緯、家族観も、社会通念の変化により、その意義は制定当初とは随分乖離した内容であるということは確かだと思います。

また、本規定が、個人主義が中心に考えられる現代社会においては、なじまないという点もあるのは確かだと思います。しかし、そもそもこの56条、要領のよい納税者、いわゆる租税回避行為の防止という点からは、ある意味存続させたほうが良いという点があると思います。

そこで、この56条、請願は廃止というふうなことなのですが、納税者個々の事情を考慮するなど、解釈や適用のあり方など、現在社会の世に合致したものに見直して、廃止でなく改正見直しでしていくと、そういうことではまずいのかどうか、田村議員にお答え願いたいと思います。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 村田議員のほうから2つあったと思うのですが、1つは租税回避という問題

ですけれども、租税回避の問題で言えば青色でもそれは可能なわけです。そういう意味では、白色であっても青色であっても、悪意か故意かは別としても、その租税回避のようなことはできるわけです。これは、だから自主申告の立場でもって考えればいいのではないかと思うのです。やっぱり長瀬議会の意思ですから、出したやつそのもの自身を一言一句変えないということではなくて、見直しという点でもって皆さんの合意をいただければ、見直しでやってもいいのではないかなと私は思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、常任委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願については、常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。本請願は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出していただくための請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（新井利朗君） 起立少数。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。



◎総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（新井利朗君） 日程第15、総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに可決されました。



◎総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の
継続調査の件

○議長（新井利朗君） 日程第16、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに可決されました。



◎閉会について

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（新井利朗君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例改正案、補正予算案など9件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

また、今後の予定でございますが、8月2日に長瀬町子ども議会を開催いたします。これからの長瀬町の将来を担う小中学生に、教育の一環として議会の仕組みを体験、学習してもらうとともに、子供たちの視点からの素直な意見や提案を聞き、今後のまちづくり施策の参考とすることを目的に開催するものでご

ございます。議員の皆様にも、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

ここで、議員の皆様にご報告をいたします。昨日電子メールで爆破予告があり、その後警視庁捜査一課より、それについての電話が入りました。すぐに秩父警察署及び埼玉県危機管理防災部に通報したところでございます。県内では13団体にあったようですが、秩父郡市では長瀬町のみにあったわけでございます。実は、このようなメールは数日前にもございましたが、何もございませんでした。また、このときには全国の市町村にあったということでございます。多分愉快犯だとは思いますが、しっかりとした対応をさせていただきます。

いましばらくははっきりしない天候が続くかと思いますが、皆様には健康には十分にご留意され、町政の進展のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして、6月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（新井利朗君） これをもちまして、平成28年第2回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後5時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 9月 2日

議 長 新 井 利 朗

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 染 野 光 谷